

— 目 次 —

(3月3日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	4
出 席 議 員	5
欠 席 議 員	5
議会事務局職員出席者	5
説明のために出席した者	5
開会、開議宣告	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
常任委員の所属変更	7
議会運営委員の選任	8
議長の諸般報告	8
市長の行政報告	9
市長の施政方針説明	13
産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	20
国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告	21
議会改革特別委員会の閉会中の調査報告	22
いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告	24
長崎県病院企業団議会議員の報告	25
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告	26
承認第1号	29
承認第2号	29
承認第3号	29
議案第1号	32
議案第2号	35
議案第3号	35
議案第4号	35

議案第5号	35
議案第6号	36
議案第7号	36
議案第8号	36
議案第9号	45
散会	49

(3月4日)

議事日程	51
本日の会議に付した事件	53
出席議員	54
欠席議員	55
議会事務局職員出席者	55
説明のために出席した者	55
開議宣告	56
議案第10号	56
議案第11号	56
議案第12号	56
議案第13号	56
議案第14号	56
議案第15号	64
議案第16号	65
議案第17号	65
議案第18号	65
議案第19号	69
議案第20号	69
議案第21号	69
議案第22号	69
議案第23号	69
議案第24号	69
議案第25号	69
議案第26号	69

議案第27号	69
議案第28号	69
議案第29号	69
議案第30号	69
議案第31号	69
議案第32号	69
議案第33号	69
議案第34号	69
議案第35号	86
議案第36号	86
議案第37号	90
議案第38号	90
議案第39号	94
議案第40号	95
議案第41号	95
議案第42号	96
同意第1号	97
同意第2号	97
同意第3号	97
同意第4号	97
同意第5号	98
同意第6号	98
陳情第4号	99
散 会	100

(3月14日)

議 事 日 程	101
本日の会議に付した事件	101
出 席 議 員	101
欠 席 議 員	101
議会事務局職員出席者	101
説明のために出席した者	102

開議宣告	1 0 2
市政一般質問	1 0 2
3番 入江 有紀君	1 0 3
2番 小島 徳重君	1 1 4
15番 大浦 孝司君	1 2 6
散 会	1 3 5

(3月18日)

議 事 日 程	1 3 7
本日の会議に付した事件	1 3 8
出 席 議 員	1 4 0
欠 席 議 員	1 4 0
議会事務局職員出席者	1 4 0
説明のために出席した者	1 4 0
開議宣告	1 4 1
議案第9号	1 4 1
議案第1号	1 4 3
議案第15号	1 4 3
議案第38号	1 4 3
議案第1号	1 4 3
議案第10号	1 4 3
議案第11号	1 4 3
議案第12号	1 4 3
議案第13号	1 4 3
議案第14号	1 4 3
議案第32号	1 4 3
議案第39号	1 4 3
議案第1号	1 4 3
議案第16号	1 4 3
議案第17号	1 4 3
議案第18号	1 4 3
議案第35号	1 4 3

議案第36号	143
陳情第4号	153
議案第43号	154
議案第44号	157
議案第45号	157
対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	159
発委第1号	160
発議第1号	162
常任委員会の閉会中の継続調査について	163
委員会の閉会中の継続審査について	164
発議第2号	164
発議第3号	164
閉会	172
署名	173

対馬市告示第120号

平成28年第1回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年2月22日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成28年3月3日(木)

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君

小島 徳重君

入江 有紀君

船越 洋一君

渕上 清君

脇本 啓喜君

黒田 昭雄君

小田 昭人君

長 信義君

上野洋次郎君

初村 久藏君

大浦 孝司君

小川 廣康君

大部 初幸君

兵頭 栄君

作元 義文君

山本 輝昭君

堀江 政武君

○3月4日に応招した議員

○3月14日に応招した議員

○3月18日に応招した議員

○3月3日に応招しなかった議員

波田 政和君

齋藤 久光君

○3月14日に応招しなかった議員

脇本 啓喜君

議事日程(第1号)

平成28年3月3日 午前10時04分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 常任委員の所属変更
- 日程第4 議会運営委員の選任
- 日程第5 議長の諸般報告
- 日程第6 市長の行政報告
- 日程第7 市長の施政方針説明
- 日程第8 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第9 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第11 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第12 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第13 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市一般会計補正予算(第5号))
- 日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号))
- 日程第17 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第18 議案第2号 平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第3号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第4号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第5号 平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第6号 平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第

2号)

日程第23 議案第7号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)

日程第24 議案第8号 平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第4号)

日程第25 議案第9号 平成28年度対馬市一般会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 常任委員の所属変更

日程第4 議会運営委員の選任

日程第5 議長の諸般報告

日程第6 市長の行政報告

日程第7 市長の施政方針説明

日程第8 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第9 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

日程第10 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

日程第11 いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告

日程第12 長崎県病院企業団議会議員の報告

日程第13 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市一般会計補正予算(第5号))

日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号))

日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度対馬市水道事業会計補正予算(第3号))

日程第17 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)

日程第18 議案第2号 平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算(第3号)

日程第19 議案第3号 平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第20 議案第4号 平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第5号 平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第6号 平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第7号 平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

日程第24 議案第8号 平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）

日程第25 議案第9号 平成28年度対馬市一般会計予算

出席議員（18名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 淵上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	11番 上野洋次郎君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員（2名）

10番 波田 政和君	12番 齋藤 久光君
------------	------------

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君

総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時04分開会

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。波田政和君、齋藤久光君より欠席の届け出があっております。

次に、配付しております議案中、対馬市過疎地域自立促進計画書について、訂正の申し出があ
っております。上程前であり、議長がこれを許可しておりますので、了承願います。

なお、訂正作業は、昼食休憩中に行いますので、計画書を議席に置いて退席していただきます
ようお願いいたします。

また、議案ではございませんが、施政方針説明書に一部訂正があり、本日、配付しております
ものと差し替えの依頼があっておりますので、よろしく願いをいたします。

会議に入ります前に、市民の皆様に対し、市議会を代表し、昨年暮れの議員の不祥事について、
全国的に大きく報道され、対馬市の名誉を著しく傷つけ議会としての信頼を損ねたことを、まず
もって、深くおわびを申し上げます。

今後は、市民の負託を受けた議会人として、二度とこのようなことのないよう、議会一丸とな

って信頼回復に努めてまいること、議員一同、申し合わせをしておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、大部初幸君から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。大部初幸君は登壇して発言してください。17番、大部初幸君。

○議員（17番 大部 初幸君） 皆さん、おはようございます。このたびは、私と入江議員に関する件で、対馬市民と対馬市議会の皆様に対し、大変な御迷惑と御不快の念をおかけすることとなり、まことに申し訳ありませんでした。

私は、入江議員が言われているような行為はしておりません。しかしながら、私にも軽率な点があり、それで、入江議員が事実を誇張し歪曲してマスコミに情報提供をし、全国放送されたことで、対馬市の名誉やイメージが損なわれたことを考えると、じくじたる思いを禁じ得ません。

私は、本議会の議員として、5期目を務めさせていただいております。残された1年余りの任期を誠心誠意全うし、これまでどおり、対馬市の発展のため尽力する覚悟であります。

このたびは、まことに申し訳ありませんでした。

○議長（堀江 政武君） ただいまから平成28年第1回対馬市議会定例会を開会します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 政武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、作元義文君及び春田新一君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（堀江 政武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付しております会期日程案のとおり、本日から3月18日までの16日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。会期は、本日から3月18日までの16日間に決定しました。

日程第3. 常任委員の所属変更

○議長（堀江 政武君） 日程第3、常任委員の所属変更を議題とします。

配付のとおり、総務文教常任委員の船越洋一君から、厚生常任委員会に、厚生常任委員の大部

初幸君及び淵上清君から、総務文教常任委員会に所属を変更したいとの申し出がっております。
また、厚生常任委員の入江有紀君から、産業建設常任委員会に、産業建設常任委員の初村久藏君から、厚生常任委員会に所属を変更したいとの申し出がっております。

お諮りします。申し出のとおり常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり各常任委員会の所属を変更することに決定しました。

なお、ただいまの所属変更により、厚生常任委員長が空席となります。また、総務文教常任副委員長が欠けておりますので、これより、総務文教、厚生各常任委員会は会議を開催し、正副委員長を互選願います。

また、常任委員会終了後に議員控室において全員協議会を開催しますので、お集まりください。暫時休憩します。

午前10時07分休憩

.....
〔常任委員会・全員協議会〕
.....

午前10時19分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

厚生常任委員長に船越洋一君、総務文教常任副委員長に大部初幸君が選任されております。

以上、報告します。

日程第4. 議会運営委員の選任

○議長（堀江 政武君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

大部初幸君から議会運営委員の辞任願があり、これを許可しております。つきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、後任に船越洋一君を指名いたします。

日程第5. 議長の諸般報告

○議長（堀江 政武君） 日程第5、議長の諸般報告を行います。

先月21日告示の市長選挙に小宮教義君が立候補したことにより、公職選挙法第90条が適用され、小宮教義君は議員としての資格を失っておりますので、報告します。なお、これにより議席13番が空席となりますが、議席の変更は行わず、13番は欠番とします。

小宮氏におかれましては、長きにわたり市議会議員として対馬市の発展に貢献されてこられま

した。この御功績に対し衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今後ますますの御活躍を
祈念申し上げます。

その他、12月定例会以降の議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

日程第6. 市長の行政報告

○議長（堀江 政武君） 日程第6、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。

本日、ここに、平成28年第1回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

初めに、2月28日執行の対馬市長選挙の開票事務が、予定時刻から20分遅れの開始となったことについて、御報告とおわびを申し上げます。

午後6時の投票終了後、各投票所から開票会場であります「シャインドームみね」まで、投票管理者、投票立会人及び投票事務従事の市職員3名により「投票函」と「封筒に入れた投票函の鍵」が送致され、会場においては、別の市職員が確認を行い、引き継がれます。

投票函の鍵を入れる封筒には、投票管理者と2名の投票立会人、計3名の印をもって3カ所封印することといたしておりますが、美津島町第13投票所の鍵封筒の引き継ぎの際、封印が一部漏れていることが確認・指摘され、その押印のため、その投票地区へ引き返し、結果、予定開始時刻から20分遅れて鍵封筒が届き、午後8時50分に開票が開始されました。

今回の事態について、「気の緩み」、「漫然と仕事をしているのではないか」との指摘を受け、ても弁解の余地もございません。

また、選挙管理委員会事務局に対し、今回の検証を行い、二度とこのような事態を招くことがないように、善処策の検討も依頼をし、以後、厳格な職員の指導徹底に努めてまいりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

市内有権者の皆様をはじめ、それぞれの熱い想いを抱き、ふるさと対馬の未来開拓のため出馬を決断し、全力で選挙戦を戦われた候補者並びに関係者の皆様に対し、衷心よりおわびを申し上げます。

まことに申し訳ございませんでした。

次に、12月定例会以降、本日までの主な事項につきまして、御報告を申し上げます。

まず、しまづくり戦略本部関連でございます。

航空運賃低廉化対策事業についてでございますが、本事業は、「交流人口の拡大」と「国境離

島活性化対策」の一環として、航空運賃の低廉化支援制度の創設を国に求めていくことを目的として、全日本空輸株式会社の御協力を得まして、平成27年9月から11月までの3カ月間、割引運賃の実証事業を実施いたしました。

お手元に配付の航空運賃低廉化事業旅客実績表によりまして、その3カ月間の結果について、御報告申し上げます。

例年に比べ、全利用者数については、9月は増加、10月・11月においては減少となっておりますが、特割・旅割の利用者が例年に比べ伸びていることからすれば、一定の事業効果が認められたと考えております。

なお、3カ月間の市の費用負担は約3,000万円となっております。

当初、全日本空輸（株）との協議におきまして、「実証事業を6カ月程度実施できないか」との本市の要望に対し、「まずは3カ月間の実証事業を行い、その後、実施期間の延長が必要か否かについて再度協議することとしたい」と、旨の回答であったことから、先般、同社と事業期間延長の協議を行い、前回までの割引料金の「特割・旅割」を含め、新たに都市部からの乗り継ぎ便を対象とする「乗継特割・乗継旅割」を追加をし、2月1日から3月26日までの期間、第2弾実証事業として実施しております。

次に、東京工業大学による対馬市内の電力使用に関する研究につきまして、御報告いたします。

本研究は、昨年度、策定した「対馬市エネルギーマスタープラン」において、検討していた電力のデマンドレスポンス実証の一環として実施されるものです。

「電力のデマンドレスポンス」とは、電力供給において、需要に合わせて供給側を変動させるという従来のものではなく、電力を使う側が電力の使用量を調整することで電力需給のバランスを一致させることをいいます。

具体的には、九州電力（株）が新たに設置するスマートメーターを利用し、家庭における電力の見える化を行い、さらに、平均電力使用量など、さまざまな情報をお知らせすることで、どのような情報提供が電力需要に影響があるのかを調査研究するものでございます。

調査期間は、平成28年度から31年度までの4カ年間で、第1期として、50程度の実験協力世帯を募集する予定とされております。

本研究は、再生可能エネルギーの有効利用につながるものであり、本市としましても、CATV等を活用した情報提供など積極的に協力してまいりたいと考えております。

次に、総合政策部関連でございます。

東横インホテルの進出計画についてでございます。

韓国人観光客の急増等に伴い、最重要課題でありました宿泊施設不足の件につきまして、数年にわたる関係者への誘致活動の結果、このたび、厳原町今屋敷地区に東横インホテルの進出が決

まりました。

元釜山日本人会会長の大道英隆氏の御紹介により、平成26年10月、東横イングループの創業者である西田憲正オーナーが対馬におけるホテル候補地を視察され、先般、対馬市交流センター前の民有地に、地元の地権者がホテルを建設し、東横インホテルが運営する形式で、両者により協議が整ったところでございます。

平成29年春の完成・運営開始を目指しており、規模は、14階建て246室で計画がされており、宿泊客増加にあわせ飲食業等の関連産業の需要拡大につながり、今後の対馬の観光関連産業の活性化に大きく寄与するものと期待されるものでございます。

次に、朝鮮通信使をユネスコ記憶遺産に登録する取り組みにつきまして、対馬市に事務局を置く、「NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会」と韓国釜山市の「財団法人釜山文化財団」との間で、申請に係る協議が進められてきました。

このたび、申請書類の最終案が固まったため、平成28年1月29日に対馬市において、両国の関係者同席のもと、NPO法人朝鮮通信使縁地連絡協議会理事長松原一征氏と財団法人釜山文化財団代表理事イ・ムンソプ氏により日韓共同申請書への調印が行われました。

今後のスケジュールといたしましては、平成28年3月にユネスコ委員会に申請書を提出し、諮問機構である世界記憶遺産国際諮問委員会で評価がされ、平成29年6月ごろに登録の最終決定がなされる予定です。

次に、福祉部関連でございます。

(仮称)比田勝こども園の開園時期の延期についてでございます。

比田勝幼稚園、比田勝保育所及び泉保育所が一体となった、(仮称)比田勝こども園を平成28年4月の開園に向け、取り組んできましたが、第2園庭等の整備が大幅に遅れることにより、園児の教育環境及び通園等の安全性を確保するためにも、「4月の開園にこだわることなく、第2園庭もしっかりと完成した後に開園することで進めていきたい」と、先の12月議会で述べたところでございます。

早速、担当部局の職員と現場を預かる園長、幼稚園教諭及び保育士の方々との意見交換会や保護者説明会を実施し、園児の安全性を確保する観点から、平成28年4月の開園を「先延ばしすること」で、保護者皆様の御理解をいただいたところであります。

園舎は、この2月18日に完成をし、第2園庭等の整備を含む工事も7月末の完成予定でありますので、2学期から比田勝幼稚園を移転できるものと考えております。

また、その後は、2つの保育所との交流会等を実施するなどし、平成29年4月に幼稚園と保育所が一体となった「認定こども園」の開園を目指していく所存ですので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、農林水産部関連でございます。

対馬市地方創生プロジェクト関連イベントとして、「対馬じかん2016」についてでございます。

去る1月22日から24日にかけて、東京渋谷において、対馬市地方創生プロジェクト関連イベントとして「対馬じかん2016」（～島はしまなり。対馬の「ひと」「モノ」「暮らし」～）を開催いたしました。

連日、ツシマヤマネコ、海洋保護区、ジェイパークレジットの関係情報と海岸漂着物の展示ブースを設置し、加えて、農林水産業合同企業面談会、移住相談会、つしま特産品の展示販売、林業女子トークショーなど、多彩なメニューを企画し実施いたしました。

さらに、明治大学「野生の科学研究所所長」の中沢新一氏、対馬市赤米諮問大使の相川七瀬氏、多摩大学大学院客員教授の川井真氏による、「対馬ダイバー～島に息づく土地の記憶を探る～」と題した特別鼎談も行い、期間中、東京対馬会の皆様をはじめ、対馬に興味を抱く600名を超える方々の御来場をいただきました。

今回、東京渋谷から国境の島「対馬」の魅力をさまざまな角度から伝えることができ、その効果に期待も膨らんでおります。また、このたびの実施に当たっては、企画から実施まで御協力いただきました関係者の皆様に対し、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

引き続き、都市部において、国境の島「対馬」の魅力発信の機会を設け、観光客の誘致や販路拡大など島の活性化につなげてまいりたいと思います。

次に、九州初の「楽天の森」の整備協定についてでございます。

インターネットサービスを運営する楽天株式会社は、平成24年から絶滅の危機にある「イヌワシを守ろうプロジェクト」を開始し、その2年後に、「楽天の森」プロジェクトを立ち上げ、全ての生き物が暮らしやすい環境を整えるため、社会貢献活動として、日本全国で森林整備に取り組まれております。

その中、去る2月12日に長崎県庁において、楽天株式会社、長崎県、対馬市の3者により「楽天の森」としての整備協定に関する調印式が執り行われ、九州初の「楽天の森」が、ここ対馬に誕生いたしました。

協定により整備する県有林は、佐護地内の上県町九十九谷団地の161.42ヘクタールで、平成28年4月から平成31年3月までの3年間、ツシマヤマネコの生息域である森林の間伐を実施をし、植生を再生させることにより、生物多様性の維持を図るとともに、森林ボランティアやツシマヤマネコ保全活動を実施していただくこととなります。

次に、対馬食通祭でございます。

食通祭は平成25年度から実施しており、3年目の今年度が最終年となります。

11月のオープニングイベント、12月の中間イベント、1月のエンディングイベントと開催をし、約3,000人の来場者で賑わいました。

エンディングイベントは、強烈な寒波により、当初予定の開催日の延期を余儀なくされ、当日のメイン料理としていた「あなごのかば焼き」、「煮あなご」、「あなごの味噌汁」は提供することができませんでしたが、急な日程変更にもかかわらず、御来場いただきました多くの皆様には、天皇杯受賞の「対洲黄金あなご刺身」が振る舞われました。

この3年間の対馬食通祭の実績については、地産地消を含む消費の拡大とともに、商品価値を高めるといふ所期の目的に大きく前進できたものと感じております。

今後も、農林水産物の魅力を島内外に発信をし、島内流通の確立などの諸課題に対処しながら、最終目的である第1次産業と観光の融合へつなげていきたいと考えております。

以上が、行政報告でございます。

本定例会において、御審議願います案件は、平成27年度一般会計補正予算等8件、平成28年度一般会計予算等10件、条例の一部改正及び制定18件、辺地に係る整備計画1件、対馬市過疎地域自立促進計画1件、負担付贈与に係る財産の受け入れ1件、あらたに生じた土地の確認及び区域変更2件、長崎県市町村総合事務組合規約の変更1件、固定資産評価審査委員会委員の選任6件の、合わせて48件の議案について、御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど、担当部長に説明をさせたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、開会に当たっての挨拶といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で、行政報告を終わります。

日程第7. 市長の施政方針説明

○議長（堀江 政武君） 日程第7、市長の施政方針説明を行います。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 平成28年度の一般会計予算及び特別会計予算の御審議をお願いするに当たり、予算編成方針とその概要を御説明申し上げます。

平成28年度は、第2次対馬市総合計画のスタートの年です。計画の策定に当たっては、「地域の課題や実情にそった市民総出による総合計画」という方針のもと、将来の対馬のあるべき姿を描くために、多くの市民の声を拾い集めるとともに、地域マネージャー制度を活用して各地区で地域づくり宣言・計画を作成していただき、市民の想いを反映させた計画となるよう取り組んでまいります。

平成27年12月定例会で議決いただいた第2次対馬市総合計画では、10年後の対馬のある

べき姿を「自立と循環の宝の島 対馬」とし、これを実現するに当たって、「若者でにぎわう希望の島」～ひとづくり～、「地域経済が潤い続ける島」～なりわいづくり～、「支え合いで自立した島」～つながりづくり～、「自然とくらしが共存した島」～ふるさとづくり～、の4つの将来像を掲げ、市民、行政、議会が協働してまちづくりに挑戦していくこととしております。

平成28年度の国の予算は、平成27年度補正予算とあわせて「一億総活躍社会」の実現に向けた取り組みやTPPを真に我が国の経済再生、地方創生に直結させる取り組みといった喫緊の重要課題に対応していくことを基本とし、経済再生と財政健全化の両立を目指して、総額約9兆6千700億円編成され、過去最大規模となっております。

また、地方財政においては、リーマンショック後の危機対応である地方交付税の別枠加算を、地方税収等の動向にあわせ、縮小しつつも、新たに、地方における現下の重点課題に対応する経費を計上、また、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」を計上するなど、実質的に一般財源総額は、平成27年度の水準を上回る額が確保されております。

本市におきましては、合併後の平成16年度末に約642億円あった地方債残高は、市民の皆様や議会の御理解をいただき、さまざまな行財政改革に取り組んだ結果、平成26年度末には、約467億円まで削減することができました。また、財政運営の健全性を示す実質公債費比率も、平成19年度末の18.3%から、平成26年度決算では、10.4%と大きく改善しております。

しかし、本市歳入の約50%を占める地方交付税の合併優遇措置の段階的縮減が、平成26年度から始まりました。この段階的縮減は、合併により面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変わったことにより、一定緩和される見込みとなったものの、依然として厳しい財政運営に変わりはありません。

このような状況を踏まえ、平成28年度予算編成に当たりましては、政府予算の基本的な考え方や地方財政収支見通しの概要等も考慮し、また、新たにスタートする第2次対馬市総合計画との連動を意識し、計画の道筋をつけるための予算という位置づけで編成作業を行いました。

一方で、この3月末が、市長の改選期に当たることから、重要な政策的予算を除いた骨格予算の考え方を基本としておりますが、継続事業、緊急性を要する事業、国・県など関係団体等との連携が必要な事業などにつきましては、当初予算に計上いたしております。

その概要を御説明申し上げます。

平成28年度の一般会計予算と8つの特別会計予算を合わせた予算総額は、403億4,466万9,000円としております。

また、地方公営企業法の適用を受けます水道事業会計は、収益的収入、3億3,408万8,000円、収益的支出、3億1,805万円、資本的収入、6,945万2,000円、資本的支出1億7,944万8,000円としております。

次に、予算の概要について御説明を申し上げます。

一般会計予算は、平成27年度当初予算と比較いたしますと、6.6%減の286億4,500万円としております。

歳入予算の主な内容としまして、市税は、個人所得割、法人税割の増収見込みにより、前年度比3.5%の増を見込み、地方交付税につきましては、平成27年度実績見込み額の約87%を見込んでおります。

地方交付税は、国の地方財政計画では、対前年度比マイナス0.3%、546億円の減となっております。また、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むための「重点課題対応分」の創設、業務改革を反映した、経費水準を算定に反映させる「トップランナー方式」の導入など、配分・算定方法等が不透明な状況であることを考慮して計上しております。

また、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などから約12億5,000万円を繰り入れるほか、財源補填のある辺地対策事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債など約26億6,000万円の市債を計上し、予算編成をしているところであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

本市を取り巻く財政状況が依然として厳しいことを認識をし、経費の抑制と事務事業の見直しを行うことにより、引き続き財政の健全化を推進することとしております。

まず、性質別にその概要を御説明いたします。

人件費につきましては、定員適正化計画に基づき抑制に努めており、対前年度比3.6%減の約49億円を計上しております。

物件費につきましては、経費の一層の節減・合理化を図っているところであり、対前年度比5.5%減の約48億円を計上しております。

維持補修費につきましては、市民の要望に、より機動的に対応できるよう、市道、農道をはじめ、河川、公園などの施設整備費として、対前年度比3.4%増となる約1億3,000万円を計上しております。

補助費等につきましては、全体として約36億円を、公債費につきましては市債の元利償還金など約52億円を計上しております。

普通建設事業につきましては、市道改良、漁港整備など約48億円を計上しております。

建設事業は、公債費の増加に連動するため、財政健全の保持を念頭に置いて、産業基盤対策、生活基盤対策事業等を推進しているところであります。

次に、第2次対馬市総合計画に掲げる将来像への「4つの挑戦～対馬づくり～」ごとに、歳出予算の内容を御説明いたします。

1つ目が、「若者でにぎわう希望の島～ひとづくり～」でございます。

「子どもを大切に育てる」「若者が暮らせる環境づくり」「外から若者を招き入れる」を最優先課題として取り組むこととしております。

子どもは、対馬の将来を担う大切な宝です。幼少期によい環境の中で豊かな経験ができるような場を提供し、隣人を愛せる、地域を愛せる心豊かな子どもを育てていくため、誰もが安心して学べる教育環境を整備するとともに、少子化に伴う保育所・幼稚園・学校の適正規模、適正配置について、地域の皆様と協議を諮りながら取り組んでいくこととしております。

「子ども・子育て支援新制度」を円滑に実施するとともに、子どもの出産や育児、地域における子育て支援事業等を引き続き実施していくほか、これまで未就学児までとしていた子ども医療費の助成対象を、中学生まで拡大することとしております。

児童生徒を取り巻くさまざまな問題に対応するスクールソーシャルワーカーについて、長崎県派遣の1名とは別に、新たに市単独で1名を配置をし、学校における問題への迅速な対応に努め、また、持続可能な社会づくりの担い手を育むE S D推進事業を実施するなど、学校の魅力化と郷土愛の育成を図ることとしております。

また、「子ども夢づくり基金」を活用して、学校教育をはじめ、生涯学習の中で、さまざまな子どもの活動支援事業を展開をし、体験学習やスポーツ・文化活動の積極的な推進に努めるとともに、高校生の就学活動の一部支援も引き続き実施することとしております。

対馬の子どもが減少する中、専門コースの設置、部活動の拡充など地元高校の魅力化について、関係機関とその可能性について協議を進めていくほか、島外からの児童を受け入れる、島っこ留学推進事業をスタートさせることとしております。

移住・定住支援対策として、空き家バンク制度の推進、創業支援等事業による事業者への支援を行うほか、U I ターン業務担当として、島おこし協働隊員を新たに任用し、さらなる推進強化を図っていくこととしております。

また、市民・研究者・行政が一緒になって、対馬について学び考える「対馬学フォーラム」を引き続き開催するほか、域学連携地域づくり推進事業など、対馬を体感できる機会を提供し、将来を担う若者と交流しながら、人材の育成と交流人口・定住人口の拡大を目指すこととしております。

2つ目が、「地域経済が潤い続ける島～なりわいづくり～」でございます。

「良質な対馬製品をつくる」「対馬製品に高付加価値をつける」「観光客の誘致による活性化」「ワクワクする新しい仕事の創造」を最優先課題として取り組みます。

産業基盤整備のため、道路交通網の整備をはじめ、林道開設事業、漁港・漁場整備事業等を実施するとともに、次世代の担い手育成、6次産業化など魅力ある産業基盤づくりに取り組むこと

としております。

対馬の基幹産業である水産業においては、資源管理・環境保全対策として、磯焼け回復事業・漁場造成事業を推進するほか、水産業と観光産業の連携推進、水産物等の市内供給システム体制の構築などに取り組むこととしております。

農林業においては、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業、島のもん魅力発信デザイナー事業を引き続き実施するほか、対馬椎茸やる倍ナバダス計画事業や肉用牛多頭飼育経営促進事業などに取り組み、農林業の再生と維持を図ることとしております。

また、農林水産業従事者担い手・林業女子育成及び人財発掘事業、地場産品の地産地消、輸送コスト支援対策などを実施することとしております。

人口の減少が続く本市において、経済の活性化と交流人口の増加を図ることは重要です。対馬の魅力を戦略的に広報・宣伝し、対馬への日本人・外国人観光客の誘致をさらに進め観光業の活性化を引き続き推進することとしております。

対馬ファン獲得に向けた事業を実施するとともに、「よりあい処つしま」「ふれあい処つしま」を活用して積極的に対馬を発信していくこととしております。また、オール対馬で観光客の受け入れ体制を整備することが必要であり、観光案内板の充実、民泊登録者増加に向けた支援、対馬いづはら港まつり、国境マラソン大会などの各種イベントを開催するなど、観光振興推進計画に基づく施策を展開していくこととしております。

新しい仕事の創造については、創業支援に力を入れ、地域に新しい産業を生み、雇用を確保し、移住者が増え、地域が活性化する正の循環を目指して取り組むこととしております。

起業支援に係る窓口を一本化し、新規ビジネス応援事業、農商工連携支援事業、6次産業化促進事業などを引き続き実施するほか、創業セミナーの開催、企業誘致奨励補助基準の見直しなど、新たな雇用の創出と地域経済活性化を図ることとしております。

3つ目が、「支え合いで自立した島～つながりづくり～」でございます。

「福祉と医療の体制を整える」「島内外の移動手段を確保する」「人と人とのつながりを守る」を最優先課題として取り組みます。

必要な医療を安定的に提供していくため、昨年5月に開院した対馬病院を基幹病院として、上対馬病院とともに、診療所を含めた機能分担や強化・連携など、医療、救急医療体制の充実に努めていくこととしております。

なお、旧対馬いづはら病院跡地に開設準備を進めております、仮称、いづはら診療所の開設は、本年6月ごろになる見込みです。

高齢者、中でも75歳以上の後期高齢者が増加し続ける今後の対策として、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築は急務であります。あ

り方検討委員会で検討を重ねていただいております。「対馬における地域包括ケアシステムのあり方についての提言書」が昨年末にまとまりました。この提言書に基づき地域ケア会議を開催するなど、地域ケアシステムの稼働に向けた取り組みを行っていくこととしております。

対馬市民の健康寿命、介護を必要とせず自立して生活ができる生存期間のことでございますが、この健康寿命は、長崎県平均より短いという残念なデータがあります。市民の健康づくりを支援するため、生涯スポーツ活動や健康つしま21事業、食育活動などを積極的に推進するほか、温泉施設を利用した健康指導教室の開催、新たにピロリ菌抗体検査の助成を行うなど健康増進事業を実施することとしています。

また、自主的に誰でも気軽に取り組めるように、健康増進につながる地域活動を推進していくことも必要であると考えます。

道路交通ネットワークの構築は、生活の安定、経済の活性化のためにも重要な課題であります。国・県道の整備をはじめ、島内の道路交通網の整備を積極的に推進することとしています。

今後は、道路、橋梁、トンネル等を小まめに点検・修繕をし、長寿命化を図り、改良・維持補修の費用をいかに抑えるかが重要であると考えます。

公共バスや市営有償バスを連携・融合させ、公共交通機関のあり方について引き続き取り組むこととしております。地域主体のコミュニティー交通の導入、予約制市営バスの検討、スクールバス活用の拡大など、持続可能で効率的な運行体制の構築が必要であると考えます。

また、島外への交通アクセスの利便性向上を図るためには、航空路・航路のサービス強化、運賃の低廉化などを推進をし、利用状況を踏まえた最適な島外アクセス体制の再検討が必要であると考えます。

市民が、「対馬づくり」に積極的に参加していただくには、市政や地域の状況を効率的、効果的に提供し、情報共有を図ることが重要です。情報提供の内容充実、多様な手段での情報発信に努め、地域マネージャー制度で取り組んでおります地域づくり計画を支援するため、引き続き集落支援員を配置をし、市民協働のまちづくりを積極的に推進していくこととしております。

4つ目が、「自然と暮らしが共存した島～ふるさとづくり～」でございます。

「安全安心のインフラ整備」「歴史・文化を未来に残す」「きれいな地域をつくる」「自然の保全と持続可能な利用」これらを最優先課題として取り組みます。

安全・安心のまちづくりの推進のため、地域防災計画に基づき、消防団員安全確保装備の強化充実、防災用備蓄物資整備、災害対応型再生可能エネルギー設備設置など、各種防災施設整備や災害時の支援体制の充実を図り、地域主体の防災・災害対策を進めていくこととしております。

また、人口減少や高齢化が進む集落を維持していくためには、交通政策や地域包括ケアシステム構築に関連する取り組みと連動した「小さな拠点づくり」を推進していくことが重要だと考え

ます。

対馬を代表する歴史的文化遺産を保存し、それを後世に伝えていくことは我々の責務です。平成27年度から着手した博物館建設事業、文化財関連施設の保存整備、盗難防止対策などを実施するとともに、対馬の魅力を次世代に継承するために地域の特性を活かした生涯学習を推進し、また対馬の歴史文化の情報発信の充実に努めることとしております。

漂着・漂流ごみは対馬だけでは解決できない国際的な問題ですが、対馬がリーダーシップを発揮をし、ごみ撲滅の普及啓発をしていくことは意義があり、引き続き海岸漂着ごみの回収と発生抑制対策を実施することとしております。

また、環境実践モデル都市として、生ごみ・廃食油資源再利用システム事業に取り組んでおりますが、平成27年度に生ごみ堆肥化施設が稼働したところであり、引き続き生ごみの分別収集推進を図ることとしております。

住宅用合併処理浄化槽設備導入や事業者用を含めた低炭素機器等設備などに対する助成を引き続き実施することとともに、「次世代型・エネルギー自立の島」の実現を目指して策定をしたマスタープランの具現化について検討をし、エネルギー自給率向上と地域資源の利活用による地域活性化に向けた取り組みを進めることとしております。

四方を海に囲まれ、陸には原始林などを含む森林が茂る、この緑豊かな島には、天然記念物のツシマヤマネコや対州馬をはじめ、大陸系の貴重な野生動植物が数多く生存しています。これらの美しい自然や生き物の保全対策として、保全活動全体のロードマップ整備、特定外来種ツマアカスズメバチの駆除対策、環境教育の推進などを実施することとしております。

生態系や農林業に影響を及ぼしているイノシシ・鹿などの有害鳥獣対策については、引き続き駆除対策を実施するとともに、捕獲したイノシシ・鹿を地域資源として利活用する猪鹿加工処理施設を拠点として、新たな産業創出につなげる取り組みを実施することとしております。

以上が、第2次対馬市総合計画に掲げる将来像への「4つの挑戦～対馬づくり～」に基づく各種事業であります。

対馬は、国境に位置する特異な島です。大陸に一番近い島でもあり、自然や文化にも大陸の影響を大きく残す宝の島でもあります。

新たにスタートする第2次対馬市総合計画では、「みんなで目指そう！自立と循環の宝の島対馬」を目標としております。この目標実現には持続可能な行財政基盤の確立が必要不可欠であり、そして、市民、行政、議会が協働して、同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

総合計画に掲げる将来像の実現に向け、市民協働を基本姿勢として取り組んでいくことにより、必ずや輝く未来が訪れるものと確信をしております。

以上、平成28年度の予算編成方針と所信の一端を申し述べさせていただきました。

市長就任から2期8年、これまで市民の皆様並びに議員各位から賜りました御支援・御協力に深く感謝を申し上げ、「自立と循環の宝の島 対馬」の具現化を願って、私の最後の施政方針といたします。

○議長（堀江 政武君） 以上で、市長の施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。再開は11時25分からとします。

午前11時14分休憩

午前11時24分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

----- . ----- . -----
日程第8. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第8、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） 対馬市議会議長堀江政武様。

産業建設常任委員会委員長春田新一。

産業建設常任委員会所管事務調査報告書。

平成27年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成28年1月20日、比田勝認定こども園へ通じる道路状況及び巖原地区の町並み景観の視察を実施いたしました。

当日は、まず10時から、上対馬振興部長、北部建設事務所長ほか、担当職員に出席をいただき、比田勝認定こども園へ通じる中央橋の拡幅及び通園道路の整備について、説明を求めながら視察を行いました。

中央橋については、現況断面では余裕高を満足できないため、対馬振興局と協議を行い、平成26年2月に内諾を得て本格的に断面検討を行い、橋梁断面及び諸条件について、平成26年6月の対馬振興局河川課協議で承諾を得ております。承諾を得た断面で概略設計を行った結果、現況の高さより舗装厚分が高くなるため、国道との擦り付けについて道路管理者との協議が必要となり、協議の結果、国道のオーバーレイ（舗装のかさ上げ）も視野に入れて再検討をするようにとのことであったため、再協議のため資料を準備中とのことであります。

また、今後の計画としては、平成28年度、詳細設計、平成29年度、着工となる予定であり、

振興計画にも計上済みとの説明を受けました。

また、こども園へ通じる道路への取り付けについても、あわせて検討するとのことでもあります。

委員からは、通園時の安全を確保をするため、こども園開園前に道路整備を行うべきではなかったのかとの意見がありました。また、経過を踏まえ、一日も早い着工を望みます。

次に、午後からは、本委員会の閉会中の継続審査案件となっております、発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例についての審査として、厳原地区の町並み景観、特に今屋敷から中村、宮谷地区にかけての石垣を中心に、全委員で歩いて視察を行いました。

その後、市役所本庁別館第一会議室において、今後の委員会としての取り組みを協議する中で、「私有物の場合、個人との協議も必要となってくるので簡単には決められない」「市側の考えも聞きながら、所有者を含む有識者・関係団体の意見を聞いて協議をする必要がある」「当面は継続審査として時間をかけて調査研究をする必要がある」「城下町として残すべき石垣の実態を正確に把握するよう市側へ要望をしたい」等との意見があり、委員会としても慎重に審査をした上で結論を出すべきとして、引き続き閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第9、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、国境離島新法制定の上京陳情について、谷川代議士より坂本県議を通じて各政党の陳情先の調整がついた旨の連絡を受け、2月8日開催の全員協議会終了後、委員会を開催し状況報告をいたしました。

その結果、堀江議長、作元会長、長委員長の3名が上京することとし、委員会を終了いたしました。

2月23日から25日の日程で上京陳情いたしましたので、その概要について報告いたします。

国会議員への要望活動に出席した市・町は、対馬市6名、壱岐市4名、五島市6名、新上五島町4名、小値賀4名のほか、今回は長崎県企画振興部1名、佐世保市3名、西海市2名、東京都

八丈町2名、新潟県佐渡市4名、島根県海士町1名、鹿児島県中種子町1名、北海道利尻富士町1名、石川県輪島市2名、全国離島振興市町村議会議長会事務局2名の合計43名で要望活動を行いました。

2月24日午前8時15分、衆議院第二議員会館正面玄関前に集合し、午前9時より谷川代議士に御同行いただき、高木義明民主党国会対策委員長を初めに、西村康稔内閣委員会委員長、平井たくや内閣委員会理事、佐藤勉自民党国会対策委員長、菅義偉内閣官房長官、和泉洋人内閣総理大臣補佐官、古谷一之内閣官房副長官補、北村茂男自民党国会対策副委員長、鈴木義弘改革結集の会政務調査会長へ要望いたしました。

要望活動関係者のみでの要望先について、政党ごとに報告いたします。敬称は省略いたします。

自民党、石原宏高、細田健一、武部新、金子万寿夫、額賀福志郎、小此木八郎、細田博之、公明党、佐藤茂樹、遠山清彦、民主党、鷲尾英一郎、緒方林太郎、松原仁、維新の党、今井雅人、柿沢未途、おおさか維新の会、馬場伸幸、河野正美、共産党、赤嶺正賢、塩川鉄也、田村貴昭の19名であり、各代議士本人または秘書へ要望いたしました。

今通常国会の会期は6月1日までであります。7月に参議院選挙を控えており、特別な事情がない限り会期の延長は考えられない。また、2016年度予算案が3月1日に衆議院を通過する予定であり、その後、法案審議に入ることとなるが、各法案の提出状況を見た中で、国境離島法案を提出することになると思われる。時期については確定ではないが、5月の大型連休前の提出が想定されるとのことでありました。

今回、要望活動いたしました関係者の皆様には、今国会での早期成立をお願いし、要望活動を終了いたしました。

今回の要望活動につきましても、谷川代議士には、法案成立に向け政治生命をかけて各政党への調整など、多大な御尽力をいただいていることを痛感いたしました。代議士には心からお礼を申し上げます。

なお、今の報告の中で、「3月1日には衆議院を通過する予定であり」、これは当日の話でございますので、もう報道で皆さん御承知のように、3月1日に衆議院を通過し、参議院に送付をされております。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10. 議会改革特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第10、議会改革特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

議会改革特別委員会委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 議会改革特別委員会の調査報告を行います。

議会改革特別委員会の調査研究の経過を、会議規則第110条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成27年12月11日と平成28年2月8日の2日間、対馬市役所豊玉庁舎3階議員控室において、数人の欠席者はありませんでしたが、堀江議長にも同席いただき、第8回及び第9回の特別委員会を開催いたしました。

調査研究の内容は、1、議会基本条例調査研究部会の委員選考について、2、議会基本条例調査研究部会の部会長選任について、3、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部改正案について、4、議会基本条例の制定に関する調査・研究の今後の進め方についてを協議いたしましたので、その概要を報告いたします。

議会基本条例調査研究部会の委員選考と部会長選任につきましては、各会派から推薦された8人を委員に決定し、委員の互選により、上野委員が部会長に選任されました。

対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部改正案につきましては、議員定数について、第7回委員会で19人に削減することを決定し、平成27年12月定例会に報告しておりましたので、議会議員定数条例の議員定数を21人から19人に削減する改正と併せて、関連する委員会条例の常任委員会の定数を削減する改正を同時に行う必要があるため、1つの条例で改正するための条例案を検討し、決定いたしました。なお、条例改正案は、議会改革特別委員会の発委により、平成28年3月定例会に提出することを決定いたしました。

議会基本条例の制定に関する調査・研究の今後の進め方につきましては、まず議会基本条例調査研究部会の上野部会長から調査報告を受けました。

その内容は、「条例制定の賛否についての部会の委員の意見は、「市議会は市民の負託に応え、議会改革を展開するために、市議会と議員の果たすべき役割を明文化し、議会活性化の取り組みに実効性と継続性を持たせることが必要である」との理由から、議会基本条例を制定したほうがよいとの意見が大勢で、採決した結果、全会一致で議会基本条例を制定する方向で調査・研究を行うこととし、制定を平成28年12月議会を目途にすることに決定したので、今後は、条例案の策定に向けて、調査・研究を進める必要があることから、全体会において、議会基本条例の制定に関する方向性の決定をお願いする」というものでした。

委員からは、「部会長報告は時期尚早であり、12月制定には反対である」「特別委員会を3月で終結し、新たな委員会を立ち上げたほうがよい」などの意見が出されました。

協議の結果、今後も引き続き、議会基本条例の制定についての調査研究を行う中で、議会改革

特別委員会は、3月をもって終結する。併せて、議会基本条例の制定に関する調査・研究については、3月定例会において新たな特別委員会を設置して取り組むことに決定いたしました。

以上で、議会改革特別委員会の調査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11. いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（堀江 政武君） 日程第11、いづはら病院跡利用調査特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

いづはら病院跡利用調査特別委員会委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査報告を行います。

いづはら病院跡利用調査特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により、中間報告をいたします。

本委員会は、平成27年12月22日と平成28年2月10日に、豊玉庁舎の3階会議室において、福井保健部長及び阿比留地域包括・医療対策課長の出席を求め、委員会を開催しておりますので、その概要を報告をいたします。

12月22日は、医師確保状況や改修工事のスケジュール等について報告を受けました。診療所の開院は、9月の補正予算承認後に工事費の不足が生じたことにより、再度、開院までのスケジュールを見直した結果、診療所の開院は、平成28年6月になるとの報告であります。

2月10日の委員会では、医師確保状況について担当部から説明を受け、質疑応答を行いました。

医師の確保のその後については、東北の病院に勤務されている医師については、対馬市を訪問され、いづはら病院跡や豊玉診療所の見学、対馬病院長との意見交換をされ、現在の勤務先での整理等を進めているとのことであります。

医師については、2人体制をとるべく、別の医師にも交渉を開始し、もう一人確保できるように、また看護婦については、現在、医師1人に対して正職1名、嘱託3名で計画をしているが、医師の数に応じたスタッフを確保するように努力していくとのことであります。

いづはら病院跡の建物等の財産譲渡については、平成27年12月25日の長崎県病院企業団議会で公債費残額を引き継ぐ負担付き贈与とすることが承認されたとの報告がありました。

委員からは、医療従事者確保に関連し、4月採用から6月開院まではどう対応するのかという質問に対しては、豊玉診療所で研修という形で皆さんに勤務をしていただき、対馬市で使用して

いる医療機器に慣れていただくことや、開院に向けての細かい打ち合わせ等を行っていく予定との回答でありました。

また、その他看護師の雇用条件について、年齢制限、定年制等の柔軟な対応についての意見・要望もありました。

跡利用の特別養護老人ホーム及びショートステイについては、長崎県の長寿社会課が主体となって事務を進めていることは、前回の報告のとおりですが、事業者の決定は本年3月末になる模様であります。

無床診療所の改修工事にも取りかかり、企業団議会での譲渡の承認もされ、開院予定も6月と近づいてまいりました。現段階でもまだまだ確定していない医師との正式契約を早急に行い、それに伴う看護師等の確保や医療機器等の準備を少しでも早く行うなど、スムーズな開院に向けて取り組む必要があります。

本委員会としても、この「いづはら病院跡利用」に関し、今後も引き続き調査・研究を進め、医療と介護が一体となった施設として有効な跡利用施設の活用が実現できるよう、努力をしてまいります。

以上で、いづはら病院跡利用調査特別委員会の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第12、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 長崎県病院企業団議会議員の報告を申し上げます。

長崎県病院企業団議会議員の活動及び審査内容について、次のとおり報告いたします。

平成27年12月25日午後2時より、長崎県農協会館で開催されました第2回長崎県病院企業団議会定例会について、次のとおり報告いたします。

対馬市議会からは、上野洋次郎議員と私の2名の出席であります。今回の議案審議は、予算議案2件、認定議案1件であります。

まず、予算議案、12号議案として、平成27年度補正予算は、島原病院の寝具、病衣賃借、五島中央病院の清掃業務委託の債務負担行為として、4,000万円を追加するものであります。

次に、重要な資産の処分ではありますが、旧いづはら病院跡に、対馬市より無床診療所及び介護施設として利用する計画で準備が進められているところであり、土地建物については、対馬市か

らの要望により譲与することで、地方公営企業法第33条第2項の規定により、議決を要するものであります。なお、その詳細は、病院建物1万2,658.65平方メートル、宿舍1,681.32平方メートル、病院敷地2万4,480.16平方メートルとなっております。

次に、認定議案1号、平成26年度長崎県病院企業団病院事業会計決算の認定であります。企業団全体の総収益は249億5,000万円、総費用255億7,400万円、収支差は6億2,400万円の赤字となりますが、特別利益及び特別損益を差し引いた経常収支差は4億1,200万円の黒字となっております。

また、対馬地域3病院であります。対馬いづはら病院の総収益38億300万円、総費用39億5,900万円、特別利益、特別損益を除く経常収支差は8,900万円の赤字、中対馬病院、総収益17億6,000万円、総費用18億6,500万円、特別利益、特別損益を除く経常収支差は7,500万円の赤字であります。最後に上対馬病院、総収益10億2,500万円、総費用11億2,000万円、経常収支差は1,900万円の赤字となっております。

平成26年度は、対馬病院開院の前の調整等が大きく影響して、2病院の低迷につながったものと思われま

す。病院企業団全体の収支は、5年連続で黒字であったとのことではありますが、離島を中心に年々、入院、外来患者は減少している傾向にあり、さらに経営の改善が今後一層求められるものと思われま

す。今回、上程されました議案については、慎重に審議した結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

以上、長崎県病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（堀江 政武君） 日程第13、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。18番、兵頭栄君。

○議員（18番 兵頭 栄君） 平成28年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の議案審議について、次のとおり報告いたします。

平成28年2月17日午後1時から、長崎県市町村会館において第1回定例会が招集されました。

議案第1号、長崎県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

議案第2号、長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例

議案第3号、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例

議案第4号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号、長崎県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号、平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号、平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第10号、平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第11号、平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

同意議案第1号、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

以上の新規条例案2件、条例の一部を改正する条例案5件、平成27年度補正予算案2件、平成28年度予算案2件、規約の変更について1件、同意議案1件が上程され、慎重審議の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決されました。

議案の内容について報告いたします。

議案第1号、長崎県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第2号、長崎県後期高齢者医療広域連合行政不服審査条例は、行政不服審査法の全部が改正され、審理員制度、第三者機関への諮問手続が導入されたことに伴い、必要な事項を定めるものであります。

議案第3号、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等の一部を改正する条例は、行政不服審査法の全部が改正され、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたことに伴い、関係条例を整備するものであります。

議案第4号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、学校教育法の一部が改正され、「義務教育学校」が新たに創設されたことにより、

育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務を可能とする職員の範囲を見直すなど、必要な事項を定めるものであります。

議案第5号、長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、行政不服審査法の全部改正に伴い、用語の整理をする必要があるのと、住居手当及び単身赴任手当について、国家公務員等との均衡を考慮し、長崎県職員に準じた取り扱いをするものであります。

議案第6号、長崎県後期高齢者医療広域連合財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、長崎県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表を、長崎県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載するものであります。

議案第7号、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、平成28年度及び平成29年度の保険料率並びに平成28年度の保険料軽減について、必要な事項を定めるものであります。

議案第8号、平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,946万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,651万3,000円とするものであります。歳出の内訳は、総務費、一般管理費の不用見込額1,240万円を財政調整基金費に追加し、3,186万5,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

議案第9号、平成27年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入の主なものは、国庫支出金3億5,011万9,000円、支払基金交付金及び後期高齢者交付金の相殺額の精算13億7,154万9,000円の減で、歳出の主なものは、財政調整基金積立金28億8,918万4,000円、県費償還金の5億9,729万8,000円で、予算総額2,220億2,380万7,000円とするものであります。

議案第10号、平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算総額を2億1,745万3,000円とするもので、歳入の主なものは、広域連合の運営に係る人件費、事務費等に係る市町からの共通経費負担金1億8,557万6,000円で、歳出の主なものは、総務費の2億1,301万7,000円であります。

議案第11号、平成28年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算総額を2,197億5,800万3,000円とするものであります。歳入の主なものは、支払基金交付金881億4,935万3,000円で、全体の40.11%、国庫支出金780億1,902万円、35.5%、市町支出金330億2,517万3,000円、15.03%であります。歳出の主なものは、保険給付金の2,183億759万3,000円で全体の99.34%であります。

議案第12号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、北松南部清掃一部事務組合が平成28年3月31日解散予定であることから、長崎縣市町村総合事務組合の規約の変更を行う必要が生じたためであります。

同意議案第1号、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、松本副広域連合長の死去により、後任に西海市長である田中隆一氏を選任するものであり、賛成多数で同意されました。

最後に、諫早市の西田京子議員の一般質問があり、平成28年第1回定例会の全日程を終了いたしました。

以上で、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（堀江 政武君） これから、報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

昼食休憩とします。再開は1時15分からとします。

午後0時09分休憩

午後1時15分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第14. 承認第1号

日程第15. 承認第2号

日程第16. 承認第3号

○議長（堀江 政武君） 日程第14、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市一般会計補正予算（第5号））から日程第16、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号））までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容を御説明いたします。

本予算は、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第5号）を去る2月1日付におきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、去る1月24日、数十年ぶりの記録的な大寒波の襲来により発生をいたしまし

た、市内各所の水道施設での凍結、破裂事故の復旧対策に要した災害対策経費を緊急的に措置したものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ323億8,181万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容でございますが、歳入につきましては、今回の補正額は全て地方交付税で賄い、また歳出につきましては、4款の衛生費へ水道施設の災害復旧対策事業費として、水道事業会計へ250万円、簡易水道特別会計へ330万円それぞれ計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案の説明を終わります。

御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） ただいま一括議題となりました承認第2号及び承認第3号は、水道局所管の案件でございますので、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

承認第2号は、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を平成28年2月1日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、去る1月23日及び24日の寒波災害による簡易水道施設災害復旧工事費の追加でございます。

別冊の平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,587万2,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明いたします。

4ページ及び5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、6款1項1目一般会計繰入金330万円の追加は、災害復旧費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1款3項1目災害復旧事業費330万円の増額は、雞知中学校前配水管修繕工事など26件の災害復旧工事費の追加補正であります。

続きまして、承認第3号は、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）を平成28年2月1日付をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

補正の理由は、承認第2号と同じく去る1月23日及び24日の寒波災害による水道施設災害復旧工事費の追加でございます。

別冊の平成27年度対馬市水道事業会計補正予算書（第3号）の1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第2条、予算第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億2,832万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,391万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億441万4,000円で補てんするものとするに改め、資本的収入の予定額は、第1款第3項負担金を250万円追加し、2億5,419万円とし、資本的支出の予定額は、第1款第3項災害復旧費を250万円追加し、3億8,251万6,000円とするものであります。

補正予算の内訳でございますが、4ページ、5ページをお願いをいたします。

資本的収入につきましては、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金250万円の増額は、一般会計からの災害復旧事業負担金の追加であります。

次に、資本的支出につきましては、1款資本的支出3項災害復旧費1目災害復旧費250万円の増額は、小浦地区橋梁添架導水管修理工事など9件の水道施設災害復旧工事費の追加であります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件については、委員会への付託を省略した

いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから3件について一括して討論、採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市一般会計補正予算（第5号））、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号））、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第3号））の3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。3件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。3件は原案のとおり承認されました。

日程第17. 議案第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第17、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由とその内容を御説明いたします。

今回の補正は、事業費の確定による調整並びに人事院勧告の実施によります職員人件費の調整などが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億2,490万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ315億5,691万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけて記載されております「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとなります。

第2条、継続費の補正でございますが、6ページから7ページにかけて記載をいたしております「第2表、継続費補正」によるものとなります。比田勝港国際ターミナル建設事業

の経費の総額及び年割額の変更をいたしております。

第3条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を6ページから9ページにかけての「第3表 繰越明許費」によるものとし、56件、22億5,432万2,000円の事業費を繰り越すものでございます。

第4条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加を10ページから11ページにかけて記載いたします「第4表 債務負担行為補正」によるものでございます。旧長崎県対馬いづはら病院の無償譲渡に係る地方債の償還でございます。

第5条、地方債の補正でございますが、地方債の変更を10ページから11ページにかけて記載をいたしております「第5表 地方債補正」によることを定め、地方債の限度額を31億6,180万円へ変更しようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明をいたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款市税1項市民税でございまして、個人事業者や法人事業者の所得の伸びが見込まれ、個人、法人合わせまして7,992万7,000円、2項固定資産税では、徴収率の伸びなどが見込まれ、7,989万1,000円追加をいたしております。10款地方交付税は、普通交付税を9,922万7,000円追加をいたしております。

予算書18ページをお願いいたします。

14款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、1目民生費国庫負担金で、非被用者児童手当負担金など2,211万4,000円の減額でございます。

2項国庫補助金でございますが、1目総務費国庫補助金で、離島活性化交付金木材加工品輸送コスト助成事業への補助金でございますけれども、523万4,000円及び個人番号カード交付事業補助金730万6,000円を追加をいたしております。

20ページをお願いいたします。

4目農林水産業費国庫補助金で、産地水産業強化支援補助金1億8,665万4,000円の減でございますが、美津島町西海漁港の鮮度保持施設及び荷さばき所などの施設整備に係る事業費でございますが、国の予算措置の都合上、28年度事業として予算措置を組み直すものでございます。

15款県支出金1項県負担金でございますが、2目民生費県負担金で、非被用者児童手当負担金350万円の減など、合わせまして合計660万2,000円減額をいたしております。

予算書22ページをお願いいたします。

2項県補助金でございますが、2目民生費県補助金で、放課後児童健全育成事業補助金といたしまして、442万2,000円の追加、4目農林水産業費県補助金1億2,964万6,000円

につきましては、事業費の確定など合わせまして1億3,355万5,000円減額をいたしております。

16款財産収入でございますが、予算書は24ページになります。

2項財産売却収入1目不動産売却収入は、特別養護老人ホーム浅茅の丘の土地建物の売却収入1億2,600万1,000円、4目株式等売却収入は、株式会社カミレイに係る株式売却収入500万円でございます。

18款繰入金2項基金繰入金でございますが、事業費の確定などによります財源調整の結果、6億7,670万6,000円を減額をいたしております。

20款諸収入5項雑入でございますが、退職手当旧負担金制度差額調整金1億153万円を計上するなど、合わせまして1億306万1,000円追加をいたしております。

予算書は26ページをお願いいたします。

21款市債でございますが、それぞれの事業費の確定によりまして、2億3,390万円減額をいたしております。

続きまして、歳出でございますが、予算書は28ページからになります。

2款総務費1項総務管理費3目財政管理費の財政調整基金積立金1億2,600万1,000円につきましては、先ほど歳入の財産売却収入の項で説明いたしました、特別養護老人ホーム浅茅の丘の土地建物の売却収入を一旦財政調整基金へ積み立て、平成28年度において譲渡に係る補助金返還及び起債の繰上償還に充てるものでございます。

7目企画費でございますが、予算書は30ページになります。

18節備品購入費の180万2,000円でございますが、スクールバスの混乗路線が新たに増加されることに伴いまして、有償バスの整理券発行機及び運賃箱をそれぞれ4台整備するものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費19節の559万9,000円につきましては、マイナンバー制度にかかる経費の追加でございます。

予算書の32ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費につきましては、国費、県費の精算返還金の追加、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金の減、後期高齢者医療広域連合負担金の減などがございます。

予算書の34ページをお願いいたします。

2項児童福祉費13節委託料につきましては、佐須へき地保育所の改修設計委託料638万7,000円、放課後児童健全育成事業委託料607万7,000円の追加、19節負担金補助及び交付金で、保育所運営に係る給付費及び負担金377万6,000円の追加などがございます。

予算書36ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費19節負担金補助及び交付金につきましては、内院簡易水道基幹改良事業に伴う負担金の追加400万円、その他病院企業団負担金の減、診療所特別会計への繰出金の減などでございます。

予算書の38ページをお願いいたします。

6款農林水産業費2項林業費及び40ページの3項の水産業費でございますが、いずれも事業費の確定による減が主な理由でございます。

42ページの2目水産業振興費の19節負担金補助及び交付金の産地水産業強化支援事業補助金の減、2億8,542万8,000円につきましては、歳入の国庫補助金の項で説明いたしましたとおり、28年度予算へ組み直すものでございます。

7款商工費3目観光費の15節工事請負費2,500万円の減につきましては、社会資本整備総合補助金の減に伴います観光案内板整備工事費の減でございます。

8款土木費につきましては、それぞれ事業費の確定などによるものでございます。

46ページをお願いいたします。

消防費につきましても、事業費の確定による減。

48ページをお願いいたします。

10款教育費につきましては、事業費の確定によるものが主なものでございますが、2項小学校費2目教育振興費18節備品購入費の10万円の追加につきましては、指定寄附によるものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は、事業費の確定による減でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第1号は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第18. 議案第2号

日程第19. 議案第3号

日程第20. 議案第4号

日程第21. 議案第5号

日程第22. 議案第6号

日程第23. 議案第7号

日程第24. 議案第8号

○議長（堀江 政武君） 日程第18、議案第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）から日程第24、議案第8号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第2号から議案第5号の4件につきましては、その提案理由と内容について、続けて御説明いたします。

議案第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正は、へき地医療対策費補助金の確定等が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,068万2,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。3款県支出金は、へき地医療対策費補助金535万4,000円の追加であります。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を569万円減額しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、33万6,000円減額しております。14節使用料及び賃借料、車借上料218万8,000円の減額、23節償還金、利子及び割引料は、平成26年度へき地医療対策費補助金の実績に伴う返還金400万3,000円の追加であります。

続きまして、議案第3号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につ

いて、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、出産育児一時金の減額が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,440万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億6,697万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、1,160万4,000円減額しております。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を280万5,000円減額しております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

1款総務費2項徴税費は、徴収嘱託職員2名分、488万4,000円を減額しております。2款保険給付費4項出産育児諸費1目出産育児一時金は、国民健康保険事業加入者の出産件数の減少により、1,008万円を減額しております。11款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金は、国庫支出金返還金として55万5,000円を追加しております。

続きまして、議案第4号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、後期高齢者医療システム改修費の追加が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ127万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,588万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収保険料を640万2,000円減額し、2目普通徴収保険料を801万1,000円追加しまして、合わせまして160万9,000円の追加であります。5款繰入金1項一般会計繰入金は、171万4,000円を減額しております。6款繰越金は、26年度からの繰越金137万9,000円を追加しております。

次に、歳出について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、後期高齢者医療システム改修委託料71万3,000円を追加しております。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の減額、保険料納付金の追加により56万1,000円の追加であります。

続きまして、議案第5号、平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、居宅介護サービス給付費負担金の減額が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,320万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億6,220万8,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次に、補正予算の内容について御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものを御説明いたします。

3款国庫支出金から5款県支出金及び7款繰入金の主な要因は、保険給付費の減額によるものであります。

3款国庫支出金1項国庫負担金2,755万円、2項国庫補助金は1,188万2,000円、4款支払基金交付金1項支払基金交付金4,284万円、5款県支出金1項県負担金2,240万2,000円をそれぞれ減額しております。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、2,162万5,000円の減額でありま

す。

8ページ、9ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金を1,690万2,000円減額しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費3項介護認定審査会費は24万5,000円減額しております。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス給付費は、居宅介護サービス給付費負担金1億1,900万円、2項介護予防サービス等諸費は3,900万円の減額であります。

1目介護予防サービス給付費は、居宅介護予防サービス給付費負担金を3,100万円、2目特例介護予防サービス給付費は800万円減額しております。4項高額介護サービス等費は高額介護サービス費負担金500万円を追加しております。4款基金積立金は1,004万4,000円を追加しております。

以上、議案第2号から議案第6号までの保健部が所管する4つの特別会計の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 議案第6号でございます。ただいま一括議題となりました議案第6号、平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、旅客船の運航管理に係る経費の補正が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,615万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてございます。

第2条で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、4ページ及び5ページの「第2表 繰越明許費」によるとし、渡海船施設係船用浮棧橋の設置及び撤去費用を繰り越すものでございます。

10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、1款1項事業収入は、旅客運賃収入増が見込まれることから37万2,000円の追加、4款繰入金1項他会計繰入金の19万1,000円は事業運営費の補填分に係る一般会計からの繰入金の追加でございます。6款1項繰越金は前年度繰越金の確定による減額でございます。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費の財源内訳の変更によるもので、2款1項施設費の69万8,000円は、旅客船の燃料費及び船舶保険料の追加、3款1項公債費は、償還金利息の確定に伴い19万9,000円を減額するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第7号、議案第8号の2件は、水道局所管の議案でございますので、提案理由と内容について、続けて御説明いたします。

まず、議案第7号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

今回の補正は、水道管移設補償工事等の減による水道建設費の減額が主な理由でございます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,530万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,056万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとし、第2条で、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、3ページの「第2表 繰越明許費」によるものとしてあります。

それでは、補正の内容について、歳入から御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

6款繰入金2項簡易水道繰入金1目簡易水道基金繰入金305万7,000円の減額は、水道建設費減に伴い繰入金を減額するものであります。8款諸収入1項雑入1目雑入1,225万円の減額は、水道管移設補償費の減によるものであります。

続きまして、歳出でございますが、1款1項水道管理費1目一般管理費219万3,000円

の増額は、消費税納付金追加が主なものであります。2項水道建設費1目水道建設費1,750万円の減額は、水道管移設工事の減によるものであります。

続きまして、議案第8号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

補正の主な理由は、建設改良費の増額であります。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成27年度対馬市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、1款水道事業費用を22万6,000円増額補正し、3億2,888万円とするものであります。

第3条、予算第4条本文括弧書、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億3,232万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,450万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億782万1,000円で補てんするものに改め、資本的収入の予定額を第1款資本的収入を400万円増額し2億5,819万円、資本的支出の予定額を第1款資本的支出を800万円増額し3億9,051万6,000円とするものであります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いをいたします。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用1項営業費用3目減価償却費の22万6,000円の増額は、固定資産台帳の修正によるものであります。

続きまして、資本的収入でございますが、6ページ、7ページをお願いをいたします。

1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金400万円の増額は、内院簡易水道基幹改良事業における建設改良負担金の増であります。

次に、資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費800万円の増額補正は、データ監視システム整備による内院簡易水道基幹改良事業の増であります。

以上で、議案第7号、議案第8号の概要について説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、保健部関係の議案第2号から第5号までの4件について、質疑はありますか。19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） 旅客定期航路事業の分について1点だけ……。済いません。後

で。

○議長（堀江 政武君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、中対馬振興部関係、議案第6号について質疑はありませんか。19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） どうも失礼いたしました。この旅客定期航路の予算も33万油代が上がっていますが、どうも聞くところによると、非常に欠航が多いという話をよく聞くんですね。これ、船が新しくなってから非常に欠航が多いということなんですが、欠航が多いにもかかわらず、この油代が多いちゅうのは、どうもよくわからんとですが。これちょっと苦情があつてることから、ちょっと説明して。

○議長（堀江 政武君） 中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） 確かに欠航が昨年が8日間、昨年度ですかね。今年度、現在に至るまでで27日間ございました。一応、私どもも安全運航という面では、九州運輸局あたりからの強い指導もあっております。それで、安全管理の規程、あわせて運航基準もそれぞれ定めて、当時の天候とか当日の天候を見ながら運航しております。確かに、船体が全長がちょっと長くなっておりますし、御案内のとおり、観光目的も含めましてデッキの部分が結構高うなっております。そういうことで、結構風の抵抗や何かが受けるような関係で、欠航が増えているのは事実でございます。そこらあたりは、マネジメント、安全運航を基本に考えておりますので、御理解をいただきたいところもでございます。

それともう1点の燃油の補正の分でございますけども、平成25年、26年ぐらいでは、不定期の観光の利用がかなり少のうございました。今回はこの3月まで合わせまして、五十数件、平成25年が多分私の記憶では、14件ぐらいだったと思います。それからしますと、2年前からしたら4倍、昨年からしますと2倍まではいきませんが、そこらあたりの利用とそういうことで90分、120分走らせますので、観光利用の分については1航海当たり、大体、重油で言いますと、200リットルぐらい消費があります。そういうことで、不定期の分が増えた分での油のほうが増えていると。それと、若干やっぱり船のがたいも以前の分と比べて大きくなっておりますので、ちょっとその分要ってるのかなというようなのがありますけども、1年間の経過を見て、そこらあたりも検証していきたいなと考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 19番、作元義文君。

○議員（19番 作元 義文君） 油の分については、そういった事情であれば理解をするわけですが、非常に欠航が多い、この船を使って対馬病院に通院してある方、こういった方々が非

常に困ってあるんですね。船が出らんときには、ほかのバスかタクシーか自家用車か、そういったものを借り上げて病院に行っているわけですよ。私も船は乗るんですけど、余りにも欠航が多いなど。これくらいの天気やったら走れるかなというときもありますけども、それは船長の判断ですから、それは言いませんけれども、もちろん天気予報見て走るんでしょうけども、現地に近い船長じゃないですからね。対馬の西側からその船長になってる方はおらんですよ。今はね。だから、波のぐあいとか一回朝早くでも起きて、出航前に波が見えるところありますので、そういったところに来て、きょうはどうか、走れるかなというような状況を確認をして、欠航するのなら、走るなら走るということをおある程度決めてほしいなと思うんですよ。だから、水崎とかそういったこの人は漁師上がりが多いから、今まで船が走ってた、今度は走らんなどというようなことが多く苦情があるんですよ。だから、その辺もよく乗組員の人と相談をして、これからの方法を決めてほしいと思います。これは、要望しておきますので。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、水道局関係、議案第7号及び第8号の2件について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております7件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。7件につきましては、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第2号、平成27年度対馬市診療所特別会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成27年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成27年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成27年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成27年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成27年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成27年度対馬市水道事業会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は2時半からとします。

午後2時12分休憩

午後2時30分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第25. 議案第9号

日程第25、議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算について、提案理由とその内容を御説明いたします。

予算の説明に先立ちまして、予算書とあわせて別途お配りをいたしております当初予算資料、この薄い分でございますけれども、をご覧ください。一般会計をはじめ、対馬市の各会計の当初予算の概要を記載をいたしております。

1ページの当初予算比較表に、対馬市各会計の平成28年度当初予算額、前年度当初予算額及び前年度との比較並びに増減率をそれぞれ記載をいたしております。2ページに特別会計繰出金、3ページに一般会計の歳入内訳比較表、4ページに歳出目的別内訳比較表、5ページに歳出性質別内訳比較表をそれぞれ記載をいたしております。御参照をよろしく願いいたします。

それでは、予算書のほうをお願いいたします。

まず、予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の一般会計予算は、次に定めるところによることを規定をし、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ286億4,500万円と定め、第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから6ページにかけての「第

1表「歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、8ページから9ページにかけての「第2表 地方債」によることを定めております。

第3条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの限度額は80億円と定め、第4条で、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算についてでございますが、歳入及び歳出の款項の区分の金額につきましては、2ページから6ページの「第1表 歳入歳出予算」の表のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債につきましては、公共事業等債から臨時財政対策債までそれぞれ限度額を定め、限度額合計を26億6,020万円といたしております。

それでは、予算書の10ページから記載いたします歳入歳出予算事項別明細書により、主なものを御説明いたします。

本年度の予算の状況は、合計欄に記載いたしますとおり、286億4,500万円で、対前年度比20億2,800万円、率にいたしまして6.6%の減でございます。

これは、この3月末が市長の改選期に当たることから、骨格予算の考えを基本とし、予算編成を行ったことに加えまして、中対馬病院の廃止に伴い、長崎県病院企業団負担金が減少、また比田勝港国際ターミナル建設事業、しま共通地域通貨発行事業などの大型事業の終了によることが大きな要因でございます。

まず、歳入でございますが、1款市税につきましては、27億9,356万8,000円、前年度比較9,514万9,000円の増でございますが、主な要因といたしましては、市民税及び固定資産税の増見込みによるものでございます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金及び11款交通安全対策特別交付金は、平成27年度の交付実績等をもとに計上いたしております。

10款地方交付税は、国の地方財政計画におきましては全体枠で0.3%の減でございますが、配分方法等が不透明なことを考慮いたしまして、平成27年度の交付実績等の約87%、前年度比較9億3,740万2,000円の減となります134億8,504万8,000円を計上いたしております。

内訳につきましては、普通交付税を、対前年度9億1,740万2,000円の減でございます126億4,504万8,000円、特別交付税は、対前年度2,000万円の減でございます

8億4,000万円をそれぞれ計上いたしております。

12款分担金及び負担金は、養護老人ホーム入所負担金、保育所入所負担金など1億5,188万6,000円を計上いたしております。

13款使用料及び手数料でございますが、各種公共施設の使用料、戸籍及び塵芥収集手数料など3億5,902万4,000円を計上していただいております。

14款国庫支出金でございますが、39億5,069万2,000円の計上につきましては、生活保護費負担金、漁港整備事業補助金や社会資本整備総合交付金などがございます。

15款県支出金28億5,707万4,000円の計上につきましては、保険基盤安定負担金、地籍調査事業補助金、漁港整備事業補助金、離島漁業再生支援交付金などがございます。

16款財産収入8,164万円の計上につきましては、土地建物の貸付収入などがございます。

18款繰入金12億4,812万7,000円の計上につきましてはの主なものは、財政調整基金、減債基金、合併振興基金などからの繰り入れでございます。

21款市債につきましては、漁港整備や市道改良などの事業に充当するため、過疎対策事業債、臨時財政対策債など26億6,020万円を計上していただいております。

次に、歳出でございますが、12ページをお願いいたします。

1款議会費でございますが、議会活動費など1億9,108万4,000円の計上でございますが、前年度と比較いたしまして、議員共済会負担金の見直しなどにより、1,342万8,000円の減となっております。

2款総務費31億2,400万1,000円の計上につきましては、前年度と比較し3億1,578万2,000円の減でございます。減の主なものといたしましては、航空運賃低廉化対策事業負担金、地域経済循環創造補助金、国勢調査の経費などがございます。

3款民生費65億6,774万3,000円の計上でございますが、前年度と比較しますと3,937万7,000円の減でございます。減の主なものといたしましては、子育て世帯臨時特別給付金、国民健康保険特別会計への繰出金などがございます。

4款衛生費36億7,840万3,000円の計上でございますが、前年度と比較しまして2億2,493万7,000円の減でございます。その主なものは、長崎県病院企業団への負担金でございます。

6款農林水産業費37億5,391万3,000円の計上につきましては、前年度と比較しまして4億3,717万5,000円の減でございますが、その主なものといたしましては、燃油高騰対策事業補助金、漁場整備事業などの事業費の減によるものでございます。

7款商工費6億513万2,000円の計上でございますが、前年度と比較いたしまして1億8,231万1,000円の減でございます。その主なものといたしましては、しま共通地域通貨

発行事業委託料、観光案内板等整備事業などでございます。

8款土木費23億4,620万3,000円の計上でございますが、前年度と比較いたしまして3億7,165万5,000円の減でございます。その主な要因は、市道改良事業などの事業費の減、また比田勝港国際ターミナル建設事業の終了などによるものでございます。

9款消防費9億4,084万5,000円の計上でございますが、前年度と比較いたしますと5,570万2,000円の減でございます。その主なものは、消防庁舎改修事業、耐震性貯水槽建設事業などでございます。

10款教育費21億8,267万5,000円の計上でございますが、前年度と比較いたしますと943万4,000円の増でございます。増の主なものは、博物館建設事業に伴うものでございます。

12款公債費52億737万9,000円の計上でございますが、前年度と比較いたしますと3億9,394万7,000円の減でございます。

13款諸支出金につきましては、旅客定期航路事業特別会計繰出金といたしまして、762万2,000円、14款予備費では4,000万円の計上をいたしております。

なお、予算書の184ページから191ページにかけては、特別職及び一般職の給与明細、また192ページから193ページにかけては、継続費に関する調書、194ページから199ページにかけては、債務負担行為に関する調書、200ページから201ページに地方債に関する調書をそれぞれ掲載をいたしております。御参照方よろしくお願いたします。

なお、別途お配りをいたしております当初予算参考資料に、各事業の概要等につきましてはそれぞれお示しをいたしております。よろしく御参照くださるようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、平成28年度対馬市一般会計予算の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を議員控室に招集します。

暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後2時57分再開

○議長（堀江 政武君） 3分早いですが、いいですかね。再開します。

報告します。予算審査特別委員会の委員長に小島徳重君、副委員長に長信義君が決定しました。

なお、審査報告は3月18日に行います。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。あすは定刻より本会議を開き、議案説明等を行います。

本日はこれで散会とします。

お疲れさまでした。

午後2時58分散会

議事日程(第2号)

平成28年3月4日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条

例

- 日程第20 議案第29号 対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第31号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第28 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第29 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第30 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第31 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）
- 日程第32 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）
- 日程第33 議案第42号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第34 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第40 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 日程第2 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 日程第6 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 日程第7 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 日程第9 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第19号 対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第20号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第21号 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第22号 対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第15 議案第24号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第16 議案第25号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第26号 対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第27号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第28号 対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第29号 対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第30号 対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第22 議案第31号 対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第33号 対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第34号 対馬市火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 日程第27 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第28 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について
- 日程第29 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第30 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第31 議案第40号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）
- 日程第32 議案第41号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）
- 日程第33 議案第42号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第34 同意第1号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第35 同意第2号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第36 同意第3号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第37 同意第4号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第38 同意第5号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第39 同意第6号 対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第40 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書

出席議員（20名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 春田 新一君 | 2 番 小島 徳重君 |
| 3 番 入江 有紀君 | 4 番 船越 洋一君 |

5番	淵上 清君	6番	脇本 啓喜君
7番	黒田 昭雄君	8番	小田 昭人君
9番	長 信義君	10番	波田 政和君
11番	上野洋次郎君	12番	齋藤 久光君
14番	初村 久藏君	15番	大浦 孝司君
16番	小川 廣康君	17番	大部 初幸君
18番	兵頭 栄君	19番	作元 義文君
20番	山本 輝昭君	21番	堀江 政武君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君

上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

配付しております議事日程、第2号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第10号

日程第2. 議案第11号

日程第3. 議案第12号

日程第4. 議案第13号

日程第5. 議案第14号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算から日程第5、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第10号から議案第14号の5件につきまして、その提案理由と内容について、続けて御説明申し上げます。

議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市診療所特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,647万7,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明する前に、歳入は4ページ、5ページ、歳出は6ページ、

7ページをご覧ください。

平成28年度は、仮称いづはら診療所の開設を見据え、平成27年度に比べ約29%の伸びと
なっております。

主なもののみ説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。1款診療収入1項外来収入は、直営診療所の診療収入2億7,291万
6,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等手数料268万5,000円。

3款県支出金1項県補助金へき地医療対策費補助金は、過去の実績等を考慮いたしまして
1,508万7,000円。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を1億6,163万8,000円、
27年度に比しまして約5,300万円の増額であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。

6款諸収入1項雑入は、予防接種、特定健診等による収入3,365万1,000円を計上して
おります。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費は、3億6,015万6,000円を計上しておりま
す。主なものといたしましては、1節報酬は診療所看護師等2,737万7,000円、8節報償
費は仮称いづはら、それから豊玉、仁田診療所の医師1億3,407万3,000円。

14ページ、15ページをお願いいたします。

13節委託料は、出張診療所への医師等派遣委託料、施設整備費等の保守点検委託料など
4,059万9,000円。15節工事請負費は、三根診療所浄化槽改修工事ほか542万
8,000円を計上しております。

16ページ、17ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金は、公設民営診療所運営費等補助金など1,427万9,000円
などを計上しております。

2款医業費1項医業費は、直営診療所の医療用器具リース代、医薬材料費など1億2,632万
1,000円の計上であります。

続きまして、議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算について、提案理
由とその内容を御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57億9,641万2,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金につきましては、借入金の最高額を5億3,000万円と定めるものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明する前に、歳入は6ページ、7ページ、歳出は8ページ、9ページをご覧ください。

平成28年度は、主に保険給付費の減額により、平成27年度に比べまして約11.2%の減額となっております。

次に、歳入歳出予算の主な内容について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、療養給付費等を反映したものとなっております。

1款国民健康保険税は、1目一般被保険者分と2目退職被保険者等を合わせまして11億6,255万9,000円を計上しております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、1目療養給付費等負担金7億8,198万9,000円、2目高額医療費共同事業負担金5,272万6,000円、3目特定健康診査等負担金635万7,000円、合わせまして8億4,107万2,000円を計上しております。

2項国庫補助金は、財政調整交付金を2億2,205万8,000円計上しております。

4款療養給付費交付金は、退職被保険者の給付に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金といたしまして1億2,274万4,000円。

5款前期高齢者交付金は、保険者間において、前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため交付されるもので、10億7,709万2,000円。

14ページ、15ページをお願いいたします。

6款県支出金1項県負担金は、高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金を合わせまして、5,908万3,000円を計上しております。2項県補助金1目県財政調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金を合わせまして、1億8,018万9,000円であります。

8款共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして16億7,618万9,000円の計上であります。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は、1節保険基盤安定繰入金3億2,483万

1,000円、2節職員給与費等繰入金3,306万9,000円、3節出産育児一時金等繰入金1,960万円、16ページ、17ページをお願いいたします。4節財政安定化支援事業繰入金7,302万9,000円、合わせまして4億5,052万9,000円を計上しております。

12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は、一般被保険者延滞金など400万2,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

20ページ、21ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費は、主なものといたしましては、3目医療費適正化特別対策事業、12節役務費の中のレセプト点検事務共同事業手数料は、国保連合会に委託し、2次審査といたしまして医療と調剤などの点検を実施しているもので、172万5,000円を計上しております。22ページ、23ページをお願いいたします。13節委託料に、糖尿病性腎症重症化予防事業委託料327万2,000円を計上しております。これは薬剤投与の継続や食生活の改善指導などを行い、糖尿病性腎症の重症化を抑制しようというものであります。合わせまして2,807万1,000円を計上しております。

2項徴税費2,231万6,000円の計上であります。主なものといたしましては、嘱託職員の雇用、納税組合交付金、過誤納還付金などであります。3項運営協議会費は、国保運営協議会委員報酬等24万6,000円の計上であります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

2款保険給付でございますが、1項療養諸費と2項高額療養費は、過去3カ年の動向により、国が示した算式で算定を行い予算化しているところでございますが、1項療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費など、合わせまして26億1,205万5,000円を計上しております。

2項高額療養費は、一般被保険者及び退職被保険者等の高額療養費等、26ページ、27ページをお願いいたします。3億5,614万5,000円の計上であります。4項出産育児諸費は70名分2,941万5,000円、5項葬祭諸費は180万円の計上であります。

3項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度に対する支援金及び事務費拠出金等として6億2,351万4,000円。

28ページ、29ページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等は、支払基金から交付される前期高齢者交付金に対する納付金と、事務費拠出金として71万8,000円。

5款老人保健拠出金は、事務費拠出金として5万円。

6款介護納付金は、介護給付費に対する第2号被保険者の負担分でありませんが、2億9,064万

4,000円の計上であります。

7款共同事業拠出金1項共同事業拠出金は、1目高額医療費共同事業医療費拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせて16億8,363万5,000円の計上であります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、30ページ、31ページをお願いいたします。

主なものとしたしましては、7節賃金は、特定健診の受診率向上のため5名の推進員を雇用するなど677万4,000円、13節の委託料は、特定健康診査委託料3,039万2,000円、19節負担金補助及び交付金は、この中に人間ドック補助金は、国保加入者が人間ドックを受診されるときに2万円を上限に助成する制度で、27年度から設けましたが、200万円を計上しているところであります。合わせて5,672万7,000円を計上しております。

32ページ、33ページをお願いいたします。

10款公債費に一時借入金利子として100万円。

12款予備費は、8,998万2,000円を計上しております。

続きまして、議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、県内で組織する広域連合により運営をされておりますが、2月17日に開催されました広域連合議会定例会で提案された予算案等が原案可決され、1人当たりの保険料率も27年度と同率で予算化しているところでございます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,480万9,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料を合わせて1億9,380万1,000円の計上であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金を合わせて1億6,840万2,000円を計上しております。

7款諸収入2項償還金及び還付加算金は、後期高齢者医療広域連合より受け入れる保険料還付金として161万7,000円。

10ページ、11ページをお願いいたします。

5項雑入は、保険料の還付未処理の受け入れ等のため、98万5,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、3,491万4,000円の計上であります。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金、広域連合事務費負担金1,169万9,000円であります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金及び保険料納付金として、3億2,817万6,000円を計上しております。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金等161万8,000円。

14ページ、15ページをお願いいたします。

4款予備費に10万1,000円を計上しております。

続きまして、議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

28年度予算につきましては、高齢者人口の増加や介護報酬の改定などにより、約3.6%の伸びとなっております。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,173万1,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

次に、歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものを御説明いたします。

1款保険料1項介護保険料は、第1号被保険者に係る特別徴収保険料及び普通徴収保険料等5億6,885万7,000円を計上しております。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、介護給付費に係る国庫負担金6億3,239万2,000円、2項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金といたしまして3億9,227万円。

4款支払基金交付金は、第2号被保険者に係る保険料で、支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金合わせまして、10億475万7,000円の計上であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金は、介護給付費負担金5億2,459万7,000円、2項県補助金は、介護予防事業及び包括的支援事業等に係る地域支援事業交付金として、1,742万4,000円。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子分15万6,000円。

7款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として、4節に低所得者保険料軽減負担繰入金1,417万5,000円などを合わせまして5億8,778万7,000円、2項基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入金を4,348万6,000円計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、職員給与等の人件費、一般事務費等6,794万5,000円の計上であります。

14ページ、15ページをお願いいたします。

3項介護認定審査会費1目介護認定審査会費は、委員報酬、意見書作成手数料など2,648万3,000円、2目認定調査費は、認定調査委託料など1,650万4,000円、合わせまして4,298万7,000円、5項計画策定委員会費は、委員会開催経費として25万7,000円の計上であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費は、主に居宅介護サービス給付費等負担金であります。29億3,564万6,000円、2項介護予防サービス等諸費、主に居宅介護予防サービス給付費負担金になりますけれども、3億4,124万3,000円を計上しております。

3項その他諸費は、審査支払手数料380万円、4項高額介護サービス等費は7,178万3,000円、5項高額医療合算介護サービス費は18ページ、19ページをお願いいたします。808万8,000円であります。

6項特定入所者介護サービス等費は、1億9,941万2,000円を計上しております。

4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として15万6,000円、6款諸支出金、第1号被保険者保険料の過年度分保険料払戻金など、84万2,000円を計上しております。

8款地域支援事業費1項介護予防事業費2,844万9,000円、20ページ、21ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費7,112万3,000円を、介護保険地域支援事業特別会計繰出金として計上しております。

続きまして、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

28年度予算につきましては、27年度とほぼ同額の予算編成であります。地域包括ケアを

推進するため、元気な高齢者を支援する介護予防団体助成金を新たに創設しております。

1 ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,623万9,000円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

歳入歳出予算の内容について御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款財産収入は、介護保険地域支援事業基金利子6,000円を計上しております。

2款繰入金は、介護保険特別会計からの繰入金9,957万2,000円を計上しております。

4款諸収入1項サービス事業収入は、介護予防支援事業収入3,666万円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款地域支援事業費1項地域支援事業運営費は、8,890万2,000円を計上しております。主なものといたしましては、地域包括支援センター3カ所の運営費に要する経費として、職員等の人件費、運営協議会開催のための経費のほか、社会福祉協議会から専門職員として派遣をいただいております4名分の給与等負担金であります。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2項介護予防事業費は、介護予防二次予防事業及び一次予防事業費といたしまして、1,233万1,000円を計上しております。2目介護予防一次予防事業費19節負担金補助及び交付金に、28年度から新たに介護予防団体助成金制度を設け、高齢者の自主グループによる活動を支援していきたいと思っております。

3項包括的支援事業・任意事業費は、14ページ、15ページをお願いいたします。418万6,000円を計上しております。認知症を理解するための講演会の開催や在宅歯科診療補助金のほか、認知症高齢者等の権利擁護のため成年後見人制度報酬助成、介護用品支給等の扶助費などが主なものであります。

2款介護予防支援費1項介護予防支援サービス事業費は、介護予防支援委託料3,081万3,000円を計上しております。

3款基金積立金は、介護保険地域支援事業基金積立金として7,000円の計上であります。

以上、議案第10号から議案第14号までの保健部が所管する5つの特別会計の提案理由の説明を終わります。また、各特別会計予算書の後方に給与費明細書を添付しております。

御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第6. 議案第15号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、多田満國君。

○中対馬振興部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,411万9,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものであります。

第2条で、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページ及び5ページの「第2表 地方債」によるとするものでございます。

10ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項事業収入の295万5,000円は、一般旅客運賃及び貸切料金収入を見込み、計上をいたしております。

2款国庫支出金1項国庫補助金の1,802万1,000円は、赤字航路事業国庫補助金を計上いたしております。

3款県支出金1項県補助金の540万6,000円も同様に、赤字航路事業に対する県の補助金でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金の762万2,000円は、赤字補填分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

12ページをお願いします。

6款1項繰越金は、前年度繰越金として10万円を、8款1項市債の4,000万円は、老朽化した乗降施設の整備に伴い、旅客定期航路事業債として計上させていただいております。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費の2,427万1,000円の計上で、前年度と比較いたしまして126万8,000円の減でございます。主な内容でございますが、職員及び船員等の人件費及び旅費並びに日本旅客船協会等の負担金が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

2款1項施設費の4,926万4,000円の計上で、前年度と比較いたしまして、2,062万5,000円の増でございます。主なものとして、11節需用費で、旅客船の燃料費及び修繕料等で827万2,000円、13節委託料で、老朽化した浮棧橋の撤去、設置に関する調査設計監理等の委託料で650万円、15節工事請負費は、同工事費の3,350万円でございます。

3款1項公債費は、地方債の償還金利子として48万4,000円を計上いたしております。

18ページから24ページにかけては給与費明細書を、また25ページには、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第7. 議案第16号

日程第8. 議案第17号

日程第9. 議案第18号

○議長（堀江 政武君） 日程第7、議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算から日程第9、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議案第16号から議案第18号の3件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,617万円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

第2条、地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、4ページの「第2表 地方債」によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金1項負担金799万8,000円は、水道利用加入金及び消火栓設置事業に係る一般会計負担金でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料4億3,980万円は、水道使用料でございます。2項手数料10万5,000円は、工事竣工検査手数料でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億8,000万円は、簡易水道事業補助金、5款財産収入1項財産運用収入2万1,000円は、簡易水道事業基金の利子であります。

6款繰入金1項他会計繰入金3億98万8,000円は、公債費償還金元金及び利子、10ページ、11ページの高料金対策、水道建設費などに対する一般会計からの繰入金、2項簡易水道繰入金815万8,000円は、簡易水道基金からの繰入金でございます。

7款1項繰越金100万円は、前年度からの繰越金、8款諸収入1項雑入300万円は、道路整備事業に伴う水道管移設補償金、9款1項市債1億510万円は、簡易水道改良事業債、公営企業会計適用債でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款簡易水道費1項水道管理費1目一般管理費1億5,815万9,000円は、職員の人件費、水質検査料、検針及び料金徴収業務委託料、消費税納付金などが主なものであります。

12ページから15ページにかけての2目施設管理費1億3,282万5,000円は、水道施設の維持管理経費が主なものであります。

14ページから17ページの2項水道建設費1目水道建設費3億7,950万円は、雞知地区簡易水道、琴地区統合簡易水道整備事業に係る経費を主なものとして計上し、施設整備を計画的に実施するものでございます。

2款1項公債費3億7,518万6,000円は、長期債償還金の元金及び利子を計上しております。

3款1項予備費として、50万円を計上しております。

18ページからは、給与費明細書などを添付しております。

以上が、議案第16号の概要でございます。

続きまして、議案第17号、平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度対馬市の集落排水処理施設特別会計予算は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,371万2,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算」によるとするものでございます。

次に、予算の概要を御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項使用料268万7,000円は下水道使用料、3款繰入金1項他会計繰入金2,095万4,000円は一般会計からの繰入金、4款1項繰越金1,000円は前年度繰越金、5款諸収入1項雑入7万円は下水道加入金であります。

次に、歳出を御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款下水道事業費1項下水道管理費1目一般管理費16万6,000円は、主に下水道使用水量の検針及び集金委託料でございます。2目施設管理費797万5,000円は、処理施設の維持管理経費でございます。

2款公債費1項公債費1,557万1,000円は、長期債償還金の元金及び利子を計上しております。12ページに、地方債の調書を添付しております。

以上が、議案第17号の概要であります。

最後に、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条、平成28年度対馬市水道事業会計予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、給水戸数6,323戸、年間総配水量193万913立方メートル、1日平均給水量は5,322立方メートルであります。

主要な建設改良事業は1億4,800万円で、その概要は、施設整備事業等で9,400万円、佐須簡易水道基幹改良事業費として5,400万円を予定をしております。

次に、第3条で、収益的収入を第1款水道事業収益3億3,408万8,000円、収益的支出を第1款水道事業費用3億1,805万円と予定額を定めております。

第4条で、資本的収入を第1款資本的収入6,945万2,000円、資本的支出を第1款資本的支出1億7,944万8,000円と予定額を定めております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億999万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額891万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億108万5,000円で補填するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条で、企業債起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定め、第6条で、一時借入金の限度額を1億円と定め、第7条は、予定支出の各項の経費の流用について定め、第8条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の指定を、第9条は、他会計からの負担金の金額を定め、第10条は、たな卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものであります。

以上、地方公営企業法第24条第2項の規定により、提案するものでございます。4ページから予算に関する説明書を、また23ページから参考資料として予算附属資料を添付いたしております。

以上で、議案第16号、議案第17号、議案第18号の特別会計予算の概要について説明をさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。これから3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第10号から18号までの9件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

暫時休憩します。再開は11時からとします。

午前10時47分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第10. 議案第19号

日程第11. 議案第20号

日程第12. 議案第21号

日程第13. 議案第22号

日程第14. 議案第23号

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

日程第21. 議案第30号

日程第22. 議案第31号

日程第23. 議案第32号

日程第24. 議案第33号

日程第25. 議案第34号

○議長（堀江 政武君） 日程第10、議案第19号、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例から日程第25、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例までの16件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括して議題となりました議案中、議案第19号から議案第24号までの6議案につきましては、総務部の所管でございますので、続けて御説明をいたします。

まず、議案第19号、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、議案書は7ページでございます。あわせて新旧対照表の1ページをお願いいたします。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行さ

れ、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項が、勤務評定から人事評価へ制度が改められることとなります。

また、改正行政不服審査法が同じく、平成28年4月1日から施行され、不服申し立ての構造が不服申し立てから審査請求に一元化されることにもなります。今回、これらの制度改正に伴い、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容について御説明いたします。

第3条、任命権者の報告事項で、任命権者が市長に報告しなければならない報告事項といたしまして、職員の人事評価の状況を加え、第5条で、行政不服審査法の改正に伴う不服申し立ての変更を定めたものでございます。

なお、附則におきまして施行日を平成28年4月1日と定めてございます。

続きまして、議案第20号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書は9ページでございます。新旧対照表は3ページになってございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、地方公務員法第24条第6項の規定が第5項に改められたことにより改正するものであり、また、学校教育法等の改正において、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されることに伴い、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務に係る養育する子の要件を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第1条におきまして、条例の制定の根拠を第24条第5項に改め、第10条におきまして、職員が子を養育するため請求した場合、早出遅出勤務をさせることができる職場に義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部を加えようとするものでございます。

附則におきまして、施行日を平成28年4月1日と定めてございます。

続きまして、議案第21号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

議案書は11ページでございます。新旧対照表は5ページとなっております。

今回、提案いたします改正条例は、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の3条例の改正案で構成をされております。

改正の内容につきましては、市長等の給与月額の改定並びに昨年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴い、特別職等の期末手当の支給月数の改定でございます。

まず、市長等の給与月額についてでございますが、市長等の給与につきましては、合併時の合

併調整によりまして市長等の給与の額については、合併時においては当面、旧巖原町の給与月額である80万円とし、合併後において同規模の市町村の例のもとに調整すると決定をさせていただきます。

本市におきましては、合併直後の財政的な状況の問題とか、政策的な問題など、またその後、幾度かの減額措置がなされておりますが、県内の各市の状況を見たときに、合併後10年を経過しようとする今、減額措置の見直しについて、既に条例を改正、あるいは改正に向けての条例提案を予定しているという状況でございます。

本市におきましても合併後12年を経過し、市長の新たな任期を迎えるこの時期を改定の時期と捉え、検討をまいりました。

市長等の給与の額につきましては、行政規模等の類似する団体の状況等を勘案し、調整する団体が一般的でございますが、本市におきましても、同規模の市町村の例をもとに調整すると、合併協議の中で調整されてございます。

現在の給与月額72万円は、平成17年に本則の改正が行われ、その後、特例条例でさらに減額する措置が行われておりますが、特例条例の執行とともに、本則の72万円が現在の額として据え置かれている状況でございます。

今回、市長の任期満了を迎えるに当たり、本則の給与月額を合併時の月額80万円に改定をしようとするものでございます。この月額80万円の額は、合併前の平成7年に旧巖原町長の給与月額として支給されていた額そのものでございまして、実質的に、20年もの間にわたり額の改定が行われていないということになります。

今回、額の改定を検討するに当たりまして、人口規模等の類似をする県内9団体の状況を見て見ますと、現時点におきましては、平戸市の71万2,000円から島原市の87万7,000円まで、まちまちでございまして、その平均額は81万8,000円となっておりますが、その平戸市につきましても現在、見直しに向けた提案を予定をしているという情報でもございます。

今回、改正しようとする80万円は、合併時の給与月額に戻そうとするものであり、また、県内の類似団体との比較につきましても平均的な額と言えるものと思われまます。

条例の改正の内容について御説明いたします。

第1条、第2条で、市長等の給与について第3条、第4条で教育長の給与について、第5条、第6条で、議会議員の期末手当についてそれぞれ改正をするものでございます。

第1条では、国の給与改定に伴い、特別職の期末手当の支給月数を「1.625月」を「1.675月」へ0.05月引き上げ、第2条では、市長等の給与月額の額を市長「72万円」を「80万円」に、副市長「55万1,000円」を「65万2,000円」に改め、また、給与制度の改正に伴い、第1条にて、平成27年度限りの措置として12月支給を「1.675月」

としたものを6月支給を「1.5月」に、12月支給を「1.65月」に改めるものであります。

第3条は、教育長の期末手当について、第1条と同様の改正内容でございます。

第4条では、教育長の給与月額「53万1,000円」を「59万円」に改め、同じく給与制度の改正に伴い、期末手当の支給月数の改正を行うもので、第5条では、議会議員の期末手当の支給月数を第1条、第3条と同様に改正するもので、第6条では平成28年6月期以降の期末手当の支給月数分について、給与制度の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給月数をそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日を第1条、第3条、第5条につきましては、公布の日からとし、国の給与改定に倣い適用日を平成27年12月1日からとし、第2条、第4条、第6条につきましては、平成28年4月1日から施行といたしております。

また、今回、条例を提案するに当たりまして、去る2月10日、特別職報酬等審議会を開催をいたしまして、改定の内容について御審議をいただき、適当であるとの答申を受けておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第22号、対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書は13ページ、新旧対照表は11ページでございます。

人事院における平成27年度の民間給与との賃金格差の調査の結果、平成27年4月分の月例給が、平均で1,469円、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となり、また特別給につきましても、民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回るとの結果から、月例給、及び特別給について引き上げを行うことを柱とした勧告が国会及び内閣に対しまして、昨年8月6日に行われております。これを受け、政府は、昨年12月4日に勧告どおりの改正を行うとの閣議決定をし、本年1月20日国会にて関係法律が可決・成立したところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告に鑑み、一般職等の給与について所要の改正を行うものでございます。

また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事評価制度の導入に当たり、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法において、職員の職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づく等級ごとに、明確な給料表の額を定めなければならないこととされてございます。

その運用について、地方公務員給与における職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を給与条例で定めることとされたことなどに伴い、所要な改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、第1条及び第2条は、対馬市職員の給与に関する条例の一

部改正、第3条、第4条は、対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

第1条は、昨年12月に「0.75月」支給した勤勉手当の支給月数を「0.1月」追加し、「0.85月」へ改正するもので、同じく再任用職員の勤勉手当につきまして「0.35月」を「0.4月」へ改めるものでございます。

また、別表第1から別表第4の給料表は、国の給料表に準じて改正をするものでございます。

第2条につきましては、現在、規則に委ねてあります等級別基準職務表を地方公務員法の改正に伴い、条例に定め明確化するものでございます。

また、平成28年6月以降に支給する勤勉手当の支給月数を6月の「0.75月」並びに12月の「0.85月」をそれぞれ「0.8月」に改めるものであり、再任用職員にあっては、6月の「0.35月」並びに12月の「0.4月」をそれぞれ「0.375月」へ改正するものでございます。

第3条は一般職の任期付職員の給料月額を一般職に準じ表のように改め、また、昨年12月に「1.55月」支給した期末手当の支給月数を「0.05月」追加し、「1.6月」とするものでございます。

第4条につきましては、平成28年6月以降に支給する期末手当の支給月数を改正するもので、6月、12月ともに支給月数を「1.575月」に改めるものであります。

また、附則におきまして、条例の施行日を平成28年4月1日からとし、第1条及び第3条につきましては、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することを定めております。

次に、議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。議案書は35ページ、新旧対照表は21ページとなっております。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化など、教育委員会の抜本的な改革を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、関係条例の規定を整備しようとするものでございます。

改正内容につきましては、第1条で、対馬市特別職報酬等審議会条例の一部を改正し、改正法により教育長が特別職の身分のみ有するようになることから、審議会条例第2条第1項に教育長を加えるものでございます。

また、あわせまして、審議会委員の任期の規定におきまして、補欠委員の任期に関する規定を定める必要があるため、第3条第2項に「ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」と加えるものでございます。

第2条は、対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

改正法により、教育委員長と教育長が一本化されることから、条例の別表中、教育委員会教育長の区分、報酬額の項を削除するものでございます。

第3条、対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正でございます。

第1条第1項において、引用する法律名を教育公務員特例法から地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に改めるものでございます。また、改正法により、教育長の職務専念義務が規定されたことに伴い、第9条におきまして、職務に専念する義務の免除の規定を加えるものでございます。

附則第1項におきまして、改正条例の施行日を公布の日からと定め、以下第2項、第3項及び第4項は、経過措置を規定をし、改正法附則第2条第1項により、現在の教育長の教育委員としての任期中は、なお、従前の例によることとされており、現在の教育長の任期である平成28年4月30日までは従前のままとするというものでございます。

最後に、議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

議案書は37ページ、新旧対照表は25ページでございます。

平成28年4月1日より行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の改正法が施行され、審理員の審理手続き、第三者機関への諮問手続きの導入、不服申し立て手続の一元化、また、審査請求をすることができる期間等の内容について改正されることに伴い、対馬市情報公開条例など関係する本市の条例を改めるものでございます。

条例の内容でございますが、第1条で対馬市情報公開条例を、第2条で対馬市個人情報保護条例を、第3条で対馬市行政手続条例、第4条で対馬市固定資産評価審査委員会条例、第5条で対馬市税条例、第6条で対馬市手数料条例、第7条で対馬市営土地改良事業等の経費の賦課徴収条例をそれぞれ一部改正をするものでございます。

なお、附則におきまして、条例の施行日を平成28年4月1日からと定めてございます。

以上で、6件の提案理由を説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第25号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明をいたします。

議案書の43ページでございます。新旧対照表は37ページから46ページを御参照をお願い

をいたします。

今回の条例改正は、市営バス路線、スクールバス混乗路線につきまして、利用者の利便性及び効率的な運行を行うため、運行路線と使用料について見直しを行うものでございます。また、条文の「フリーバス」につきましては、バス以外の乗合タクシーにも利用できることから、「フリーバス」に改正するものでございます。

条例第4条第1項の改正につきましては、市営バス仁位・小鹿線につきまして、現在、琴から佐賀まで児童生徒の皆さんが利用されているスクールバスに、一般の方が混乗できるように見直しを行うことから、同条第1項から削除し、スクールバス混乗路線として、同条第2項第5項に加えるものでございます。この改正を行うことにより、現在の仁位・小鹿線の起点・終点であります小鹿を琴まで延長し、一般の方が琴から仁位まで利用できるように見直すものでございます。

条例第4条第2項の改正につきましては、阿連・小茂田線、仁位・琴線、三根・鹿見線の3路線を新たにスクールバス混乗路線として加え、雞知・昼ヶ浦線につきましては、路線の変更を行うものでございます。

阿連・小茂田線については、阿連小学校と金田小学校の統廃合に伴いスクールバスが導入されることから、現在の路線バス阿連・小茂田線を廃止し、阿連から小茂田までをスクールバス混乗路線に改正するものでございます。

雞知・昼ヶ浦線につきましては、現在、昼ヶ浦から黒瀬を経由せず、対馬病院までのスクールバス混乗が運行され、路線バスの竹敷線が黒瀬から竹敷を経由し、対馬病院まで運行されているものをスクールバス混乗路線であります昼ヶ浦線を黒瀬経由に路線変更を行うものであります。

仁位・琴線につきましては、さきに御説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

三根・鹿見線につきましては、現在、女連から仁田まで路線バスが運行され、三根方面へのバス路線がなく、津柳が交通空白地帯となっております。

西小学校、西部中学校へ鹿見から津柳経由でスクールバスが運行されていることから、このスクールバスに一般の方が混乗できるように改正するものでございます。

なお、別表第1に係る改正につきましては、ただいま御説明申し上げましたスクールバス混乗3路線の追加及び路線変更に係ります使用料について、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で施行期日を平成28年4月1日といたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第26号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申

し上げます。

議案書は47ページになります。また、新旧対照表も同じく47ページとなりますので、御参照をお願いいたします。

対馬市では、現在増え続ける国内外の観光客やビジネス客に対しまして、宿泊施設のキャパシティが不足する状況が続いており、その解消が喫緊の課題となっております。

昨年末策定いたしました総合戦略でも、宿泊施設の拡充を最優先課題と位置づけているところであります。市では、これまでホテル誘致に向けまして、国内外のホテル事業者への接触や情報収集に努めてまいりましたが、ここに来てようやくホテル進出の具体的な動きが顕在化してまいりました。具体的には、西泊のソモヤ地区、厳原の野良地区の市誘致のホテル公募に対する応募状況や、厳原今屋敷地区におけます大手事業者のホテル進出などでございます。

今回の条例改正につきましては、市内における宿泊施設の立地を促進し、宿泊施設の新設・増設の民間活力の導入を推進するため、企業誘致の指定基準の緩和を行うものがございます。

現行の条例では、旅館業と観光関連産業の場合、企業誘致の指定を受けるためには、投下固定資産総額2,700万円以上かつ新規常用雇用者10名以上が条件となっておりますが、この条件を投下固定資産総額2,700万円以上または新規常用雇用者5名以上に改め、条例の適用対象者を拡大し、中小事業者等が参入しやすい環境を整備するものであります。

また、近年の状況といたしまして、宿泊施設の設置者と運営事業者が共同で経営をされるケースもあり、適用の幅を広げることで雇用の創出を積極的に奨励しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 一括議題となりました議案第27号は、教育委員会所管ですので、説明をいたします。

対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案集の49ページ、参考資料の同じく49、50ページをあわせて御参照ください。

今回の改正は、対馬市立阿連小学校が平成28年4月に対馬市立金田小学校に統合することに伴い、新たにスクールバスを運行するものであります。

運行区域第2条中、「第27号」を「第28号」とし、第4号から第26号までを1号繰り下げ、第3号の次に阿連～下原の1号を加えるものです。

また、第4条の一般利用者の混乗ですが、地区からの要望、交通空白地の解消を図るため、地区及び保護者説明会等を開催し、御理解をいただき、今回新たに3つの運行区域を追加するものであります。

6号として、阿連～小茂田、7号として鹿見～久原～女連～津柳～三根、8号として琴～芦見～一重～小鹿～志越～志多賀～佐賀の3つの区間であります。

先ほどの第25号議案の本条例の一部改正議案と関連した議案であり、本市のスクールバスによる運行区域は、今回の改正により28区間、そのうち一般乗客者が利用できる混乗区間が8区間となります。スクールバスを活用した一般利用者との混乗を図りながら、地域公共交通の連携及び充実に努めているところでございます。

附則としてこの条例は、平成28年4月1日から施行することとしております。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第28号と議案第29号の2つの議案につきましては、福祉部所管でございますので、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

まず、議案第28号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案集の51ページをお開きください。新旧対照表は51ページから53ページでございます。

本条例は、障害者、乳幼児、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的に設置しているところでございます。

現在、福祉医療費に対する助成制度の支援については、全国の各自治体が独自の助成を展開している状況であり、長崎県内の市及び町におきましても、半数以上の自治体が福祉医療費の支給対象者の年齢拡大を実施しているところであります。

今回、対馬市におきましても、親の経済的な負担を和らげ、子育て支援や少子化対策支援につなげる観点から、同様の措置を実施しようとするものでございます。

今回、提案の改正の内容につきましては、まず、第1条の目的や第2条の定義等において、「小学校就学児から中学校卒業までのこども」の文言を加え、支給対象者を現在の未就学児までから小学生及び中学生までに対象年齢を拡大しようとするものでございます。また、それに伴う関係条文の改正をするものでございます。

次に、支給内容につきましては、現在、支給しています乳幼児と同様に入院、外来の診療分の医療費の一部負担金の額から、保険医療機関等ごとに1日につき800円を控除した額を支給します。

なお、附則で施行日を平成28年4月1日からとしております。

次に、議案第29号、対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について御説明申

上げます。

議案集の53ページをお願いいたします。

本条例は、常時介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることが困難な高齢者を養護し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置をしております。

今回の改正は、美津島町雑知甲738番地10に設置し、現在指定管理で運営をしております特別養護老人ホーム浅茅の丘をこのほど社会福祉法人に有償による譲渡をしましたので、それに伴う一部改正でございます。

本条例の第2条の表中、特別養護老人ホーム浅茅の丘の名称、位置、定員の項を削除しようとするものでございます。

施行日は、平成28年4月1日としております。

なお、参考資料の一部改正条例、新旧対照表の55ページを御参照の上、御確認願います。

簡単ですが、以上で提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括提案されました議案のうち、議案第30号から議案第32号につきましては、保健部所管の条例でありますので、続けて御説明いたします。

議案書55ページから63ページ、新旧対照表は57ページから91ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第30号、対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明いたします。

現在、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進められておりますが、今後、増大することが予想される医療ニーズをあわせ持つ中重度の要介護者や認知症高齢者への対応として、引き続き在宅生活を支援するサービスの充実等を図るため、平成27年度介護報酬が改定されております。

この条例は、指定地域密着型サービスの基準等を定めたものでございますが、今回の改正は、介護報酬改定に係る指定基準の改正を行うほか、利用者や家族への支援の充実を図るというサービス内容が具体的にイメージできるよう、「複合型サービス」を、「看護小規模多機能型居宅介護」に名称を改め、その複合型サービスの登録定員が見直されたことにより、所要の改正を行うものでございます。改正を必要とする箇所は、目次のほか第7条から第203条にわたる39カ条でございます。

続きまして、議案第31号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關す

る基準等を定める条例の一部を改正する条例について、その改正理由を御説明申し上げます。

議案書は65ページから68ページ、新旧対照表は93ページから105ページをお願いいたします。

この条例は、地域密着型介護予防サービスの基準を定めたものでございますが、介護報酬の改定により指定基準の改正を行うもので、議案第30号と同様に名称の改称等所要の改正をするものでございます。改正を必要とする箇所は、第8条から87条にわたる13カ条でございます。

また、附則におきまして、いずれも施行日は平成28年4月1日から施行するとしております。

続きまして、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例について、その改正理由を御説明申し上げます。

議案書は69ページ、新旧対照表は107ページから108ページをお願いいたします。

この条例は、現在、旧対馬いづはら病院跡利用として、建物の一部を改修し、対馬市直営の診療所を開設できるように進めておりますが、医療機関としての開設手続等に必要のため、第2条の別表、久和出張診療所の項の前に、診療所名をいづはら診療所、住所を対馬市巖原町東里303番地1とし、挿入しようとするものであります。

附則で、この条例は、公布の日から起算して4カ月を超えない範囲以内において、規則で定める日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第30号、議案第31号、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 水道局長、増田敬一君。

○水道局長（増田 敬一君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の内容について御説明いたします。

平成23年の地方公営企業法の一部改正により、利益剰余金処分及び資本剰余金の処分を条例の定めるところによるか、または、従前どおり議会の議決を経て行うかが選択できるようになりました。この改正の背景には、各地方公営企業の経営判断の余地を広げる観点から、また、利益処分のあり方を自ら決定し、今後の補助金削減対策、人口減少に対応した合理的な企業経営を行う必要性が生じてきたことによります。

現在、対馬市の水道運営は、簡易水道特別会計、水道事業会計の2つの会計で行っておりますが、国の方針により平成29年度からの会計統合を計画しており、会計統合後は、今以上の地方公営企業体としての合理的、かつ迅速な経営判断が必要になってまいりますので、今回の条例改正をしようとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

議案集の71ページ、参考資料は新旧対照表の109ページから111ページでございます。

議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を第9条を第11条とし、第5条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加えようとするものでございます。追加した第5条に、利益剰余金の処分の方法及び積立金の取崩しについて規定し、第6条に資本剰余金の処分について規定をしております。

ただし、利益剰余金で積み立てた積立金の目的外使用については、改正条例の第5条第3項で、また、資本金の額の減少については、地方公営企業法第32条第4項で、議会の議決が必要となっております。

附則で、条例の施行日を公布の日と定めております。

以上、簡単でございますが、議案第33号の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 一括議題の議案のうち、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容を御説明申し上げます。議案集は73ページ、参考資料でございます新旧対照表のほうは113ページからとなっております。

このたびの改正は、電気調理器具等のうち、従来は想定をされておりました、電力等のエネルギー消費量大きい製品などが開発・流通されてまいりましたことから、これらの周辺の安全距離などを定める対象火器設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する省令、いわゆる対象火器省令と呼ばれております、省令の改正を受け、本市火災予防条例の改正をお願いするものであります。

条例改正の主な内容でございますが、電磁誘導加熱式調理器、市中におきましては、IHクッキングヒーターなどと呼ばれているものでございますが、このうち、従来のものより電力消費量が増大したものについて、安全距離などを定めるとともに、制定後14年を経過する省令別表中の字句の修正が行われたため、同じく条例における整合を図り、附則に施行期日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

大変、簡単でございますが、説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。再開は1時からとします。

午前11時49分休憩

午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第19号から議案第24号までの総務部関係条例6件について、質疑はありませんか。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 議案第28号、子どもの医療費の件についてなんですが、済みません。

○議長（堀江 政武君） 24号までです。

次に、議案第25号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第26号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第27号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第28号及び議案第29号の福祉関係条例2件について、質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 失礼しました。

議案28号の子どもの医療費の件についてなんですが、無料化についてなんですけども、この件については従来から、県内の他の自治体それから福岡県内の自治体等において、多くの自治体を実施しているということで、対馬市でも実施をお願いしたいということで、かねてよりお願いをしておりました。これが、なかなか来年度予算で難しいだろうという話だったところを、担当のほうも頑張ってくださいまして、予算書のほうにも上がってきているようです。大変ありがたいことだというふうに思っております。

その中で、対象について中学生までという形で報告がありました。今までのことから考えると中学生まで範囲が広がったということは、大変、この子育ての支援についてもいいことだというふうには思っております。ただ、保育園の保育料、幼稚園の保育料の見直しの際に、高校生がいる世帯にまで目を配っていただいて、減額化を図っていただいたりしてたかと思うんですね。

この子どもの医療費無料化について、自治体によってまちまちなんですが、範囲は、高校生までを範囲と、範疇に入れるということについては協議があつたのかどうかお聞かせいただきたい

いと思います。

○議長（堀江 政武君） 福祉部長、仁位孝良君。

○福祉部長（仁位 孝良君） お答えいたします。

まず、脇本議員さんから完全無料化という言葉がございましたが、実際には無料化ではなく一部、1日800円という、そういう制限がございますので、あとは、そこはよろしく願いいたします。

今まで、小学生に入るまで、就学児までとしておりましたところを、今回、中学生までということで年齢を拡大させていただこうとするところでございますが、確かに試算の中ではいろいろと、小学生まで、中学生まで、高校生までということで試算もしたんですが、一応、県内ほとんどいいですか、今、状況は中学生までというのが多いようでございますし、財源の問題も含めて、対馬市も中学生までというふうなところで落ちついたのかなというふうには思っておりますが、県内でも、私が持っております資料では、松浦市がかなり進んでおまして、ここは高校生までとはしておりますが、そのほかの市町村は、多くても中学生までということがほとんどでございますので、まずは中学生までで、対象ということでさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（堀江 政武君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 事情は今の説明でよくわかりました。

ただ、今、松浦のほうがそういう形で高校生まで広げているという話がありました。新聞等々見ても、やはり松浦市内の高校についても高校生が減ってきているという、その高校の存続等もいろいろ話題に、新聞等にも出ております。

対馬市においてもそういうことが懸念されております。政策として、特に保育料の減免について、対馬市の場合は対馬市の高校に通う子供はカウントをして、少しでも対馬市の高校に残る形をもっていきたいという政策面からの配慮もあつてと思うんですね。であれば、同じようにリンクさせて、対馬の高校に残る方だけでも、そういう形で医療費の還付が受けられるというのも一つ考えられると思います。

今回は中学生まで引き伸ばして、広げたということは高く評価いたします。今後、そういった政策面からしても高校生まで引き上げられないか、十分協議を行っていただくようお願いいたします。要望です。

以上です。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第30号から議案第32号の保健部関係条例3件について、

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております16件のうち、議案第32号を除く15件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。議案第32号を除く15件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、15件について各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第19号、対馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、対馬市職員の給与に関する条例及び対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、対馬市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、対馬市特別養護老人ホーム条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、対馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、対馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、対馬市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、対馬市火災予防条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例は、配付の議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

○議長（堀江 政武君） 日程第26、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例及び日程第27、議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例の

2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例の制定について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は91ページになります。

本条例の制定につきましては、消費者安全法の改正により、消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例を定めることとなりましたので、今回、御提案を申し上げます。

消費生活相談につきましては、国の消費者行政の推進に呼応し、対馬市でも平成26年3月に対馬市消費生活相談所を設置し、専任の消費生活相談員を置き、消費者相談に当たってきたところでありますが、相談件数も年々増加し、その内容も巧妙化、多様化している状況が続いております。今後とも市民の皆様の消費者保護の推進と強化に取り組んでまいり所存であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例につきまして、その提案理由と内容を御説明いたします。

議案書93ページをお願いいたします。

今回の条例提案は、農作物、林産物に有害なイノシシ、鹿の被害対策におきまして、平成25年度から実施しております「平成の納庵事業」の実証成果をもとに、期間中に改修、利用しております美津島町加志525番地2の施設を有効に活用するため、解体処理施設とし、捕獲されましたイノシシ、鹿を対馬の資源として民間の活力により精肉や食品加工品にして積極的に活用していただくため、新たに条例を制定しようとするものです。

その内容につきまして、第1条で設置と目的を、第2条で名称及び位置、第4条で事業の内容、第5条で手数料、第6条で管理の代行等について、第7条から9条までは指定管理の期間と営業時間及び休業日について、第11条で原状回復義務または損害賠償、第12条で目的外使用について定めております。

なお、附則で施行期日を平成28年4月1日としております。

以上、簡単でございますが、議案第36号につきまして提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 36号議案についてお尋ねをします。

私は産業建設常任委員会の委員でございます。もちろん、これをまた条例として審議がござい
ますが、この条例の制定については、今年度の当初予算の対馬猪鹿活用促進事業、総事業費が
1,266万7,000円、この予算の連動したことに対して、まずは概要の質疑をしたいと思
います。

ただいま部長が説明されました、その条項の主な説明がございました。1,200万の予算の
根拠となる一部がここの管理施設、そして、それに伴う諸経費が計上されております。

そこで、この資料の45ページに、とってこられた、捕獲した方々のイノシシ、鹿を解体しま
しょう、そして肉を持っていきませんかというふうなことで利用していくんだというふうな説明
をされております。

ここにあります別表第2、この金額の根拠と、そして1,200万を年間計上したわけですか
ら、これをどのくらいの年間捕獲取り扱いに対してあの施設で対応しようとするのか。その見込
み頭数と見込み金額をこの場ではっきりお聞きしたいと思えます。

それとこの目的は、全島を対象とした一つの取り組みとして拠点という言葉が書いております。
ただ、私はこの中で疑問視してるのは処理施設の規模と加工室の規模、いわゆる室内の面積です
が、実際どの程度の面積で処理をしようとするのか、その辺のことについて疑問に思っておりま
す。ひとつ、そのことについて御回答をまずはお願いします。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えしたいと思います。

当初予算で1,266万7,000円でございますが、これは賃金等いわゆる指定管理制度を導
入したいと思っておりますが、これにつきましては、当初は指定管理につきましては議会の同意
が必要と考えておりますので、6月以降、7月以降になるだろうと想定しております。

その間の活用をした場合、例えば、狩猟された方々が精肉にしてほしいといったときの賃金等
をここに計上しております。それとあわせて、さまざまなデータ整理のための賃金、これを
ここに上げさせていただいております。

それと鳥獣対策の総合支援委託料ということで、今後さまざまな取り組みがあります。地域に
も密着した、地域と一緒に指導していくそれぞれの委託料。それとあわせて、普及啓
発のためのDVDの作成、そのあたりを考えております。

次に、見込み頭数ということですが、これにつきましては、当初につきましてはそれほどない
だろうと見込んでおります。現実として、今の加志の施設におきましては、1日にできる見込み
頭数が1日に2頭、それを年間220日としましても、440頭しか解体はできないというふう

に考えております。

そのあと、加工室の規模でございますが、申し訳ございませんが、加工室の面積的なものは今
回ちょっと資料としては持ってきておりません。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私はこの内容を見たときに、非常に疑問を持っているのは、
1,200万のトータルの予算の計上は、この施設に運用する全体の金額であることは明白と
見ております。

そして、あなたのおっしゃる1日2頭が最大、そしてまた年間それを掛けた場合にそれだけの
頭数ということをおっしゃりましたが、別表の2、部長さん、これの解説はできますか。別表2、
できますかね。いや、単価は知ってるんですが、どのくらいのことになるかというのは知っての
上で書かれておりますか。できれば、それを話されてください。

○議長（堀江 政武君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 別表の2につきましては、1日に2頭解体するに当たって、従
事する人が2人ということの基本にして、1頭当たりが約30キロ。これにつきまして30%の
肉がとれる率が30%、大体9キロということで、これを割り戻して、大体この額になるという
ふうな計算をしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私はこの枝肉の歩どまりを、まあ6割見るか、5割見るかあり
ますが、仮に40キロで6割見て、この単価掛ければ、1頭からお金をもらうのは2万5,000円
になります。ちょっと高目ですけど、お客さんからですよ、この手数料は。そして、これを抜い
た精肉の重量を十五、六キロと考えて、この単価掛けたら3万円弱になります。もらう金が、手
数料。

問題は、非常にこの中身が検討されておらないということを疑問視しております。

最後にちょっと申し上げますが、これ委員会、予算委員会と、条例の審査産建で詳しくは質問
しますが、この目的に関して指定管理者、これは民間ということで民間に指定する。そして、委
託料の金を六百何十万投入する。そして、賃金等もそれに付随して、生産コストとしてそのこと
が浮上してくるわけですが、もちろん食肉の解体をしてやった場合に、そのことは合法的に、僕
は問題はないと思うんですが、ところが、このお客さんが来なかった場合、第12条にこう書か
れてますよ。いわゆる指定管理した方が精肉の取り扱い、製品加工を行い、これを販売すること
はできる。これは当然であります。問題は1,200万の金がこの生産コストの中に供給され
る、投入されるということになりかねんのですよ。

お客さんがおりませんでしたと、しかし指定管理というのは決めれば最後、これは5年間続けるわけですから。1,200万を5年間続けると、お客がおろうとおらんと、これは指定管理者を年間据えるんだと。そして、その1,200万の金は12条にございます製品の加工に係る生産コストに十分投入できることに、これは解釈が成り立ちます。

私は、そこに、市役所が一つのこの予算をつくるに当たって、十分慎重な角度からとても計上された予算の計上じゃないという今回指摘をして、きょうは終わりました、委員会等もしくは所管の会議の中で、詳細については十分詰めてみたいと思います。

ただ、大きな問題はここにあります。それを指摘された場合、返答のできる状態、私はないと思っております。きょうは初日でございますから、後日の審査会等で詰めていきたいと思っております。

以上で、議長、終わります。

○議長（堀江 政武君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） これで質疑を終わります。

ただいま一括議題となっております2件は、配付しております議案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

○議長（堀江 政武君） 日程第28、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について及び日程第29、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は97ページになります。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回提案しております18の辺地のうち、新規計画が、巖原町尾浦、下原、美津島町緒方、赤島、上県町仁田、伊奈、上対馬町舟志、芦見の8辺地で、変更計画が、巖原町内院、大調、阿連、美津島町雞知、豊玉町仁位、小綱、峰町三根、上県町佐須奈、上対馬町豊、琴の10辺地でございます。

それでは、各辺地の事業内容をかいつまんで御説明申し上げます。

総合整備計画書をご覧いただきたいと思います。

まず、新規計画から説明申し上げます。

98ページをご覧いただきたいと思います。

尾浦辺地は消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。なお、5つの辺地で車両の更新を計画しておりますので、事業費は5つの辺地とも同額での計上となります。

続きまして、99ページ、下原辺地でございますが、佐須簡易水道の施設や配水管等の老朽化に伴う漏水や故障により安定した水の供給に苦慮している状況であるため、老朽設備を改良する計画でございます。

続きまして、100ページの緒方辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車を更新する計画でございます。

続きまして、101ページの赤島辺地でございますが、国道と赤島地区を結ぶ唯一の路線であります市道赤島線の改良を行う計画でございます。

続きまして、102ページの仁田辺地でございますが、森林所有者の通行の安全を確保し、森林施業の推進を図るため、林道飼所舟志線の改良を行う計画でございます。また、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車の更新、並びに市道仁田志多留線の改良を行う計画でございます。なお林道飼所舟志線につきましては、3辺地での改良を計画しており、市道仁田志多留線につきましては、2つの辺地での改良を計画しておりますので、事業費はそれぞれ同額での計上となります。

続きまして、103ページの伊奈辺地でございますが、市道仁田志多留線の改良を行う計画でございます。

続きまして、104ページの舟志辺地でございますが、林道飼所舟志線の改良を行う計画でございます。

最後になります、105ページの芦見辺地でございますが、琴簡易水道において老朽設備や老朽管を改良するとともに、芦見簡易水道をもらい受け、浄水場の一本化及び配水系統の見直しを行い、管理の軽減を図る計画でございます。また、消防施設におきまして、琴簡易水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これとあわせて消火栓の布設替えを行う計画でございます。なお両計画ともに、2つの辺地での改良を計画しておりますので、事業費はそれぞれ2辺地とも同額での計上となります。

続きまして、変更計画に移ります。

まず、106ページの内院辺地でございますが、既に計画を作成しておりました内院簡易水道生活基盤近代化事業におきまして、当辺地は山の傾斜地に建っている家が多いため、当初予定し

ておりました給水管の延長が大幅に延びたことに伴う事業費の増額による変更でございます。

次に、107ページの大調辺地でございますが、林道矢立麓線における路床の舗装施工を追加するものでございます。

次に、108ページの阿連辺地でございますが、阿連小学校が金田小学校に統合されることに伴い、遠距離通学となる児童の交通手段を確保するためスクールバスの購入及びスクールバス車庫の建設を追加するものでございます。

次に、109ページ、雞知辺地でございますが、宅地造成に伴う住宅の増加及び周囲にある大型施設の十分な水利を確保するため、耐震性貯水槽の設置を追加するものでございます。

次に、111ページ、仁位辺地でございますが、豊玉診療所で使用している超音波診断画像装置及び心電計、低周波治療器の更新、また林道畦口線の開設を追加するものでございます。

なお、医療機器の更新につきましては、2つの辺地、豊玉診療所、佐須奈診療所の2つの辺地での更新を計画しておりますので、事業費は2つの辺地とも同額での計上となります。

次に、112ページの小綱辺地でございますが、消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載自動車の更新を追加するものでございます。

次に、113ページの三根辺地でございますが、既に整備済みであります消防訓練場に消防資機材格納用倉庫を建設するための事業費の増額による変更でございます。

続きまして、114ページの佐須奈辺地でございますが、消防団に配備されております小型動力ポンプ付積載自動車及び佐須奈診療所で使用しております除細動器の更新を追加するものでございます。

次に、116ページの豊辺地でございますが、市道鰐浦落土線の改良を追加するものでございます。

最後に、118ページ、琴辺地でございますが、林道飼所舟志線の改良、また、琴簡易水道の老朽設備等の改良及び芦見簡易水道との統合、さらに消火栓の布設替えを追加するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案書は121ページになります。

本計画を別冊のとおり策定することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、人口の著しい減少に伴って地域社会におけ

る活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある本市において、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、本地域の自立促進を図るため策定する事業計画であります。

また、本計画は、第二次対馬市総合計画の下位計画としての位置づけ、総合計画との適合性を保ちつつ各種施策を推進するものであり、計画期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年としております。過疎対策事業債をもってその財源とするため、9つの分野における計画を定めております。

次に、本計画の内容について、かいつまんで御説明を申し上げます。

別冊の対馬市過疎地域自立促進計画をご覧くださいと思います。

計画書の1ページから17ページにかけましては、基本的な事項として、対馬市の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況、地域の自立促進の基本方針、計画の期間を記載しております。

18ページ以降は、過疎地域自立促進特別措置法で示された産業の振興から、その他自立促進に関し必要な事項の9つの分野について、本市の置かれている現況と問題点、その対策等を記載をしております。

18ページから29ページが産業の振興について、30ページから37ページが交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、38ページから42ページが生活環境の整備について、43ページから46ページが高齢者等の保健福祉の向上及び増進について、47ページから48ページが医療の確保について、49ページから52ページが教育の振興について、53ページから54ページが地域文化の振興等について、55ページから56ページが集落の整備について、57ページから60ページがその他地域の自立促進に関し必要な事項についての記載となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、対馬市過疎地域自立促進計画について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号、辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画については、委員会

への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第37号に対する討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

議案第37号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画については、議案審査付託表のとおり総務文教常任委員会に付託します。

日程第30. 議案第39号

○議長（堀江 政武君） 日程第30、議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） 議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて御説明申し上げます。

議案書は123ページをお願いいたします。

平成27年12月14日に長崎県病院企業団と協議が整い、平成27年12月25日に招集されました長崎県病院企業団議会におきまして、旧長崎県対馬いづはら病院の土地、建物等を対馬市に譲渡する議案が承認されましたので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、無償譲渡を受けようとする財産は、現在、長崎県病院企業団が所有する土地、建物及び構造物で、旧長崎県対馬いづはら病院は、昭和63年3月に病院が完成し、その後、平成5年に大会議室や保健活動室等の増築、平成8年に別館、平成11年にリハビリテーション科増改築を行っております。

土地面積が2万4,480.16平方メートル、病院が3階建てで、その床面積が1万2,658.65平方メートル、職員宿舎が4階建て、その床面積が1,681.32平方メートルのほか、構造物として門や駐車場フェンス等がございます。

長崎県病院企業団病院の統合に伴い、厳原地域の医療と高齢者の増加に伴う介護施設の確保を

目的に、施設を活用するため、譲渡物件に係る平成28年3月31日現在における起債残額3億594万1,952円を引き継ぎ、無償による譲渡を受けようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第39号の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は配付の議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

日程第31. 議案第40号

日程第32. 議案第41号

○議長（堀江 政武君） 日程第31、議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）及び日程第32、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）の2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま一括議題となりました議案第40号及び41号につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

議案集の129ページをお願いいたします。

議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）ですが、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました比田勝港改修工事に伴い、駐車場、緑地、道路の収容用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町網代字瀬ノ浦に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町網代字瀬ノ浦516の2、516の3及び549の5地先、並びに561の3に隣接する水路地先で、面積は9,633.2平方メートルでございます。

続きまして、135ページをお願いいたします。

議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）ですが、同じく地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域の変更するものでございます。

本件は、長崎県が整備をいたしました比田勝港社会資本整備総合交付金工事に伴い、港湾施設用地船揚場敷として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地があらたに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を上対馬町西泊字在所並びに口ノ網代に編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、位置図、字図を添付し、黒塗りで表示している部分でございますが、上対馬町西泊字在所361のイ第1、及び361のイ2地先、並びに上対馬町西泊字口ノ網代362に隣接する道路地先で、面積は599.28平方メートルでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 提案理由の説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、2件について一括して討論、採決を行います。議案第40号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（網代地区）、議案第41号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（西泊地区）の2件について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

2件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第42号

○議長（堀江 政武君） 日程第33、議案第42号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第42号につきまして、提案理由と

その内容を御説明いたします。

議案書は141ページでございます。

議案第42号、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、今回の改正につきましては、北松南部清掃一部事務組合が本年3月31日をもって解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

休憩しましょうかね、暫時休憩します。再開は2時15分からとします。

午後1時57分休憩

午後2時14分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

日程第34. 同意第1号

日程第35. 同意第2号

日程第36. 同意第3号

日程第37. 同意第4号

日程第38. 同意第5号

日程第39. 同意第6号

○議長（堀江 政武君） 日程第34、同意第1号から日程第39、同意第6号までの対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました同意第1号から同意第6号までにつきましては、いずれも対馬市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴う委員の選任についてでございますので、続けて提案の御説明をいたします。

同意第1号から第3号及び第5号の中島徹也氏、前川佐久美氏、波田博利氏、大石邦一氏の各氏につきましては、ともに再任をお願いするものでございます。

また、同意第4号の永留秋廣氏につきましては、現委員の國分敏久氏の任期満了に伴う後任としてお願いするものでございます。

同氏は、昭和47年から旧峰村役場に奉職、対馬市役所においては農業委員会事務局長、上県地域活性化センター長などを歴任され、平成24年に退職されてからは、消費生活地域相談員や中対馬地域審議会の副会長を務めるなど人望も厚く、広く信頼を寄せられている方でございます。

同意第6号の近藤義則氏につきましては、現委員の古藤好郎氏の任期満了に伴う後任としてお願いするものでございます。

同氏は、昭和46年から旧上対馬町役場に奉職、対馬市役所においては市民生活部長、地域再生推進本部長などを歴任され、平成24年に退職されるまでの41年間、多岐にわたり卓越した手腕を発揮し、人望も厚く、広く信頼を寄せられている方でございます。

いずれの方におきましても人格、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は、平成28年5月1日より平成31年4月30日までの3年間となっております。何とぞ、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから6件に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。6件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。6件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから各案ごとに採決します。

同意第1号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第1号は同意することに決定しました。

同意第2号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第2号は同意することに決定しました。

同意第3号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第4号は同意することに決定しました。

同意第5号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第5号は同意することに決定しました。

同意第6号、対馬市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。同意第6号は同意することに決定しました。

日程第40. 陳情第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第40、陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

本件は、配付の議案審査付託表のとおり、厚生常任委員会に付託します。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時21分散会

議事日程(第3号)

平成28年3月14日 午前10時00分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(19名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	7番 黒田 昭雄君
8番 小田 昭人君	9番 長 信義君
10番 波田 政和君	11番 上野洋次郎君
12番 齋藤 久光君	14番 初村 久藏君
15番 大浦 孝司君	16番 小川 廣康君
17番 大部 初幸君	18番 兵頭 栄君
19番 作元 義文君	20番 山本 輝昭君
21番 堀江 政武君	

欠席議員(1名)

6番 脇本 啓喜君

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	根メ 英夫君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。

報告します。脇本啓喜君より欠席の届け出があつております。

ただいまから議事日程第3号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 市政一般質問

○議長（堀江 政武君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は3人を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） おはようございます。入江と申します。一般質問に入ります前に、この場をお借りしまして、一言皆様におわびと訂正を言わせていただきます。

3月3日の議会の冒頭で、強制わいせつ事件に対して、大部議員が、私があたかも大げさに言ったように言われましたが、現場には3人の議員さんが見ており、私は決して大げさに言ったわけではございません。女性として、議員として、許すことができなくて立ち上がりました。皆様には大変御心配と御迷惑をおかけいたしまして、本当に申し訳なく思っております。お許しくださいませ。

この事件は、まだ解決しておりません。強制わいせつ罪として警察が一応受理をしておりますので、今後も皆様には御心配をおかけいたしますが、どうかお許しくださいませ。私は、これからも議員として責任を全うしてまいります。どうかよろしく申し上げます。

通告をしておりました一般質問に入らせていただきます。

新病院に対する市民の要望について。新病院ができてから、私は何度もお願いしてまいりましたが、まだまだ改善が見られない部分が多く、市民の要望を言わせていただきます。

第2に、大船越の野み積場用地に建っている氷工場についてですが、大船越の野積み場用地に、市の許可もなく氷工場を建てて11年以上も使用していますが、今後この会社をこのままにしておくのかお答えください。

第3に、市職員の教育について。市職員の市民に対する挨拶はどのような教育をしておられるかお答えください。

第4に、渡海船の乗り場のトイレのことについてですが、今後つくる計画はあるのか、今までにつくろうと思ったことはないのかお答えください。

第5番目に、曲地区の中の道路について。同僚議員が一般質問でされましたが、全然進んでないようですが、市としての考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。3番議員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

通告に5点ございまして、1点目が新病院に対する市民の要望というもの、これがまだまだ改善されてないと。通告の中では、私のほうが病院に対して、そのあたりの市民の要望を伝えてもらったのかと、伝えているのかというふうな通告でございました。

昨年の6月及び9月の市議会における3番議員の対馬病院に対する御要望に対しましては、これまでも回答書という形で御返事がありましたことは、御承知のとおりであろうかと思っております。

また、12月議会での御要望につきましても対馬病院に伝えているところでございますが、対馬病院におきましても市議会のこのテレビ中継に注目しており、私どもがお伝えする前に把握している状況でございます。確かに開院当初というものは、職員、また市民の方も、双方が新しい病院、新しい機器に不慣れなため、時間を要することがありましたけども、事務改善をしたり、職員も市民も事務の流れ、機器の操作にも慣れてきたことなどから、待ち時間の改善がされていると聞き及んでおるところでございます。

また、前回おっしゃられた食事につきましてでございますが、昨年8月以降、お米のランクを上げておられると聞いております。治療のため、減塩とかカロリーを考慮した、いわゆる病院食になりますので、薄味と感じられる場合もあるとは思いますが、治療の一環として御理解いただきたいと思っております。

ちなみに、地域病院運営協議会というものが開催されておるところでございますけども、委員のほうから、旧病院時代よりもおいしくなったという御意見も頂戴をしているとの報告もあっております。

また、給食における地元食材の利用等についても鋭意努力をし、可能な限りの利用をさせていただいていると聞いております。

3番議員さんから再三申し入れがありました停留所の件につきましては、病院企業団でも御検討いただき、28年度予算に屋根つき歩道の整備及びバス停留所の改修予算を計上され、この3月の病院企業団議会において審議されると聞いております。

病院には乳幼児から高齢の方、また歩行が困難な方もいらっしゃいますので、総合的な判断により駐車場やバス停留所が配置されたり、患者様が安心して入院できる環境を提供するため開院時間が決められておりますので、御要望にお応えできない部分もございます。

しかし、対馬病院のロビーには市民の皆様からの御意見、御要望を拝聴するため御意見箱を設置し、改善できる部分に対しましては事務改善に努めようとする病院の積極的な姿勢が見てとれると思っております。市民に愛される病院となるよう努力されているところでございますので、温かい御声援を賜りたいというふうに存じております。

次に、2点目の大船越の野積み場用地に建っている建物の件でございます。

これにつきましては、昨年第1回、第3回、第4回の定例会において埋立竣功認可等、登記等の諸手続が完了した後において総合的に判断をし、対応していきたいと答弁しております。

野積み場用地につきましては、平成27年第4回の定例会において、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての議案を議決いただきましたので、現在、登記に向けての作業を進めているところでございます。

議員御指摘の野積み場用地内の製氷施設につきましては、登記完了後、占用の経緯を確認し、

法律条例にのっとり、また、国、県の指導も仰ぎながら、漁協及び地域の関係者とも協議し、用地の賃貸、建物の撤去等を含め総合的に判断し、対応してまいりたいというふうに考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目に市職員の市民に対する接し方、教育についてどのようにしているのかという御質問がっております。

これにつきましては、職員の接遇、コミュニケーション能力の向上については、かねてより市民あつての市役所であることを念頭に、職員意識の醸成、向上を示達しているところでございます。特に接遇力につきましては、行政サービスを提供する上での根幹をなすものであり、信頼される公務員であるためには市民の目線に立った対応を常に心がける必要があることから、これまでも明るく笑顔で挨拶することや懇切丁寧に市民に対応することなど、機会あるごとに、所属長を通じて職員の接遇力の向上と意識の高揚に努めているところでございます。

ちなみに、平成26年度には30代、40代の職員で構成する市民コンシェルジュプロジェクトチームを発足させ、よりよい行政サービスを提供していくため、市民が求めているのはどんな職員なのか、そのためにどのような研修等を組み立てていけばいいのか、どのような職場をつくっていけばよいかなどの検討、協議、提案を行っているところです。

同プロジェクトチームの提案により、大学やほかの自治体職員などの外部講師を招聘し、接遇力、コミュニケーション能力向上のための実践的な研修を、26年度、27年度にかけて開催しております。研修会では、単に講話を聴講するだけではなく、どのようにすれば、よりよいコミュニケーションをとることができるようになるのかなどをグループで討議する時間を設定をし、職員が自発的に行動できる仕掛けも行ったところでございます。まずは市民の皆様を迎えるに当たって、明るく活気ある職場づくりが先決であり、挨拶の重要性を職員に再認識してもらうため、挨拶シートを各職場や自席に掲示をし、明るく、相手の目を見て、意識をもって、先に、さわやかに、常に、続けての取り組みを掲げ、市民の皆様が気持ちよく来庁できる職場づくりにも努めているところでございます。

今後も継続して研修会や啓発を行い、挨拶や対応への意識を高め、よりよい行政サービスの提供ができるよう職員の接遇力の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に4点目でございますが、渡海船の乗り場のトイレの問題がございました。このトイレについて、今後つくる計画はあるのかということと、今までにつくろうと考えたことはなかったのかというふうな御質問でございました。

渡海船の定期航路の寄港地は9カ所ございます。そのうち待合所は仁位、卯麦、貝口、水崎、長板浦の5カ所に整備をされ、出発港の仁位待合所にトイレを設置をしております。直近3年間

の事業費の推移は3,500万円程度を要しており、その財源内訳は国庫補助金がおおむね1,500万円、県補助金が500万円、残りを事業費の1割程度の事業収入と一般会計繰入金で運営をしておりますが、年々、旅客定期航路の利用者は減少している状況です。

仁位、長板浦間の定期航路は国庫補助航路であることから、毎年、生活交通確保維持改善計画を策定をし、最小限の経費で事業運営を行うよう求められております。その計画の実例として、寄港地住民の皆様の了解を得て、平成26年10月から、土曜日、日曜日及び祝日の運航便数を1便削減、また、27年10月から寄港地の曜日指定を行い、火曜日、木曜日、土曜日を卯麦、貝口において寄港を減らし、経費節減を図っている状況でございます。

本航路に係る施設整備については、10万円を超えるものは長崎県離島航路対策協議会の事前協議の承認を経て国に協議をすることとなっており、当然、待合所のトイレ整備を行うに当たっては、高齢者、障害者などの移動等の円滑化の促進に関する法律の規定をクリアする施設を整備する必要があるため、多額の費用を要することから、航路改善計画の趣旨から外れ、長崎県、国の協議が調うのが難しいというふうな状況もございます。本航路を利用されるお客様は寄港地周辺の住民の皆様で、運航時間については十分に承知をされていることから、御乗船になってから船内のバリアフリー対応トイレを御利用していただくよう考えており、このようなことから、今後、整備する計画の持ち合わせはございません。御理解をお願いします。

また、新船就航に伴い、病院利用者の利便性を向上させるため、旅客定期航路の寄港地を樽ヶ浜から対馬病院近傍の長板浦に変更を行う際に待合所を建設しております。新設の長板浦待合所は、寄港地近隣のグリーンピア公園内にバリアフリーのトイレが整備されていることと、出航時間30分前に乗船をし、新船内のバリアフリートイレを利用することができるため、建設経費及び維持管理経費を考慮し、待合所にトイレを設置はしておりません。

以上のような制約等がある中で定期旅客航路を運営し、収支改善を求められている状況下で、待合所にトイレを設置する計画は以前にもなかったということと、今後も計画をしておりませんので、御理解のほどよろしく願いいたします。

次に5点目、曲地区内の道路についてでございます。これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、25年12月と26年9月の定例会において、15番議員さんのほうから一般質問で答弁をさせていただいているところでございます。

そのときの答弁と重複いたしますが、この道路を整備したことで緊急車両等が曲地区の最深部から侵入できるようになり、十分効果はあったものと考えております。また、本路線の終点部から小浦地区のほうに抜ける工事については、筆界未定という用地の問題があります。これらや事業効果の問題等もございますので、条件が整えば再整備に向け検討することも考えておりますけれども、現時点では非常に厳しい状況であるということをおし上げております。それらの問題解消

に向け、地域の方が汗を流してでも、この道路を整備することは効果があるんだというふうなことが整えば、再検討を拒むものではないという答弁もさせていただいておりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 新病院の件なんですけど、食事のことを言われたんですが、事務長に聞いても、お米も本土から、魚も野菜も本土から、全部食材は本土からとってあるんですが、地産地消で、対馬からお米とか野菜とか魚とかとっていただくように、市のほうでは要望とかできないものでしょうかね。全然、地元にお金が落ちてないんですよ、食材に対しても。

それで、お米も少しよくなったと言っておりますが、恐らく入院患者の方に聞いても、前と全然変わってないということと言われるんですけど。実際行ってから食べてみればよかったんですけど、本当によくないんですよ。入院したら全部痩せて出てくるちゅう感じで、食事がまずいですよ。それで、私も何回か入らせてもらって、食事をさせてもらって、調べるつもりはしておりますが、地産地消で、お米もやっぱり地元の米はおいしいし、野菜とか魚とかも地元からできるだけ、対馬の病院なんですから、とっていただくわけにはいきませんか。そのことも要望を出していただけないでしょうか、市として。できるだけ、お米も魚も、全部野菜も地元からということで。この前行ったときに、言われたときに、事務長が、お米も高いし、魚とか野菜も高いそうです、対馬は。だから向こうから全部仕入れてますということを書いてあったんですけど、やっぱりちょっと地産地消を考えていただきたいと思いますので、そのことも要望に上げていただけないでしょうか。

そして、バス停の件なんですけど、バス停の件はそんなふうで予算がつけてしていただけるようであれば、植え込みのところが、今の停留所だけでは人数が余り入れないんですよ。それで、植え込みのとこをなくしていただいて、市民の18人の方の要望なんですけど、植え込みのとこをなくしていただいて、植え込みのとこまで停留所を増やしていただけないだろうかという要望が上がってきていますので。それと、必ず軒を深くしていただいて、軒が今のとこ全然ないんですよ。だから、雨は打ち込む、風は打ち込む、冬は寒い、夏は暑いという感じなんですよ。だから、軒を広くしていただいて、冬は戸を閉めるという形にしていただけたら、大分助かりますという要望が上がってきてますので、よろしく願いしておきます。言っていただけたら幸せです。このことは、もう厚生常任委員会でも前もお願いしてたことですので、早急にやってもらいたいと思います。

朝の6時から病院の裏に並ぶ件ですが、6時から7時までは病院の裏に並ぶんですよ、寒いとこに。それで、あそこに、お年寄りのために椅子でも置いてもらえないだろうかということでお

願っていたんですけど、それしてもらえないみたいで、7時になれば廊下のほうに入らせていただけるんですけど、その6時から7時までの間がセメンの上にじっと立って待つもんだから、お年寄りの方にはちょっと大変だと思うんですが、そのことも、7時に入れてくれるなら、廊下に7時前に入れていただけないだろうかということ。

対馬市民というのは7,000万の借金を30年間かぶって、これから払っていくんですが、病院の借金を。だから、言う権利はあると思うんですよ。私たちも払ってるんですが。だから、もうちょっと病院のほうとしても市民の要望を聞いていただけないだろうかと思うのに、並ぶにしても、玄関から堂々と入れていただけないだろうかというのが要望が上がってきてますので、そのことも言わせていただきます。

そして待合室、計算の件は少しは時間が短縮してきたんですが、薬のほうはまだちょっと改善ができなくて、1時51分のバスに乗り遅れたら、もう6時なんですよ、次は、上のほうに帰る人が。だから、それに間に合うような薬の計算もしていただけないだろうかという市民の要望ですので、よろしく願いいたします。

そして眼科のことなんですけど、眼科のことは今まで言い続けて、私は懲罰動議にまでかけられましたが、一応市民の要望ですので、幾ら懲罰動議かけられても言わせていただきたいんですが。やっぱり市民に対する、患者さんに対する言葉遣いはものすごく悪くて、あんまり時間を待たせるもんだから、「まだですか」ということで聞いたら、11時半ぐらいになってから、朝から行ってから11時半だから「まだですか」って聞いたら、すぐ入れてもらえたんですけど、「あなたががちゃがちゃ言うから入れました」と、「まだ順番ではありませんよ」と、そんな言葉を市民に対してから言うべきじゃないと思うんですが、それももう幾ら言ったところで直りませんので、一応、眼科が3月中からできますので、そちらに患者が流れますので、もう眼科の要望は言わなくて結構です。一応言っておきます。

それともう一つ、熱が40度出て、救急車で病院に行ったらしいんですが、当直の医師が外科のお医者さんで、そのまま、もう診きらんからということで帰されたらしいんですよ。で、次の日に行ったところが、もう即入院になったそうです。だから、そういうことじゃなくて、40度も熱のある人は自宅に帰さないで置いていただきたいと思うんですが、40度あって、家に帰って、死にでもしたら大変だと思うんですよ。だから、そのこともちょっと考慮していただきたいと思います。外科のお医者さんでも内科を診れないことはないんですから、お願いします。

以上で病院の要望は終わります。

それと、第2に大船越の野積み場用地の件ですが、前回の質問と同じ答えが返ってきたんですが、これどういうふうに、前回のこれは質問と同じですよ、聞いていたらですね。私は担当課にも聞きましたけど、同じ言葉なんですけど、いつになったらこれが登記ができて、いつぐらいに

できるか、いつごろ登記ができるんですか、これ。登記ができたらできたらという答弁が何回も返ってきましたが、登記ができるのはいつでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 病院に関する要望等がございました。これにつきましてたくさんございましたけども、地産地消を食事等についてもっと率を上げていくべき方向でやらないといけないんじゃないかというふうなお話が、まずございました。これについては全く同感でございますが、ただし、医療と食事という問題については、私ども健康体のときとは当然違ってくるものだというふうに私は認識をしておりますので、そういう中で地産地消ができるものがあれば、市としても検討に値するんじゃないかというふうには思っております。

それ以外のことにつきましては、財源負担をしているんだから要望してもいいじゃないかというお話がございました。何も財源負担しなくても要望はしてもいいとは思いますが、病院企業団につきましては、病院企業団議会という組織もしっかりありますし、その組織の中でも、きちんとさまざまな問題についてもんでいただければというふうにも思っております。先ほど申しましたように、この中継については病院のほうもしっかりと注視をされておられますので、今の案件については、応えられる部分は応えていかれると思っておりますし、今までもそのようにされておられます。ただし、言われたこと全てが早急にかなうとかいうことは、物理的にも難しいこともいっぱいあるかと思っております。それらについては十分なる理解をしていただければというふうに思っております。

また、要望の中でございました北部に帰られる方のバスの問題と、それとリンクするようにお薬のお話がございましたが、お薬の話は、ちょっと僕ら、直接は、門外漢ですので何とも言い難い部分はございますが、今、公共交通の再編という問題を扱っております。その中で、北のほうに対する増便というのをどのように組み立てていけばよいのかということも、当然ながら、病院のそのこともにらみながら検討はしておるところでございます。そういう意味での利便性を高めていくことを考えていきたいなというふうにも思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

濟いませぬ、病院に関する件はそれぐらいで、2点目の件でございますが、これにつきまして前回と答弁が一緒じゃないかというお話がございました。基本的に竣功認可、埋め立ての竣功認可、確定測量等々をずっと去年からやってきております。これらをスタートに、昨年12月にあらたに生じた土地の確認関係の議決をいただき、今、手続書類をつくって、この3月中旬には登記の申請をする予定でございます。当然、申請をした暁には、この月末ぐらいには完了するんではなかろうかというふうにこちらは予定は立てておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） わかりました。お願いしておきます。

そして、職員の教育のことなんですけど、いろいろ市長がさっき答弁されましたが。私が空港で女性の方と、課長さんとお会いしたんですけど、2回お会いしたんですよ。何か月前かに1回お会いして、またその後お会いした。それで飛行機が欠航になるかどうかということでカウンターのところであったんですけど、挨拶も全然されない。それで、2回目なんですよ、空港でお会いしたのが。それで、私は飛行機の中でちょっと斜め後ろにおったから、あなたは挨拶ぐらいしたらどうですかということ言ったんですよ。挨拶しましたというけど、してないんですよ。そんなに私、耳が遠いわけでもないですから、挨拶をしない。ああ、これやから、市民の人たちが市役所に行って、職員が全然挨拶しませんよっていうのがやっとわかったような気がしたんですけど、そういう台の下にいろいろ書いて教育がしてあるようになったら、何で挨拶をしないんでしょうか。おかしいですね、そういうことは。どんな教育がしてあるんやろうかと思ったら、そんなふうにしてから教育がしてあるなら、課長さんたるもんが挨拶をしないこと自体、議員にしないんですから、普通の人には絶対せんはずですよ。

それで、もうちょっときちんと、役所に行ったとき、私が3日前、役所へ行ったんですけど、階段で会って、段々上っていかれたんですけど、挨拶しなくて上っていった。それで、「もしもし、あなた何という名前ですか」ということで、名前まで尋ねました。そんなふうで、市役所で会ったところで挨拶をしない職員、多いんですよ。だから、私たちにもしないくらいですから、まして普通の市民には絶対しないと思います。だから、もうちょっと職員の教育に関しては教育をしてもらいたいと思います。どんな方でも市役所に行かれたら、「こんにちは」「おはようございます」という挨拶はお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。部長さんクラスも、よく教育されてください。

あと、渡海船乗り場は9カ所あるんですけど、豊玉のほうにも、9カ所あって、仁位に1カ所だけなんです、トイレがついておるのが。それから、9カ所乗り場があって、5カ所だけが停留所みたいなものがあるんですけど、あとの4カ所は全然ないんですけど。このトイレは、今から高齢化してくるんですが、船の中にトイレがついていたところで、やっぱり高齢者の方には必要だと思うんですが、簡易トイレみたいなのもつけていただくわけにはいかないんですか。ましてや停留所も、あとの4カ所はないんですが、それも雨が降ったときとか大変だと思うんですが、してもらわねえわけにはいかないものでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 職員の教育の問題がございました。こちらとしては職員みんな、こち

らから抑え込むのではなくて、職員みんなで作くり上げたプロジェクトチームでありますし、こういう方向でやっていこうじゃないかというふうなことをみんなで決めて、それぞれの機で張って守っていこうと、そういうふうに心がけていこうじゃないかというふうにしてるところでございしますが、それらがうまく、まだまだ浸透してないということなのかもしれません。

また、先ほどお話がございました、自分が3日前とかいうお話がありました。いろんな教育は当然してるんですけども、その職員の声の大きさというの、持ち合わせた大きさ、僕らみたいな声っていうの、また同じようにはいかないと思いますし、その人の日ごろからの性格的なものもございします。それらについては御容赦いただきたいと思いますし、もしかすると3番議員さんということはわかった上でも、何となく気おくれする部分もあったのかもしれないし、そこは御理解をいただきたいなと思っております。決して、挨拶を市民に対してしないという気持ちは全く職員も持っていないはずですし、気づけばする。しかし、そのときに伝え方っていうのが、まだ下手なのかもしれません。こちらからも、その旨はきちんと伝えていきたいと思っております。

次に、簡易トイレの渡海船のお話がございました。先ほどの答弁で申し上げましたように、この航路における施設整備というのが、国、県との協議が必要になってくるわけですね、どうしても付随する施設ということになりますので。そうした場合は、法律に基づいて一定の大きさ、簡易トイレというわけにはいかなくなるんですよ。以前のような分でない、もっとバリアフリー法に基づいた施設整備というのを余儀なくされるもんですから、私どももどうしてもちゅうちょしてしまう部分がございます。まして、乗られる場合っていうのは、その地区に寄港するわけですし、寄港する時間というのが、寄港する時間の1時間前から待つということ、30分前から待つということは、まずあり得ないと思うんですね。大体、寄港する時間というのは決まっておりますので、定時の運航ですので、それを見越した上での、家からその港のほうまで移動されてるんだと思うんです。それらを考えますと、そのあたりの部分についての施設整備ではなくて、トイレを、できれば家でということも考えていただきたいというふうな思いを私どもは持っておりますし、もし、そういう状況になったときは、船に乗り込まれれば十分にバリアフリーのトイレが用意をされておりますので、そちらを御利用いただきたいというふうな考え方で、このことについては以前から組み立てておるところでございします。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたら、もう全然つくるあれはないんですよ、一切ね、つくるということは、5カ所にあれはできてますよね、停留所は。それで、そこにでもつくるということも、もうないんですよ。これからやっぱり高齢化が進んできてから大変だと思うんですけど、これは乗る人には。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） つくる意思はあるのかないのかと言われても、私もたそがれ時の人間でございますので、次のことについては言及はいたしません、少なくとも今までの考え方はそういう考え方で臨んでまいりましたという答弁をさせていただいたつもりでございます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 市民の要望を聞きまして、私もずっと回って見たんですが、やっぱり私たち年寄りになってきたら大変だと思うんですけど、どうにか考えてもらう方法はないでしょうか。簡易トイレ、借りるのは、聞いてみたら1万5,000円らしいんですよ、1カ月が。1万5,000円のトイレだから、9カ所なんですよ。だから、市のほうではそういう予算はとれませんか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申し訳ございません。その件について先ほど申しましたように、簡易トイレということの設置を、国、県等も付随する施設ということになった場合、バリアフリー法の範疇に入ってきたときに、それがなかなか難しい問題になってきます。県の離島航路対策協議会ですか、そういうところでの案件に上がってくるものですから、難しい案件ですというのが、今までの僕らの考え方です。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） また職員の件に戻りますが、私が感じるとこと市民の方が感じるのが全部同じなんです、挨拶をしないというのは。突き当たっても挨拶しない、市役所に行っても。だから、とにかく教育をして、市民の方々がどなたであったところで、議員じゃなくて、どなたでも、市役所に来られた方には、「こんにちは」という挨拶とか「おはようございます」という挨拶を、出会ったときとかは必ずするように教育をしていただけませんか、今までそれができてませんから。まして、こんなふうに町で会って、議員にでも挨拶しないんですから、恐らく市役所でもしないのが当たり前だと思いますから、教育をしてください。

そして、新病院のことに戻りますけど、6時から、あそこに並ぶときに玄関から入れるのが無理でしたら、並ぶときに椅子を、ちっちゃい椅子でもいいですから、6時から7時までの間、椅子を並べていただくわけにはいきませんかということを強く要望しとっていただきたいんですけど。それができないなら、7時になれば廊下に入れてくれますから、もう6時から廊下に入れてもらうように。

この前、阿比留さんが言われたのが、ボタンを押してもらえば廊下に入れてもらえますよと言われたんですけど、そうじゃないんですよ。ボタンを押して警備員が出てきて、入るのは職員だけなんです。あとの人は全部まだ並んでますので、外に。7時前に来られて、入れてもらえる

のは早出の職員の方だけでした。だから、病院側が答弁したことと、全然そのところは食い違っていましたので。それを、できれば椅子を置いていただくか、7時から玄関に入れていただくか、お願いしたんですが。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 要望というものは十分にできます。あとの問題については病院側にお願いする以外はないものですから、私も何とも答えようがございませんが。先ほどから申しますように、このテレビ中継というのは病院関係者の皆さんは注視されておりますので、取り入れられるものは取り入れていただけたと思いますし、管理運営上の問題等もございませうから、そこは十分に市民もそれぞれ理解も必要なところもあろうかと思えます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） よろしくお申しときます。

それと曲地区の件ですけど、市長がこのときは担当だということを言ってあったんですが、私、この前、曲地区に入るのに、前に3台車がおって、前からガスの大きなトラックが来たんですが、入った場所に、またバックして戻らないとできないんですよ。それで、そこはもう墓のところから下は大変なところですよ、あれは。20分か25分かかりました、全部が動いて離合ができたのは。

それで、あそこは何かもめてるということ言ってありますが、お宮の神社の上から計画があるということ聞いたんですが、それは本当でしょうか。曲の、今は上が広がってるんですけど、道路が。それで、あそこから曲の神社の上を道路つくろうかという話が出てるということを知ったんですが、そういう計画が立ってますか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、問題になってるこの曲の問題につきましては、曲のほうから小浦の、僕らは麻生セメントとかよく言いますが、あちら側に抜けていく道というのの必要性というのをずっと感じて、この計画は当初から組み立てたところでございます。

今おっしゃられたのは、曲の先っぽのほうの神社の、その上からということですね。あそこについては、今ずっとおっしゃってあることは、曲から小浦へ抜けることの必要性をずっとおっしゃってあったと思うんですね。そのことによって効果が高まっていく、それが15番議員さんの以前からの御質問だったというふうに、私は理解をしております。そこを、現時点においては、その計画はございません、神社の上については、神社の上を仮につくったとしても、15番議員さんがおっしゃってあった麻生セメントと曲側のあの道が筆界未定ですから、どうしてもそこが解決しないと物事の組み立てができないということになりますので、効果というものはそんなに、下の家が立て込んでるところの道よりも、上の道で広い道をつくった方がいいんじゃないかというお話なのかもしれませんけども、しかし、小浦と曲との問題というのが解決するものではないと

いうふうに私は理解しておりますので、現時点でそのような計画は、持ち合わせは、市としてはございません。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたら、その筆界未定のところを、大浦議員が言われたのは麻生セメントにおりる道だったんですけど、麻生セメントのほうじゃなくて、ナガセさんのほうに行く道がもう一つあるんですよ。だから、麻生セメントにおりれば人の家も崩さんといかんから、そのまま……。

○議長（堀江 政武君） 時間になりましたので簡明に願います。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃってあるのは、麻生セメントさんの上のほうの家につないだらどうかということですよ。

○議員（3番 入江 有紀君） はい。

○市長（財部 能成君） 大変申し訳ない答弁になりますが、筆界未定の区域が下から山の上までなんです。ずっと縦方向に筆界未定が走っておりますので、仮にこちらの連絡していく地点が変わったとしても、この山のてっぺんまでいってますので、今のお話というのも同じ結果になるかと思えます。

○議長（堀江 政武君） 3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） そしたら、ちょっと曲の件は無理だということですよ。

○市長（財部 能成君） はい、現時点での話です。

○議員（3番 入江 有紀君） はい、わかりました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀江 政武君） これで、入江有紀君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） 暫時休憩とします。再開は11時10分からとします。

午前10時51分休憩

午前11時09分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

報告します。大部初幸君、船越洋一君より早退の届け出がっております。

2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 皆様、おはようございます。会派つしまの小島徳重でございます。

質問に入る前に、対馬にとってうれしいニュースを紹介させていただきたいと思います。

3月7日の長崎新聞の一面に写真入りで大きく報道されましたが、美津島町雑知出身の佐々木大地君（20歳）が、将棋のプロ棋士に合格したということです。1年にわずか4名ほどの枠しかない超難関を突破した本人の精進をたたえとともに、大地君の夢をかなえるために家族ぐるみで横浜に引っ越し、8年余りにわたって支えてこられた御家族の御苦勞に敬意を表し、大地君の今後のますますの活躍を心から祈りつつ、対馬からも応援をしたいと思います。

夢のある話題の後は、市民におわびを申し上げたいと思います。

昨年10月26日、厚生常任委員会の熊本への行政視察の行程中に発生した不祥事により、市議会の権威、信用を大きく損ない、市民の皆様にご心配、御迷惑をおかけしていることにおわび申し上げます。厚生常任委員会の一員として、3日間、警察の参考人事情聴取に協力しました。刑事告訴に係る法的責任については当事者の言い分が大きく食い違っているようですが、官憲は事実に基づき適正な判断をなされるものと考えます。

しかし、道義的、政治的責任について、対馬内外の多くの方から、議員として、社会の一員、人間としてのあり方に対し厳しい批判の声が届いています。私も対馬市議会の一員として、その職責と使命を十分に認識し、議員活動に邁進することによって信頼を回復しなければならないという思いで質問に立たさせていただいております。財部市政最後の定例会で一般質問をさせていただきます。財部市長在任中にただしておくべき1項目と、市民の生命安全に関し早急に対応すべき2項目についてお尋ねいたします。

1項目めは、対馬博物館建設についてのお尋ねです。

対馬博物館建設に係る費用負担について、一支国博物館並みに県費補助を受け、対馬市の負担軽減を図るべきであると考えます。一支国博物館は29.9億円の建設費のうち、国の負担が21.8億円、県が5.9億円、壱岐市が2.2億円の負担で建設されました。対馬博物館は31.9億円の建設費のうち、国が21.1億円、県が2.5億円、対馬市が8.8億円の負担となっています。県の歴史研究センターと市の博物館を一体的に整備する、いわゆる合築で建設するという方式は、壱岐の場合も対馬の場合も変わりません。なのに、どうして建設費の県の負担割合がこのように大きな差があるのか。これまでの全員協議会、本会議における質疑では明快な答弁はなされていません。市民に納得のいく説明を求めます。

2項目めは、万関橋からの転落（投身自殺）防止対策についてお尋ねします。

万関橋からの転落、投身自殺が後を絶ちません。万関橋一带は観光名所ですが、一方、自殺のポイントにもなっています。現代社会は悩みを抱える人が多く、全国で年間2万数千人の自殺者が出ています。対馬でも、毎年、みずから命を絶つ人の知らせを聞くたびに胸が痛みます。万関橋での転落、自殺を防止するため、管理者である県、警察等の関係機関と協議して、欄干を高く

設置する、防護の柵やネットを張るとか監視カメラを設置するかなどの対策を講じるべきであると考えます。市長の見解を伺います。

3項目めは、学校事故の発生時の対応について伺います。

学校管理下において、児童生徒が負傷し医師の診断が必要であると考えられる場合、通院の手だてについて、学校の対応はどのようになされているかお尋ねします。教職員の対応マニュアルについて、共通理解が十分になされていない学校もあるやに聞きます。教育委員会はどのような指導、指示をされているかお尋ねします。

以上、3項目について明瞭簡潔な御答弁をお願いします。必要に応じて、一問一答で再質問をお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 2番議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目の博物館建設費用の、市、県の費用負担の問題でございました。この博物館建設計画につきましては、昨年の第4回定例会において市議会の御理解のもと、対馬市博物館及び長崎県歴史研究センター——どちらも仮称ですけども——、これらの合築に向けて設計に係る予算について御承認をいただき、現在、設計業者の選定作業を対馬市が主体となり進めているところでございます。

お話がありました一支国博物館についてですが、これは平成22年に開館をされ、御存じのように、長崎県立埋蔵文化財センターを併設する県市合築という、今回の対馬市と長崎県対馬歴史民俗資料館と似たような形態を持つ施設であります。この長崎県埋蔵文化センターについて、その収蔵管理機能という部分、およそ4,200平米につきましては県が100%の負担を行っているわけですが、収蔵管理機能の大部分は収蔵庫であります。ほかには生涯学習機能を持つ諸室となっているようでございます。長崎県の埋蔵文化財センターでございますので、施設の中心は収蔵庫であり整理室となっております。博物館としての機能を高めるこの部分の費用負担を、長崎県が行うことは必然ではないかというふうに理解はしております。

壱岐のケースが長崎県主体で計画され、それに壱岐が加わり建設されているのに対しまして、この対馬の場合におきましては、対馬市が主体となって建設推進を行っております。この場合、対馬市から県へ要望を行い、県も歴史民俗資料館の再整備を決定をされた経緯がございます。あくまでも県は県立対馬歴史民俗資料館の再整備事業であり、この対馬博物館建設について、ようやく長崎県との正式な合築の覚書を昨年の8月に取り交わすことができ、現在に至っております。

当然、今後も建設工事費の負担、そして運営施設の管理費等での協議を設計業務を行いながら続けていくこととなりますが、可能な限り、県と市で納得のいく負担割合を協議を通じて決定をしていきたいというふうに考えております。あわせて施設の維持管理についても、さまざまな維

持管理軽減策をハード部分にも求め、また来館者誘致の施策を関係機関とも連携をしながら進め、少しでも運営費の軽減につながる努力というものを開館前から検討をしまいたいというふう
に考えております。

先ほど申しましたように、負担割合というものについては、今進めております基本設計、実施設計後におきまして、特に共用部分等の増減が生じてくるものというふうに思っております。これらを踏まえて、しっかりと県、市の負担割というのに取り組んでいきたいというふうに、市としては考えていかななくてはいけない問題だというふうに理解はしておるところでございます。

次に、2点目の万関橋からの転落防止対策についてのお話がありました。現在の対馬市の自殺者数については、長崎県の警察統計によりますと、平成23年度11名、24年度8名、25年度5名であり、その数は減少傾向にはございます。自殺の動機としては健康問題、それから生活経済問題が多く、次いで家庭に関するものが続いております。

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、翌年の19年6月には自殺総合対策大綱が策定をされたのに伴い、県におきましても長崎県自殺総合対策5カ年計画を策定をし、関係機関や団体が連携協力し、総合的な自殺対策の取り組みを実施をしております。対馬市におきましても、自殺対策事業実施要綱を平成23年4月に策定をし、専属の相談員を配置をし、こころと暮らしの健康相談の窓口を設置をさせていただき実施をしております。

また、専門家による講習会を年1回実施するとともに、各家庭向けのチラシを作成をし、自殺予防の啓発に努めているところでございます。

また、対馬保健所や社会福祉協議会におきましても、弁護士や臨床心理士等の専門家による法律相談やこころの相談を月5回、定期的実施しているところでございます。

自殺対策基本法の改正法案が国会で可決される見込みであり、今後、自治体でも市町村自殺対策計画の策定が義務づけられることになるため、現在、策定しております「健康つしま21計画～みんなスマイル元気のわ～」というこの計画において、目標の達成にさらに努力をしていきたいと考えております。

2番議員が言及されました万関橋からの飛び降り、または付近での入水と思われる事故は、平成13年から平成27年の15年間で4件発生をしており、深く憂慮しているところでございます。万関橋からの自殺防止対策については、今後、関係機関と協議をしていきたいというふうには考えておりますが、現時点におきましては困難というふうに思います。また、観光資源としても重要であり、景観保持との関連も考慮する必要があるとも考えております。

なお、県内の橋梁での自殺防止対策につきましても、防護ネットを設置している箇所もござい
ますが、自殺件数の減少につき一定の効果がある箇所もありますが、一方、3年間で5件発生している箇所もあり、防護ネットを設置をしても自殺者をなくすことはなかなか難しい状況であり

ます。しかしながら、自殺対策につきましては社会の深刻な問題でございますので、今後も自殺予防の普及啓発や相談事業などの対策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 学校事故への対応について、通院の手だてということで御質問がありましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

各学校においては、児童生徒の安全管理について、万全の体制で日々臨んでおります。不幸にしてけがなどがあつた場合、県教育委員会、市教育委員会の指示のもと、各学校が危機管理マニュアルを作成しておりますので、これにより対応をしております。

大まかに3つの場合に分けて説明をいたします。

まず、基本的には保護者による対応をお願いをしております。保健室等で養護教諭により応急手当をします。同時に保護者に連絡をし、来校をしてもらい、事故の発生状況を説明し、必要があれば病院等の受診を勧めます。状況により、管理職、養護教諭、担任等も同行をいたします。

2つ目の場合ですが、負傷の状況により、緊急性がある場合は救急車を要請します。管理職、養護教諭、担当者等が同行いたします。同時に保護者の方にも連絡をし、直接病院に来ていただきます。その場で事故の状況等について説明を行います。

3つ目の場合でございますが、一刻を争うような場合です。保護者への連絡をし、学校職員の自家用車で緊急搬送をいたします。途中で救急車に引き継ぐ場合もございます。保護者への連絡、同行者については、先ほど申したとおりでございます。

学校事故につきましては、それぞれの状況が異なりますので、基本的には2つのことをもとに対応をしております。一つは児童生徒の安全確保が最優先であること、もう一つは保護者や家族の方々の気持ちに沿った対応ということで、このことをもとに各学校、対応しております。不十分な点がこれまでにあったとすれば、今後さらにしっかりした対応をしていきたいというふうに考えます。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） まず、教育委員会のほうの学校事故のほうからいきたいと思います。

今、教育長が答弁いただいたような基本的なマニュアルといえますか、対応については理解できます。それで、今、教育長が答弁された中の、特に一刻を争うような場合というのは一番重大な事項だというふうな捉え方で考えたいと思います。それから、緊急性がある場合は救急車を要請します、これもよくわかります。その場合の判断というのは、そこにいた者、指導者、そして学校では養護教諭がそのあたりの応急的な判断はすると思いますし、それをもとに校長なり教頭

なり管理職が救急車を要請するという、そこまではよく私も理解できました。

ただ、3番目のところについて、保健室で養護教諭により応急手当をし、必要により保護者に連絡、来校してもらい病院等の受診を勧めると、この部分については、私も指導していた場面で、そういうたくさん場面出合いましたし、また管理職になって学校を預かったときもこの判断が一番難しいわけです。

特に、この場合に、学校の中でその判断をするのが、休ませておいて保健室で回復すればいいんですけども、やはりけがの状況等によっては、外見から見ただけではわからない状況というのがあると思うんです。特に、頭部を打撲、首から頭部、このあたりを強く打った場合とか、意識はあって、しばらくすると大丈夫かなと思うんですけども、その場合にやはり頭部というのは複雑です。それで気分が悪くなって後で病院に行ったら、これは全国的にも頭部のことが問題になったケースというのは多いわけです。

その場合に、今、教育長答弁していただいた内容で、基本的には保護者に来ていただいて、そして保護者に病院に連れてってもらうというのが一般的な教育委員会の指導だというふうに受け取ったんですが、ところが、保護者がすぐに連絡つかないとか、それから特に保護者が一人の家庭とかもあつたりする場合は、すぐ学校に駆けつけられないと、こういう場合に、やはり対応の仕方が、もう少し日ごろからよく詰めておく必要があるんじゃないかなと思うんですが、そのあたりで、学校によっては保護者に必ず連れて行ってもらうと——救急車以外の場合は——というふうな管理マニュアルを作成している学校もあるように思いますが、そのあたりの把握は、教育長、どうでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 保護者の方に連絡がつかない場合、これは小島議員さんも学校時代にいろいろと体験されたと思うんですが、できるだけ、保護者がいないときには祖父母とか近い方に連絡をする、緊急性がある場合ですね。基本的にはそうしてるんですけども、探している間に容体が変わることもありますので、こういうときには校長の判断で、管理職になると思うんですが、学校職員の自家用車で緊急に搬送する。さっきも申しましたように救急車にもお願いをして、途中で引き渡すというようなことも過去にもありました。とにかく判断基準というのを誤らないようにして、子供の命、生命の安全を第一に考えるように、また、こういうことはいろいろの研修会でも、養護教諭の研修会とか管理職の研修会においても議題にして、また今後も対応していきたいというふうに思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今みたいに学校を柔軟にといいですか、その容体の状況で対応していただいて、必ず保護者が来てからじゃないと、保護者に責任持ってもらおうというその部分

にとられ過ぎないように、ぜひまた機会を捉えて学校のほうにも指導いただきたいと思います。

それから、今、教育長答弁いただいた中で、管理職が——保護者が対応できないとか時間がかかる場合は——車でということが今お話しされたんですが、このことについても、管理職、同時に学校をあけないというのは、基本的に教育委員会の指導でなさってると思いますが、しかし現実には、やはり1年間のうちに同時に学校をあけているケースもあるわけです。その場合、今度は教務主任なりが残った教員の中ではまとめ役ですが、ところがこの教務主任もいないケース、学校の3人ともいないケースというのものもあるわけです、あってるわけです。だから、そうしたときに残った職員の中でどういう判断をするかということ、管理職欠けていても、残った職員でどういう対応するかという、そのあたりのことが微妙な判断が必要になるケースがありますので、ぜひそのあたりも、また御指導ください。

なぜ、私このことを取り上げたかと申しますと、学校事故、結構多いんです。ここでちょっと数字を示してみたいと思います。これ、教育委員会からいただいた資料ですけども、学校で起こった事故について、病院、医療機関にかかった件数が平成25年が合計321、それから26年391、27年450、これは2月までです。そして、これは医療機関への請求件数ですから、実際に起こった件数は平成26年度では小学校は36件ですけど、中学校は166件起こっています。大体、1回けがすると2回か3回病院行きますから、こういう数字が合うんですが。それで、特に中学校の場合の部活動が多いんです。これ身体的な活動を伴って、やっぱり危険性を伴うことも多いから。そういうことで、ぜひこのあたりについて、今、教育長にお願いしたようなことを現場に徹底できるようにお願いをしておきます。それで一応、このことはおきたいと思えます。

次に、万関橋からの転落、それから投身自殺の防止策についてですけども、こちらの件については、今、市長答弁いただきましたように、確かに対馬の中の自殺者数は減少傾向にはあります。しかし、多いときは10人を超えている年もあります。そして万関からの投身自殺は、13年からは4件だというふうにおっしゃったんですが、今の橋ができてから、8年からは7件というふうに私も警察から伺ってきました。そして、ついここ最近もそういう事故があっています。それで、ほかのところの橋梁からの転落の防止策等も踏まえながら、効果という点では相談とか予防的なことに力を入れていながら、いわゆるハード的な面といいますか、そういうことについては今のところ考えてないというふうに答弁受け取ったんですけど。ところが、万関橋の現場、実際に行かれてこのような答弁を作成されたのかどうか、ちょっと確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私自身、通りはしますが、今回その現場っていうのは、自分自身のそこ

で立ち会ったっていうわけではございませんけども、まず想像がつくことと、それと写真で確認……。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長じゃなくていいですよ、誰か担当者レベルで。

○市長（財部 能成君） 担当は行って、写真を撮って、私のほうに報告、写真での報告もございました。はい。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） それで、この写真を見ていただいてわかると思うんですけど、万関橋、これは東側の真ん中のところの展望するところの現場の写真ですが、この高さが路面からは110あるんです、110センチ。そして、これは法的には橋梁の欄干としてはクリアしているそうです。110という基準だそうです。ところが、この横の、いわゆるコンクリートの台、これを1段、足を踏みますと、高さが、もう90センチになるんです。90センチになって、ここに足を、今度はその下の欄干、これはもう75センチしかないんです。ここに足をかけますと、もう身震いする、怖いぐらい、人間の足の長さ、普通の大人であれば、すぐ乗り越えられるような、75センチしかありません。

そして今度は西側、ここは欄干が4段になってるんです。4段になっていて、この一番低いところからでも95センチ、それから次はもう65センチ、次はもう、ここは25センチ、こういう状況ですから、近くに立つのも怖いぐらいの危険性を感じるぐらいの現場です。

こういう現場の状況を見ていただいたら、万関で自殺者、あるいは自殺じゃなくても、これは現場をよく巡回されるお巡りさんに聞きましたら、一つ間違ったら欄干に足かけてる状況で、いたずらでも、それはすぐ落ちますよというような状況があります。そういう状況を踏まえながら、今のような答弁でどうでしょうか。確かに景観の問題もありますよ。しかし、景観よりも、やはり人命といいますか、それを尊重すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今、写真で110センチという1つの基準がございますが、それも土台等に足をかければ90になるよ、75になるよ、確かにそうだというふうに理解はしております。75になったときに、自分の意思ではないところで物事も起こり得るだろうと、警察の方のお話もありましたということです。それについては自殺ではなく、明らかに事件ですから別物だと考えたいと思いますが、少なくとも自殺者を減らす、そういうふうな思いを持たせないようにしていくことのソフト対策というのが、まずもって私どもができる範囲でしょうし、これから先、自治体というのがどこまで担っていくべきなのか、そして今おっしゃられた景観というのは、必ずこの場所っていうのは対馬観光での110年前の話等を引き合いに出してくれば、やっぱ観光スポットとしても最大の売りの部分もございます。それらとの兼ね合いをどのようにつけていくの

かということは、今後、行政側、そして皆様、市民の方々、観光に訪れる方々の知恵というものを
を出し合いながら組み立てないといけない問題だというふうにも思うところでもあります。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、市長おっしゃったように、いろんな対応の仕方あって、先ほ
ど言ったように、今度は法律もまた改正されて、自殺をとにかく防ごうということになっていま
すから、そういう面では認識は一致してますので、それはわかりました。

ただ、万関の場合、全く、いわゆる自殺防止のため、転落防止のための対策は、これまで講じ
られてないんです。平成22年に女護島地区から要望が出ているんですが、平成22年の要望に
ついて県と協議しますという回答が女護島地区には来ていました。そのときの回答、県と協議さ
れた状況というのが、今、市長答弁された内容ですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この問題については県のほうとも、当然、管理者が県でございますから、
県のほうとも協議をさせてもらいながら対策というのを、今後どうしていけばよいかというこ
を話し合った結果だというふうに理解をいただければと思います。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） それで、女護島地区には県と協議しますと言った後、区長さんも
何人もかわったんですが、その後はどういう対応、協議したかということは誰も記憶ないんです
けど、また多分、地区からもそういう声は来ると思います。

その中で、柵を張っても欄干を高くしても減らないところもあるんだというんですけど、実際、
効果が上がってるところもあるんです。私が知る限りでは、よく似たところで長崎県では西海橋
です。これも、やっぱりいろんな景観の問題等があったんですが、西海橋でも少なくとも防護ネ
ットが張ってあります。そして新しい西海橋では歩道は車道の下につくられて、そしてその歩道
の部分は3メートルのフェンスが張ってありますよ、西海橋。これは同じ県が管理してますよね。
しかし、対馬の万関橋は全く何も対応してないです。それはやはり、ぜひ検討すべきだと思いま
す。

そして、効果を上げているところとしては、宮崎県の陸橋です。高千穂とか五ヶ瀬とか、この
ところもすごく自殺者が多いということで、ここは警察署、もちろん自治体、それから県、この
三者が一体になって、5つの橋に2メートルのフェンスをつけて、そしてもちろん監視カメラも
つけたりして、すごく自殺者が減ったということは、これは全国的に報道されています。やはり、
そのあたりをしっかりと全国的な動向も踏まえながら、せめて県内の西海橋の対応等を、よく相談
をしていただいて対応していただきたいと思います。

万関からの事故で、事が起これば保安部の捜索、警察捜索、消防署、それから地元の消防団、

漁協、たくさんの人が出て、そして対応しなきゃいけないんですよ。そして何よりも亡くなった方というのは、これは取り返しがつかないわけですから、そういうことを、今後、法律改正もなされますから、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいということを強く要望しておきます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 私ども、そのハード的なことを一切拒絶してるわけでもございません。ハード的なものを組み立てたとしても、先ほど、いろんな事情で自殺をされる方という、そちらに思いを持っていかれる方をどう減らせばよいのかということが、まず第一なんじゃないかということで、ソフト的な話のほうが先に組み立てていくべきだというふうなことを内部的にもずっと話してるところでございます。理想論かもしれませんが、そこが減らない限りは、その場所が減ったとしても、自殺を希望というか、願望の方自体が減らないということでは本末転倒なんじゃないかというふうな部分も感じております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 市長の言われたことは、私もそれはわかりますので、それはぜひ、否定するものではないわけですから、取り組んでいただきたいというふうに思っています。

それから、次の博物館の建設費の負担のことについて確認をしたいと思っています。今、市長のほうの答弁では、基本設計がこれからできていくから、その中でまた県と協議はしていくんだというようなお話をいただいたんですが、ところが、これまでに説明いただいた分では、既にこういうふうな割合というのは決まったように報告をいただいているんですが、この割合というのは、これから変わっていく可能性があるんですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今お示ししておるのは、私ども行政側で面積、展示機能、それから収蔵機能とか、これぐらい要るだろうねということでの割り振りをした部分でございます。これから基本設計等に入っていくに当たって、そこの面積というのは当然変わっていくものだというふうなこちらは理解をしております。先ほど申し上げましたのは、そこの部分が、棒グラフがありますが、それが面積によって変わってくるという部分と、それらを見ながら、再度、県にも話を持っていくことは必要なんではないかというふうなお話をさせていただいたつもりです。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 当然、面積、いろんな割合が、設計でき上がれば決まってくるでしょう。ただ、ここで上げてあるのは、面積は別にして、その建設費の負担の割合がここに出てるわけです。この負担の割合は、もう県と協議した上での割合、パーセントの変更の可能性があるのではありませんかというふうに聞いていたのですが、そこはいかがですか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 一支国の博物館と対馬が予定をしております博物館の県の施設の性格というのが若干違います。というのは、県下全体の埋蔵文化財のセンターということも一支国博物館には担っておるところでございます。そのあたりの県内全ての収蔵品、出土品というものが集まってくる施設という一支国の考え方がまずありますので、それを同じようにはいかないだろうというふうには思いますが、先ほど申しますように展示とか、いろんなその最終的な面積的なものが見えてきた段階におきまして、今の決めている案分というのの考え方が変わってくるのではないかと、使い方によってというふうな、それは基本設計を見ないといけない部分だろうというふうな考えを私どもは持っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 基本的な性格は、壱岐は埋蔵文化センターという名前ですね、対馬は対馬歴史研究センターという名前です。そのあたりのことについては、ここで細かく言っていると時間がなくなりますので。私が一番言いたいのは、今度はこちらです。これは壱岐の博物館つくるときの割合ですが、壱岐は交付税に未算入のところの費用について、これを——対馬の場合はここで市費を2分の1は充ててるんですが——この壱岐の場合は市が負担すべきところを、県がここを全部、市の負担にかわって県が出しています。共用部分についてです。そして、博物館展示部分のほうも市と県が2分の1ずつで、県が2分の1負担してくれてます。負担の割合が違うんです、対馬の場合と、このことを聞いてるんですよ。このことを今から県のほうにお願いといいますか、県と協議する中で、壱岐と同じような、いわゆる交付税の算定できない部分を県にお願いできる、協議する余地があるのかなのかということを知っているんです。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 先ほど、そこで見せられた共用部分という表現がありましたけども、共用部分と収蔵管理っていう部分にこれは入っております、私、その表も向こうが出された表だと思いますけども、要は長崎県の埋蔵文化財センターという位置づけをあそこはされておると、長崎県内全体の埋蔵品関係の、まず管理をしていくところだという部分での理解をしていただきたいと思います。ただし、長崎県の全体の埋蔵品という考え方からいけば、対馬歴史民俗資料館にあります資料が単に対馬だけのローカルなものかっていうとそうでもないという考え方も私は持っております。そういう意味において、その部分については、今後、県に要望を皆さんでしていかなくはない部分だろうというふうにも思っております。

○議長（堀江 政武君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 今、市長お答えいただいたように、ぜひそのことを、対馬の収納する部分、宗家文書が一番メインになりますよね。それから、展示するものの中には、当然、県の歴史民俗資料館にある朝鮮通信使関係とか日朝関係のものが展示のメインになってくるはずで

す。そうなったときに、やはり収納する大部分を県の歴民にあるものを収納し、そして展示するものも世界記憶遺産に登録しようかという朝鮮通信使関係のものも、当然、歴民が持っているものも展示にもくるわけです。

だから、そういう意味では、対馬でつくる博物館もすごく重要な意味を持つわけです。世界遺産になろうかというものを収納したり展示したりするわけですから。ぜひ、そのあたりは県のほうに壱岐と同じような負担割合を出してもらって、壱岐は2.2億円で、自分たちが出した財源は2.2億円で、あの博物館ができたわけです。対馬が8.8億円負担をするというそのことは、対馬の市民は納得できないんですから。私がこの議会、最後にこの質問させていただいたのは、財部市長にそのことを確認をした上で、次の市長にも、ぜひ県との協議を十分に行っていただきたいという意味で取り上げてるわけですから、次の市長にも、それをぜひ引き継いでいただきたいということをお願いをしておきます。

それから、いろんな協定を覚書を交わされました。その覚書の中にも、県との協議は十分行うというようなことがここに書いてあります。第6条に、費用については十分な協議により負担割合を決定する、それから7条は、詳細を明確にするため、必要に応じて別途覚書を締結するところ書いてあるし、詳細ということも書いてあります。8条には、覚書の内容を変更する必要がある場合は協議の上変更するという文言もございます。だから、今市長がおっしゃったことを、基本的に十分これから基本設計に向けて可能だということを確認を一応させていただきます。

それから、前も全員協議会でも触れたんですけど、自然の取り扱いが落ちている、急に3カ月の間で、8月から11月の間で落ちましたよということについても、文化財審議委員をなさっている対馬の自然関係に詳しい方が、この文化財の保護審の便りを出された中に今度記載をされております。なぜ自然が、もっと大事にしないかということが出ていますから、そのこともぜひしっかり踏まえていただきたいということを要望いたします。

それから、財部市政8年の最後ですから、少し振り返ってお話をさせていただけば、財部市長2期8年にわたって、対馬のトップとして命を削るような仕事をなさってきたということで、大変御苦労は多かったらうということをお察し申し上げます。そして、この前、子供たちの少年の主張のときに、こういうことをお話をされました。今、自分の幼年時代からのことを振り返りながらまとめをしていると、文章を書いていると。そして市長になられてからの、市長8年間の間のいろんな思いも多分あられるでしょうから、それもまた後世に残していただいて、次の市長や、あるいはさらにずっと、対馬市長になられる方々が、対馬はどうあるべきかということを考える指針になるものを残していただければ幸いかと思います。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀江 政武君） これで、小島徳重君の質問は終わりました。

.....
○議長（堀江 政武君） 昼食休憩とします。午後は1時から再開します。

午後0時00分休憩

.....
午後0時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

淵上清君より早退の届け出があっております。

午前に引き続き、市政一般質問を行います。15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 私は、今回2点の質問を通告に上げておりましたが、1点は取り下げをいたします。したがって、ホテル誘致にかかわる問題を中心に、ただいまから一般質問を行います。

まず、ホテル誘致についてお尋ねをいたします。

平成27年9月18日付で、ホテル用地宿泊施設整備事業者募集の公募が行われました。対象用地として、上対馬町西泊ソモヤ、9,482平方メートル、厳原町東里野良第1、1,182平方メートル、同じく野良第2、2,495平方メートル、最後に第3、4,027平方メートルとなっております。この中でも西泊地区においては、事業条件は1日当たり宿泊数100人以上、最大300人となっております、大変興味があるところであります。

このスケジュールによりますと現地調査説明等を経て、2月18日に最終審査となっております。先週の段階までは公表はできないと担当部のほうでお聞きしております。本日は発表できるようになるかもわからないというような模様でございましたが、問題がなければ、本日発表していただきたいと存じます。

次に、通告をしておりました、対馬猪鹿活用促進事業関連の質問として、加志地区の処理施設の運用については取り下げをいたします。時間があれば、関連といたしまして捕獲補助金等の減額について、短時間ではございますが、市長の見解を自席で尋ねたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 通告がありましたホテル誘致の進捗の件でございますが、これにつきましては、先ほど15番議員がおっしゃられましたように、9月18日から公募を動き出しております。応募状況につきましては、西泊ソモヤ用地に4事業者、厳原町野良用地の3カ所につきましては、焼却場跡地に1事業者、造成地のほうに1事業者から応募がありましたが、火葬場跡地への応募はありませんでした。

2月19日に市関係者及び外部団体等で構成する審査会を開催し、応募者から提案内容の説明

を受け、審査を行いました。いずれも、観光客の動向等、対馬の現状、課題を把握され、市有地を有効に活用する事業提案がなされたものというふうに理解しております。

その結果、西泊のソモヤ用地、三宇田用地につきまして、それから野良造成地につきましては、それぞれ審査結果というものの報告が上がっております。焼却場跡地につきましては、計画内容がまだ不十分であったことを理由に、今回の選定は見送るところでございますが、今後、計画内容を煮詰めていただき、誘致に向けた協議を継続していきたいというふうには思っております。

今後のスケジュールでございますが、現在提案いただいた事業者の皆様には、十分にこの事業計画の内容等を精査を、私自身もさせていただきたいと思っております。そして事業者を選定をさせていただき、その選定事業者と協定書及び土地の貸借契約の事務を進めていきたいと思っております。

今後、このホテル誘致に絡みまして、市の方向性としましては、今回の公募による宿泊施設の建設、さらには今回の議会の冒頭、行政報告で報告をさせていただきましたが、厳原に民民による東横インホテルの建設が実現をしますと、対馬の宿泊施設不足という課題の解消に大きく寄与するものと期待しているところでございます。

それに伴い、市といたしましては、さらなる国内外からの観光客、宿泊客の誘客に力を入れていく考えでございました。具体的には、ことしの秋にJRグループとの協力により、長崎県全体で取り組むデスティネーションキャンペーンというものがございますが、これによる全国販売促進活動をはじめ、日本遺産登録や朝鮮通信使ユネスコ記憶遺産登録に伴う対馬のPR活動、昨年行いました博多駅ジャック等による情報発信事業に精力的に取り組んでいかななくてはならないのではないかというふうにも思います。

また、先日3月3日に参議院予算委員会におきまして、公明党の秋野公造参議院議員が国際航路に係る質問をされまして、釜山、博多を結ぶ国際航路に国内旅客を混乗させることはできないかという質問をされ、石井国交大臣は出入国管理や税関等の問題が解決されれば、航路事業をつかさどっている首長としては、混乗による航路事業は可能であろうというふうに答弁が引き出されております。

今回の宿泊施設の誘致実現に加え、国レベルでも国際航路への混乗に対する前向きな動きが出てきたことで、韓国人観光客の増加だけではなく国内からの観光客誘致にも追い風となっており、これからの上対馬を含め対馬全体の活性化に大きな期待が持てるものと思っております。市としても、それに向け取り組んでいくような体制整備が必要かというふうに思っておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ただいまの答弁では、具体的な、いわゆる最終的な業者の選定

のことは出てきませんでした。で、スケジュールの中身を見ますと、2月末日までに応募者への決定を通知すると、こうなっております。これでいけば、事実上、協定書を締結するまでに3月の末日までにやってしまう、だから、これを成立せんことには公表を差し控えるという解釈でしょうか。私は、最終的に応募者への通知をした段階の答えが出るかなと思ったんですが、そういう解釈になりますか、公表できないというのは。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 決して公表できないということではございません。できますれば早い時期に皆様方に公表し、そして通知をしていきたいという流れは考えておるところであります。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） そしたら、私の方からも憶測でしか質問ができませんので、憶測の範囲でどうであろうかということだけを、お聞かせ願いたいと思います。

まず、西泊の1日100人以上、この事業条件、これにクリアして、最終的には数字として100人を超えたようなことになったのか、そこらあたり、非常に興味がありますが、何階建ての何人収容というふうなことで、そこらについては一言も言われんということにはならんと思うんですが。そこらあたり、審査された今の段階で、こんくらいのことは進みよると、進んだというふうなことぐらいはおっしゃっていただきたいんですが、できれば。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 申しわけありません、言葉足らずで。こちらが示しております100人以上300人未満、それというのは、当然ながらクリアをされておられるところであります。施設規模につきましては。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 実際、もう絞って答えを出しとる段階だと、そういうふうには、スケジュール表では入ってますから、契約の締結ができる前、余りはっきりしたことは言えないがという前提で、どのくらいのことで進んでるんだぐらいは、だめですか。というのが、私は従業員の数やら、地元としては非常に興味があると思うんですよ。この議会の中で、できれば最終日でも結構ですが、皆さんの知りたいのは、長年かかってなかなかできんやっった案件でありますから、私は決まったということであればいいことだと思います。この議会中に聞きたいというのは、私の思いでございました。そういうことで申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） これ、正直申し上げまして、私自身、大変悩ましい拮抗した案なんです、事案なんです。それで今、私の方が精査をずっとしている段階でございます。今、15番議員がおっしゃられましたように、何も言わずに契約するという考えは毛頭ございません。この最

終日までには、きちんとした方向性を固めて発表できるようにしたいというふうには思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） それでは、募集要項に基づく貸し付け条件について、ちょっと確認をとってみたいと思います。

これは、3年間、無償貸与として土地を貸すと、協議の上、3年を過ぎたら10年を限度に更新するとこのようになっております。そうしますと、その後はどうなるのでしょうか。10年を超えては無償が有償になるという解釈でよろしいですか。幾らぐらいの金額か。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 一定期間、無償ということで、その期間が過ぎてから有償ということで、今までもやってきているケースもございます。その金額は幾らかと言われましても、そのときの時勢がございますので、何とも申し上げにくいところでございますが、以前、数年前ですか、野良地区においても有償で的確な値段で買い取っていただくということはさせていただいたところであります。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） さらに貸し付け条件の中で、契約期間中に建物の所有権の譲渡、その他権利の設定等を行う場合には市との承諾を得ることとなっております。世の中ですから、何があるやらかわらないという中で、やっていかない中で、他の会社に資産を譲らないかんような事態については、それなりのことが続けられれば、私はあり得ると思うんですが。余り申し上げてはいかんとですけども、例えば運悪くその会社が破産、もしくは倒産状態になった場合、建物の確保、あるいは、この建物に対する市から判断されるその取り扱いというのは、今後契約を締結するに当たって、その条文があろうかと思うんですが、これはどのように考えておられるか、これ一点お尋ねいたします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回は土地を無償で一定期間貸し付けるというふうな考え方でおります。以前、市有財産、建物について無償で譲り渡した際には、そこには抵当権等の設定ということを条件に入れながら協定書を結んだということもございますが、その土地の上に建てられる建物については、なかなかそのあたりの設定は難しい部分があるかと思いますが、あくまで公有財産でございますので、土地について、極力そのような、途中で事業がやめられるとか、または上物が転売されるとかということがないような、逆に選定をしっかりと考えていくことが雇用を守っていくことにも、当然つながっていくことだと思いますので、そのあたりも熟慮させていただいてるところでございます。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今はなくても、10年過ぎた世界というのは考えられないことがあり得りますので、その業務の締結、協定のその内容というのは、今申し上げたことも想定した中で、その他の事項として、やはり前もって、私は挿入された契約内容であるべきだと思います。世の中はいいときと悪いときがありますので。それをひとつ、指摘というか、チェック等していただきたいと思っております。

それともう一つお尋ねしたいんですが、支援策として、旅館業と観光関連産業の場合の支援策の基準、投下固定資産総額が2,700万円以上、新規雇用、常用雇用者が10人以上であれば、次の点について免除すると。固定資産税の課税を免除3年間、こうなっておりますね。それから、正規社員を1人当たり、一回きりで20万円の奨励を助成金として出しますと。次に、パートタイマーは1人10万円を限度に一回きり出しますと。こういうことで、トータルで1,000万以内の金を最大支出することがありますと、このようなことでございますが、この西泊の場合のことが、現在検討されとる中で、これに該当するかどうかをちょっとお尋ねいたします。検討中の中でのことでございますので、確定とは言いません。いかがでしょうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今おっしゃられた投下固定資産2,700万、それから常雇用10名以上ということについては、常雇用の部分につきましては、今回、条例の見直し等を上げてるところでございますけども、この問題については、もう明らかに超える、投下資産総額というのは、恐らく、もう何億円も当然投下しないと100名とか300名という規模にはなりませんので、それはもう軽くクリアする問題だと思っております。

そして、雇用の問題でございますけども、これについても30名、40名という単位での雇用というふうに私どもは考えておるところでもありますし、事業計画上もそのような計画で上がってきておりますので、あと常雇用、臨時雇用の問題もありますけども、そこらは、今は明言は避けさせていただきたいと思いますが、多くの雇用効果というのが生まれてくるものと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 記憶にございます前回のホテル誘致の内容は、西泊の場合、地元の有志2名と韓国企業の出資した資本により、そういうふうな手が上がったということが聞いております。その中で、あのときはビジネスクラスではなくて、グレードの高い、要は高級なホテルであるというふうなことを、審査の内容として審査員から聞きました。今回は、内容としてビジネスクラスなのか、あるいは前回と同じようなことで要件を絞ったのか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今回につきましては、県との協議の中で自然公園法での規制というものがありませんでしたが、数字であったわけですが、高さ的な問題ですね、これらの撤廃ということ。撤廃というよりも、周辺の自然環境との調和ということですが、数字的な問題については撤廃にこぎつけ、また規模的な問題で100人以上300人未満という一定の協議は整ったことと、前回の公募の段階においては、三宇田というロケーションが素晴らしいことの優位性を考えたときに、一定レベル以上のホテルというものを求めていくべきではないのかというふうな考えのもと、そうさせていただきましたが、私どもが望む一定レベルのものではありませんでしたので、今回、規制緩和も含め、公募をすることになったというふうなことで御理解をいただければと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今回は、私は現実の中に置かれた一つの要件を自然に出しておられると思います。特に、対馬に韓国から来る――従来――4月から、また増便があるそうですが――ジェットフォイル3艇のうち、その2隻が上対馬比田勝港に上陸すると、この現実を考えたときに、いかに上対馬比田勝港付近の宿泊施設の不足、これが課題やっと思います。

市の商工観光のほうから取り寄せた資料でございますが、宿泊施設の現状、対馬全体で122という数字が上がっておりますが、これは過去からのずっと積み上げでございます。現在、それが稼働しているかどうかはわからないところもありますが、今の報告ではトータルで4,364という数字――ちょっと過大と思うんですけども――その数字が係から上がっております。そのうち上対馬、施設数16でございます。収容人員が782となっておりますが、私はこの数字は少々過大ではなかろうかと思いますが、あれからかなり宿泊施設の整備もあったということでもありますから、そうかもしれません。これに100名なのか200名なのか300人になるのか、今回の数字が上がってくるわけですが、1,000人という数字が上がれば、私は幾らか変わっていくなと思います。ここの数字を、今回報告いただけるものと思うて、対馬全体の数字が、これで当面わかるがなと思うて期待はしとったんですが、その辺が残念であります。――それと、一つ申し上げたいんですが、上対馬西泊については、私は今回、東横インの問題については影響はないと思います。ただ、厳原町の野良地区の3カ所は、東横インの進出が240室の300人、これは対馬、かつてない最大の13階建てでございます。東横インの情報が入る前に公募があったような気がするんですが、その影響というのは今回なかったのでしょうか。3地区の業者が、東横インさんが入る前に手を挙げたのであれば、いろいろ考えが変わったかもしれないと思うんですが、その辺は、現場のことを知る部長さんでも結構なんですが、市長でも結構ですが、いかがですか。その辺は影響がなかったかどうか。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 少なくとも、民民の間で契約をされた東横さんが、去年のうちに、旅館業といますかホテル業を営んでおられる方たちに進出のお話に行かれたというふう聞いております。それらの情報というのは、当然ながら業界で回っていると思いますし、野良についてもそれぞれ、火葬場は別としまして、できてる、そして西泊地区についても4事業者から来てるといふことになれば、過去から考えますと、その東横さんが進出される影響というのはなかったんじゃないかというふうには、こちらは思っておりますけども。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） ちょっと、ホテルの直接的な誘致とは異なることであります。

ただ、大きな宿泊施設ができる、そして観光客の受け入れが従来と変わってくる、そうしますと、お客に対する足、車ですね、車が、この島に相当また、北に行ったり南に下がったり、そういうふうになります。それから、博物館の計画が、これがなれば、さらに巖原を中心とした市内の交通混雑が予測されます。

そのような中で、現在、旧巖原幼稚園跡の解体した空き地、ここは金石城の、文化財として、そういうふうな史跡の管理土地であるから、専用の駐車場はできませんよというふうな中で話は聞いておりました。しかし、現在そこを利用しない限り、巖原市内の車をとめるところはそんなに余地はありません。聞くところによりますと、あるバス会社のドライバーさんが、乗降、乗り降りをするだけのバスにしてくださいよというふうな指導があつて、それも30分以内なら出てくださいというふうなことで大変困っておりますと、もう少し現状を把握されて、時間の余裕をいただくような進言はしていただけたらどうかということがございました。

今はそういう方向であるかもしれませんが、博物館ができた場合には、もっと大勢のお客さんがあそこの近辺に、バスを活用したり、タクシーで乗りついたり、いろいろして、待ち時間等も増えます。何とかその利用を、対馬市と文化庁の間で、これを短時間の乗降、いわゆる乗り降りだけでなく、停車時間、駐車時間をそんなに長くせんでも、1時間とか2時間とかいうふうなことを上限に、そういう整理を将来やっていくことが可能でないと、私はうまくいかんと思いますが。その辺を、市長でも担当部長でも、今の文化庁の考え方と、あの駐車場の運営について、どのような形でやっているのか、ちょっとお話を聞かせてください。

○議長（堀江 政武君） 総合政策部長、平間壽郎君。

○総合政策部長（平間 壽郎君） お答えをしたいと思います。

幼稚園跡地につきましては国の指定史跡ということでございまして、現在、文化庁の許可をいただいて貸し切りバスの一時乗降所、乗り降り所ということで許可をいただいております。あくまでも国の史跡でありますので、文化庁の許認可の対象ということでございます。それで、おお

むね30分ほどということをごさいますて、降りられる場合、いいんですけども、逆に乗ってこられる場合の待ち時間というのが、当然必要になってまいりますので、そういう意味でおおむね30分ぐらいというようなことで、乗降、それぞれ終わりますと、本来のそれぞれの会社が確保している駐車場のほうに移動していただくというような形で、文化庁のほうにはそういう旨で3年間、今のところ3年間の許可をいただいております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 今、担当部長の話を、そのままドライバーさんのほうに現場でそういう連絡、そういうふうな指導をしてあるから、今にあるんでしょうが。私は、実際、この博物館が施設を完備してそういうふうな稼働していけば、今のようなことがもっときつくなると思うんですが、その辺は少し対馬市の判断のもとに、幾らか現実に沿うた対応策をとっていくのが、私は大事なことでなかろうかと、対馬市の一つの判断も、私はその中で活用することもあるんじゃないかならうかと思いますが。

市長、今後のこととして、30分というのは、非常に嫌っているみたいです。その辺を、幾らか現実と現状を把握の上、善処されるような方向が可能ならば、私はそういうふうな現場の状況というのを、もう少し見てほしいと思います。答えをいただいて、それで今の件は打ち切りますけども。

○議長（堀江 政武君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 現実のところの運用というのは、先ほど部長が申しましたようなことでございます。

今後、博物館が建設され、あの用地も一体的に物事は組み込まれていこうかと思っております。その際、国指定の史跡というふうな位置づけの中で、市の判断でという15番議員の、今、申し出でございましたが、市の判断でそこをやっていくというのは大変難しい、法律的には難しい状況だというふうに御理解いただきたいと思います。

ただし、実情というものをどう国に伝えていくかということは、すごく大事だというふうにも思っておりますし、今、部長もおおむねという言葉を使っておりましたが、いろんな運用の中で物事がやれるように、文化庁のほうにもこちらが働きかけをしていくことが、今後、必要な案件だろうと思っております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 実情を十分把握されて、善処を望みたいと思います。よろしくをお願いします。

通告において、イノシシ、鹿、その有効活用事業というふうな事の中で、通告したことは取り下げをいたしました。その関連として、反響が結構大きいもんですから、この場で市長に申

し上げなならんことが。28年度価格でありました奨励捕獲補助金が1万円から9,000円に下がったというふうなことが、市のほうから説明が猟友会にありまして、予算措置がなされたということで、現場の皆さんが非常にまた反響を呼んでおります。

その中で、ちょっと市長にお尋ねしたいことがございます。1万円の裏づけは成獣、要は20キロ以上と判断していいでしょう。それは国が、この財源が5,000円、県が2,500円、市が2,500円、それで1万円がつくられております。幼獣、要はうりぼう等、このくらいの10キロ以内、そこらだと思えます。国費が1,000円、県費が2,500円、市費が6,500円、これで1万円を負担しておる、このようなことでございます。

そして鹿については、国が、成獣であれば8,000円、市が2,000円、これで1万円の財源ということになります。幼獣であれば、国が1,000円、市が9,000円、このようになっております。

そこで、一般財源を先々膨らまないように、あるいは、なるべく支出をしないようにということとで軽減措置をしてきたわけですね。

それで、ちょっと聞いてほしいことは、この市の持ち出しの負担について、これは私は、ここにおられます元財政課長、総務部長をされとった平山部長、以前、私もあなたのほうからお聞きしたんですが、このイノシシ、鹿等の捕獲補助金、もしくは防護柵等の施設を市の負担をしていく場合に特別交付税の措置がございますと。これは、負担割合の額によって80%の交付税措置がありますというふうなことを、資料をもとに、私はお話を賜って、それを、今でもその基本だと思っているんですが、これは間違いないでしょうか。今の立場はしまづくりですけども、当時、たしか財政課長だったと思います。総務部長か、どちらかと思いますが、そういう記憶が、私ははっきりしておりますが、もしよければ。

○議長（堀江 政武君） しまづくり戦略本部長、平山秀樹君。

○しまづくり戦略本部長（平山 秀樹君） かなり前のことになりますけれども、確かに特別交付税につきましては準ルール分というのがありまして、12月に交付される分と、残り3月に交付される分がありまして、たしかその当時につきましては、12月に交付される分で、イノシシ、鹿の補助金については特交措置0.8があったんじゃないかと記憶はしております。

○議長（堀江 政武君） 15番、大浦孝司君。

○議員（15番 大浦 孝司君） 最後になります。このような措置が、現在もそういうふうな取り扱いが確定しておるならば、市の負担の計算というのは、かなり——私も計算してみたんですが——思うようなことではないというふうなことを思います。その辺をもう一回、整理されて、今後の判断材料にしてほしいと思います。

ちなみに、県の農政課がつくって、資料としていただきました長崎県下の20の市町村の実態

でございます。イノシシについて一番高い金額を出しておるのが、小値賀町1万8,000円、島原、南島原、雲仙1万6,000円、諫早、大村、長与、時津、佐世保、平戸1万3,000円、松浦、佐々、1万5,000円、西海、川棚、波佐見、対馬、新上五島1万円、最後に五島市は、市の負担なく国の負担のみで8,000円となっております。今回は今回としてでございますが、今後いろいろ、この問題については、よくよく財政の協議の中で、私は話し合いというのはしていくべきだと思うんですが、ひとつ今後の協議に、今の材料については判断として検討していただきたいとかように思いまして、一般質問を終わります。

○議長（堀江 政武君） これで、大浦孝司君の質問は終わりました。

○議長（堀江 政武君） これで、本日予定しておりました一般質問は終わりました。

本日は、これで散会とします。

なお、あすから17日までは議事整理のため休会とし、18日に本会議を開催し、付託議案等の審査を行います。お疲れさまでした。

午後1時43分散会

議事日程(第4号)

平成28年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 平成28年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費(2項徴税费、3項
戸籍住民基本台帳費を除く。)9款・消防費、
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支
出金
- 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第3 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、2款・総務費のうち市民生活部に係る歳出、3款
・民生費、4款・衛生費
- 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第4 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費、8款・土木
費、11款・災害復旧費
- 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算

- 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第5 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び
国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求
める意見書採択を求める陳情書
- 日程第6 議案第43号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第45号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第10 発委第1号 対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部
を改正する条例について
- 日程第11 発議第1号 議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第2号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 追加日程第2 発議第3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を
求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 平成28年度対馬市一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、1款・議会費、2款・総務費（2項徴税費、3項
戸籍住民基本台帳費を除く。）9款・消防費、
10款・教育費、12款・公債費、13款・諸支
出金
- 議案第15号 平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算
- 議案第38号 対馬市過疎地域自立促進計画について
- 日程第3 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、2款・総務費のうち市民生活部に係る歳出、3款

・民生費、4款・衛生費

- 議案第10号 平成28年度対馬市診療所特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第13号 平成28年度対馬市介護保険特別会計予算
- 議案第14号 平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算
- 議案第32号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
- 日程第4 議案第1号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第6号)
歳入は、所管に係る歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費、8款・土木
費、11款・災害復旧費
- 議案第16号 平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算
- 議案第17号 平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算
- 議案第18号 平成28年度対馬市水道事業会計予算
- 議案第35号 対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例
- 議案第36号 対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例
- 日程第5 陳情第4号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び
国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求
める意見書採択を求める陳情書
- 日程第6 議案第43号 平成27年度対馬市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第7 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第45号 財産取得契約の締結について
- 日程第9 対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第10 発委第1号 対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部
を改正する条例について
- 日程第11 発議第1号 議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 発議第2号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書
- 追加日程第2 発議第3号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を
求める意見書

出席議員（20名）

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
14番 初村 久藏君	15番 大浦 孝司君
16番 小川 廣康君	17番 大部 初幸君
18番 兵頭 栄君	19番 作元 義文君
20番 山本 輝昭君	21番 堀江 政武君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	糸瀬 美也君
課長補佐	國分 幸和君	主任	洲河 直樹君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
教育長	梅野 正博君
しまづくり戦略本部長	平山 秀樹君
総務部長	桐谷 雅宣君
総務課長	有江 正光君
総合政策部長	平間 壽郎君
市民生活部長	俵 輝孝君
福祉部長	仁位 孝良君
保健部長	福井 順一君
農林水産部長	阿比留勝也君

建設部長	西村 圭司君
水道局長	増田 敬一君
教育部長	豊田 充君
中対馬振興部長	多田 満國君
上対馬振興部長	園田 俊盛君
峰行政サービスセンター所長	三宅 一郎君
上県行政サービスセンター所長	永野 清利君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	阿比留 保君
監査委員事務局長	松尾 龍典君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君

午前10時00分開議

○議長（堀江 政武君） おはようございます。報告します。美津島行政サービスセンター所長、根メ英夫君より欠席の申し出がっております。

これから、議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第9号

○議長（堀江 政武君） 日程第1、議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算を議題とします。本件は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員会の審査報告を求めます。委員長、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 対馬市議会議長堀江政武様。予算審査特別委員会委員長小島徳重。予算審査特別委員会の審査報告を行います。平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算についての審査結果を同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、平成28年3月7日から10日までの4日間にわたり、対馬市議場において、市長部局より担当部長等関係職員の出席を求め、細部にわたり説明を受け審査を行いました。

また、当委員会は最終日、市長の出席を求め総括質疑を行い、対馬市の方向性について議論が交わされました。以下、審査の概要について報告します。

平成28年度の一般会計歳入歳出予算は、この3月末が市長の改選期に当たることから、重要な政策的予算を除いた骨格予算ということで、総額で286億4,500万円、前年度比、約6.6%の減、金額にして20億2,800万円の減額となっております。

審査の過程でさまざまな意見がありましたが、その主なものとして、一つ、新規事業である島っこ留学推進事業については、子ども、里親、学校等への負担を軽減するため、受け入れ体制の連携強化を図ること。

一つ、教職員住宅の空き家の有効活用を図ること。

一つ、創業等支援事業については、創業支援アドバイザーを活用しつつ、綿密に連携をとりながら、創業後のフォローアップ体制を整えること。

一つ、神話の里自然公園施設の利用促進を図ること。

一つ、中対馬振興部の新商品開発事業については、サンプル等できているのであれば、もっと目に見える形で広く周知してほしい。また、豊玉町振興公社は委託料に頼らない体制づくりを進めること。

一つ、漂着ごみの収集方法に関するマニュアルの作成を検討すること。

一つ、比田勝港国際ターミナルの待合所、浄化槽については、利用客の急増等による対応を図ること。

一つ、高層ホテル建設後において、万一の火災時においても対応できるはしご車の導入を検討すること。

一つ、消防職員の採用については、職員不足を来さないよう計画的な採用に努めること。

一つ、下地区のし尿処理場の維持管理については、今後のし尿の量及び処理能力を積算の上、しっかりとした対策をとること。

一つ、対象が小学生、中学生にまで拡大された子ども医療費助成事業については、制度の周知徹底を図ること等の意見がありました。

なお、審査終了後、委員から本議案に対する修正案が提出されました。修正案は、農林水産部の対馬猪鹿活用促進事業のイノシシ、鹿の食肉処理業務について、民間サイドでの事業実施の動きがある中で、市の施設において指定管理によって同様の事業展開を図ることは民業圧迫につながるということから、添付のとおり歳入歳出予算の総額から、対馬市加志猪鹿処理施設に係る指定管理委託料、329万9,000円を減額しようとするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第9号、平成28年度対馬市一般会計予算について、まず、修正案を採決の結果、修正案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、修正議決した部分を除く原案については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。市長部局におかれましては、本委員会での指摘事項、意見、要望等を十分考慮され、市民の福祉向上のため、速やかに予算執行に当たられますよう強く要望いたします。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告といたします。なお、審査の過程において一部部局において、提出資料の修正等が多々見受けられましたので、各部局におかれましては資料提出の際、

細心の注意を払われますよう申し添えます。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これから討論を行います。

まず、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、原案及び修正案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 次に、修正案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は、修正であります。まず、予算審査特別委員会の修正案について採決します。修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決します。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。予算審査特別委員会は本日をもって終結したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。予算審査特別委員会は本日をもって終結することに決定しました。

日程第2. 議案第1号・議案第15号・議案第38号

日程第3. 議案第1号・議案第10号～議案第14号・議案第32号・議案第39号

日程第4. 議案第1号・議案第16号～議案第18号・議案第35号・議案第36号

○議長（堀江 政武君） 日程第2、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）から日程第4、議案第39号、負担付き贈与に係る財産の受け入れについてまでの15件

を一括議題とします。

議案第1号は、各常任委員会に分割付託、議案第15号及び議案第38号の2件は、総務文教常任委員会、議案第10号から議案第14号及び議案第32号並びに議案第39号の7件は、厚生常任委員会、議案第16号から議案第18号及び議案第35号並びに議案第36号の5件は、産業建設常任委員会に付託しておりましたので、各常任委員会の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） それでは、総務文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました議案第1号、議案第15号及び議案第38号について、その審査の経過と結果を同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は3月11日、豊玉庁舎3階第1会議室において、担当部長及び担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に係る歳入は、10款地方交付税で普通交付税の追加、14款国庫支出金で学校施設環境改善交付金の減、18款繰入金で財政調整基金繰入金と合併振興基金繰入金の減、20款諸収入で退職手当旧負担金制度差額調整金の追加が主な補正であります。

歳出については、2款総務費、1項、3目財政管理費において、特別養護老人ホーム浅茅の丘の民間移譲による土地建物売り払い収入を一旦財政調整基金に積み立て、国庫補助金、起債等の償還に備えておくための財政調整基金積立金の追加や、10款教育費における校舎耐震化工事と屋内体育施設耐震化工事の工法の変更並びに入札執行による不用額の減をはじめ、各種事業費等の確定による減額が主な補正であります。

議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,411万9,000円と定めようとするものであります。前年度より、1,940万3,000円の増となっておりますが、これは渡海船浮棧橋の撤去・設置工事に伴う事業費の増額によるものであります。

また、事業収入については、新船建造により、新病院への通院に合わせて、平成28年度は、観光客の誘致にも努力をし、貸し切りによる収入の増額を若干見込んでおります。

議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画については、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成28年度から平成32年度までの5カ年の対馬市過疎地域自立促進計画を策定しようとするものであります。

本目的は、過疎対策事業債をもって財源とするため、9つの分野における計画を定めております。他の事業債との調整も含め対応可能となるため、網羅的に計画を掲げております。過疎対策

事業債をはじめ、辺地対策事業債、合併特例事業債、簡易水道事業債、公共事業等債等での調整で年次的に充当を行っております。

この5カ年の計画では、産業の振興など9つの分野に区分され、事業数587件、事業費387億2,946万6,000円、うちソフト事業252件、54億9,077万8,000円が計画されております。

以上、議案第1号、議案第15号及び議案第38号の3議案につきましては、採決の結果いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 次に、厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）、歳入は所管委員会に係る歳入、歳出は2款総務費、3款民生費、4款衛生費。

議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算。

議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算。

議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算。

議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算。

議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例。

議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについての8件であります。

それでは、審査の経過を説明いたします。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は議案第1号、議案第10号から議案第14号まで、議案第32号及び議案第39号の8議案であります。市長部局より各担当部課長の出席を求め、慎重に審査を行いました。その審査の経過の概要と結果を同規則第110条の規定により報告をいたします。

まず、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）のうち、歳入は14款国庫支出金で個人番号カード交付事業補助金の追加、対馬クリーンセンター長寿命化計画策定委託料の事業費の減に伴う循環型社会形成推進交付金の減、15款県支出金で放課後児童健全育成事業補助金の追加、16款財産収入で特別養護老人ホーム浅茅の丘の民間譲渡による土地建物売払収入の追加が主なものであります。

歳出は、2款3項1目戸籍住民基本台帳費において、通知カード、個人番号カード事務負担金

の追加、3款、民生費において、老朽化している佐須へき地保育所改修工事設計委託料の追加、放課後児童健全育成事業委託料の追加、基準額変更に伴う私立保育所の施設型給付費及び委託費負担金の追加、4款衛生費において、中対馬病院解体に伴う繰上償還分の元金を計上していましたが、平成27年度より統合計画による解体においては起債を起こすことができる旨の法改正があったことによる、病院企業団負担金の減額が主なものであります。

保健衛生費委託料の減額が大きいが、啓発活動はどのように行っているかとの質問に対して、予防接種対象者のほとんどが乳幼児であり、出生数の減少が大きな予算減額の要因である。また、啓発については、保健師が対象乳幼児の家庭訪問で予防接種計画表を配付しているとの回答でありました。

次に、議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算では、歳入歳出予算総額は、前年度当初比、1億954万5,000円の増額となっておりますが、これは、いつはら病院跡に整備している診療所の6月からの診療開始に係る運営費等を計上したためであります。歳出について1款1項1目一般管理費19節負担金補助及び交付金は、峰歯科診療所開院による運営費補助金を増額計上しております。2款1項1目医業用機械器具費、18節備品購入費は、豊玉診療所の能動型自動間欠索引装置の購入費等の計上であります。

次に、議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算では、糖尿病性腎症重症化予防事業について、質疑がありました。この事業は、平成26年度から開始しているもので、平成27年度は現在実施中ですが、平成26年度は、12名の対象者に対し、3名の重症化予防が見られたとの報告があり、平成28年度も引き続き推進していくものであります。

人間ドックの補助金については、目的として、国保被保険者へ助成をすることで、特定健診の情報提供をいただき、受診数に加算しようとするものであります。補助は1人につき上限2万円で、ドック費用の支払いをした後、申請をして助成金が口座振込になります。平成27年度2月現在では、53人の利用がっております。

退職被保険者等療養給付費についても質疑があり、平成26年度に制度改正が行われ、平成27年4月からは、退職者医療制度への新規加入はなくなり、現在退職者医療制度に加入されている方が65歳に到達されるまで経過措置が講じられるという説明を受けました。

次に、議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算については、保険料は2年毎に見直されることになっており、平成28年度が見直しの年度となっておりますが、診療報酬のマイナス改定や剰余金の活用で、保険料を据え置くことが、2月開催の後期高齢者医療広域連合議会で可決されたとの報告がありました。

議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算の主なものは、歳入3款1項1目介護給付費負担金、2項1目調整交付金、4款1項1目介護給付費交付金、7款1項1目1節その

他一般会計繰入金は、それぞれ増額です。その主な要因は、介護認定を受けておられる方の居宅での暮らしを支える住宅改修費の申請件数が増加傾向にあることでもあります。

歳出、2款保険給付費に要する経費は、全体で約1億3,500万円の増額であります。主な要因としては、平成27年4月から多床室の基準費用が変わり、低所得者に対して食費と居住費が軽減されるため、低所得者の施設利用が困難とならないよう申請により、食費と居住費の一定額以上は介護保険から給付されるためであります。また、居宅での暮らしを支える住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給が増加していることも要因となっております。8款1項1目介護予防等事業費、2項1目包括的支援等事業費に係る経費を介護保険地域支援事業特別会計へ繰り出すもので、第6期介護保険事業計画に基づき、保険給付見込額の2.8%と定め、繰出金を計上するものであります。

次に、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算では、2つの助成金内容について質疑がありました。介護予防自主活動団体助成金については、平成28年度から自主的な介護予防活動を展開する団体に対し、施設使用料等を運営費として支給するもので、成年後見人等の報酬に係る助成金については、国の法改正に伴い市も助成できるようになったというものであります。委員から、制度についての情報等の必要性が高まってくると思うので、対馬市でもぜひ、充実させていただきたいとの意見がありました。

次に、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例については、現在、旧対馬いづはら病院跡利用として、対馬市直営の診療所開設を進めておりますが、医療機関としての開設手続等に必要のため、いづはら診療所を追加するものであります。また、改修工事に日数を要するので、条例改正の方法として、附則において期限を設け、規則にその開設日を委ねるものであります。

次に、議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについては、旧対馬いづはら病院の跡利用につきまして、無床診療所と介護施設を開設するために、同病院の土地、建物を対馬市が譲り受けることについて、長崎県及び長崎県病院企業団と協議が整い、長崎県病院企業団議会でも跡利用の土地、建物等を対馬市に無償譲渡する議案が承認されましたので、譲渡物件に係る平成28年3月31日現在における起債残額3億594万1,952円を引き継ぎ、無償譲渡を受けようとするものであります。この建物の平成26年度末現在の残存価格は21億8,000万円で、これは市の財産になります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）等、8議案について慎重に審査し採決した結果、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（堀江 政武君） 産業建設常任委員長、春田新一君。

○議員（1番 春田 新一君） それでは、産業建設常任委員会の審査の結果を御報告いたします。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第35号及び議案第36号の6議案であります。

その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

まず、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）の本委員会に係る歳入では、14款国庫支出金において、産地水産業強化支援事業補助金や社会資本整備総合交付金の減額、15款県支出金において、ながさき森林環境税補助金外16事業補助金の減額、21款市債において、対馬椎茸やる倍ナバダス計画事業債の追加、漁協施設整備事業債外16事業債の減額などが主な補正であります。

続きまして、歳出については、6款農林水産業費では、チップの出荷量が大幅に増加したことによる木材加工品輸送コスト助成事業補助金の追加、ながさき森林環境税活用事業補助金の減額、西海漁協施設整備に係る産地水産業強化支援事業補助金の減額、千尋藻漁港外4漁港の整備事業とストックマネジメント事業の組み替え及び工種の変更に伴う工事請負費の減額などが主な補正であります。

次に、7款商工費では、対馬観光リニューアル事業による観光案内板等整備工事に係る社会資本整備総合交付金の事業費承認額の確定による減額が主な補正であります。

8款土木費では、赤島線等市道改良事業の委託料などを工事請負費へ組み替えるものや、急傾斜地崩壊対策事業費の減額、比田勝港国際ターミナル建設工事に伴う精算と県営港湾事業費の減額、また、横町線改良事業に係る厳原都市再生整備事業の精算に伴う減額などが主な補正であります。

続きまして、議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額は、それぞれ10億4,617万円で、前年度当初予算より1億2,822万8,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、建設改良事業費に係る国庫補助金、一般会計繰入金、簡易水道事業債の増であり、平成28年度は新規事業として雞知簡易水道基幹改良事業及び継続事業として琴統合簡易水道整備事業の2件の国庫補助事業が予定されております。

続きまして、歳出については、1款簡易水道費で、水質検査料、検針・徴収委託料、水道施設の光熱水費及び修繕料、雞知簡易水道基幹改良事業費及び琴統合簡易水道整備事業費など、2款公債費で、長期債償還元金及び利子が主なものであります。

次に、議案第17号、平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算について、まず、歳

入の主なものは、阿連地区下水道使用料、一般会計繰入金などであります。

歳出については、1款下水道事業費で、下水道料金徴収業務委託料、施設保守点検業務委託料など、2款公債費で、下水道事業債償還元金及び利子が主な予算であります。

続きまして、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算について、水道事業収益の主なものは、給水収益（水道使用料）及び長期前受金戻入などであります。水道事業費用については、水道施設の維持管理に要する経費及び企業債償還元金利子などが主なものであります。

また、資本的収入の主なものは、佐須簡易水道基幹改良事業債、国庫補助金、一般会計負担金などあります。

資本的支出につきましては、営業設備費で各種ポンプなどの機械及び装置費、工具器具及び備品購入費、施設整備費で上水道及び簡易水道施設の整備工事費及び配水管布設替え工事費、簡易水道整備工事費で佐須簡易水道基幹改良事業に係る工事請負費及び事務費、また、企業債償還元金などが主なものであります。

続きまして、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例について、消費者安全法の改正により、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項等を定めることとなったため、消費者庁からのモデル条例案に基づき作成をし、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例については、本市において捕獲された猪鹿の9割が埋設処理されている状況を鑑み、肉の利活用を図るため、本施設が解体及び加工処理の役割を担い、商品として島内外の人々に還元することにより、新たな産業創出の拠点として、また新たな本市の資源となるよう取り組むため、本条例を制定しようとするものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第1号、議案第16号、議案第17号、議案第18号及び議案第35号の5議案につきましては、慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第36号につきましては、解体を代行するには施設が小さ過ぎるのではないかと、新たに起業する方々との調整が不十分であり、民業圧迫になるのではないかと、条例に定める獣肉の精肉加工に係る手数料の根拠が不明瞭である、などの意見がありました。

以上のような意見をもとに、慎重に審査し、採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 各常任委員会の審査報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

まず、総務文教常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、厚生常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、15件について討論、採決を行います。

まず、議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する各常任委員会の審査報告は、いずれも可決であります。

議案第1号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立多数です。

本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号から議案第18号までの9件は、平成28年度の特別会計予算であります。

まず、議案第10号から議案第14号までの5件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

5件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。

議案第10号、平成28年度対馬市診療所特別会計予算、議案第11号、平成28年度対馬市国民健康保険特別会計予算、議案第12号、平成28年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号、平成28年度対馬市介護保険特別会計予算、議案第14号、平成28年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計予算の5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

5件は、報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成28年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号から議案第18号までの3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、これから採決します。

議案第16号、平成28年度対馬市簡易水道事業特別会計予算、議案第17号、平成28年度対馬市集落排水処理施設特別会計予算、議案第18号、平成28年度対馬市水道事業会計予算の3件に対する委員長の審査報告は、いずれも可決であります。

お諮りします。3件は、委員会の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

3件は、報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時からとします。

午前10時44分休憩

午前10時59分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

次に、議案第32号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、対馬市消費生活相談所の組織及び運営等に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、対馬市猪鹿処理施設の設置及び管理に関する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。原案です。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 政武君） 起立少数です。本件は否決されました。

次に、議案第38号、対馬市過疎地域自立促進計画について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は可決であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は報告のとおり可決されました。

日程第5. 陳情第4号

○議長（堀江 政武君） 日程第5、陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

本件は、厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の審査報告を求めます。厚生常任委員長、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） 厚生常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第110条の規定により報告をいたします。

陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書であります。

それでは、審査の経過を説明をいたします。

平成28年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、本委員会に付託されました陳情第4号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書採択を求める陳情書について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、本案について、市長部局より賛同する旨の報告を受け、それを踏まえて慎重に審査をいたしました。少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の出産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県をはじめとする全ての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されています。

一方で、市町村によって、制度内容について差異があります。償還払い方式と現物給付方式があり、対馬市では現物給付方式をとっておりますが、市町村が現物給付方式で助成すると、国は国民健康保険療養費等国庫負担金の減額を行っています。

この措置は、各自治体の施策充実の足を引っ張るとともに、財政運営上の大きな支障となっています。これはまた、政府が推進する少子化対策にも矛盾する措置であります。対馬市においても、人口減少の一途をたどる中、少子高齢化対策は喫緊の課題であります。

このような地方団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠であ

ることから、陳情の趣旨は十分に理解できるものと判断し、採決の結果、賛成多数により採択すべきものと決定をいたしました。

以上、厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（堀江 政武君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件に対する委員長の審査報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第6. 議案第43号

○議長（堀江 政武君） 日程第6、議案第43号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました議案第43号、平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由とその内容を御説明いたします。

今回の補正は、一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策といたしまして、去る1月20日に成立いたしました国の平成27年度補正予算（第1号）に伴う事業の計上でございます。

これらの事業につきましては、本日、国の内示が示されるという状況でございまして、議案提出が本日になったところでございます。御理解いただきますようお願いいたします。また、今回の補正は、その全額を翌年度に繰り越して執行することとなりますので、あわせて御了承くださいますようお願いいたします。

それでは、予算書の1ページのほうをお願いいたします。

平成27年度対馬市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2,640万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ318億8,331万9,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正は、繰越明許費の追加を4ページ、5ページにかけての第2表、繰越明許費補正によるものとし、今回、6事業、3億2,640万円を追加するものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更を、同じく4ページ、5ページにあります第3表、地方債補正によることを定め、補正後の限度額を31億8,400万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容でございますが、まず歳入のほうでございますけれども、予算書8ページでございます。

今回の補正につきましては、国の平成27年度補正予算（第1号）に係る事業費の補正でございまして、14款国庫支出金をはじめ、15款県支出金及び21款市債などの特定財源を主とした財源、手だてで補正を行っております。

続きまして、歳出でございますけれども、なお歳出につきましては、別紙参考資料をお配りをいたしておりますので、あわせてご覧いただきますようお願いいたします。

予算書のほうは10ページでございます。

2款総務費でございますが、資料につきましては1ページの上段でございますけれども、サイバー攻撃が急速に複雑、巧妙化している中、情報セキュリティ強化対策を図るため、ネットワークの分離対策、システム管理対策に係る二要素認証の導入などの委託料といたしまして、3,678万4,000円計上いたしております。

3款民生費1項社会福祉費でございますが、資料は1ページの中段でございます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金事業といたしまして給付金1億8,300万円、その他事務費を合わせまして1億9,107万3,000円を、2項児童福祉費でございますが、資料は1ページの下段でございます。

保育所等の利用者負担軽減措置に係るシステム改修費といたしまして、221万4,000円を計上いたしております。

6款農林水産業費3項水産業費でございますが、資料は2ページの上段でございます。漁業後継者対策として実施をいたします「ながさき」の浜のひとづくり・しごとづくりプロジェクト事業といたしまして、指導料、用船料、補助金など、3,692万9,000円計上いたしております。

この事業につきましては、平成28年度の対馬市の当初予算に21世紀の漁業の担い手確保推進事業といたしまして、県単独補助事業で予算措置をいたしておりますけれども、今回、長崎県と対馬市を含む県内4市——対馬市のほかは島原市、五島市、西海市でございますけれども——

県内4市で地方創生加速化交付金の広域連携事業として、組み替えをしようとするものでございます。

また、内示の結果次第でございますけれども、平成28年度当初予算に予算化をいたしております、21世紀の漁業の担い手確保推進事業につきましては、今後、補正におきまして減額をする予定といたしております。

7款商工費でございますが、資料は2ページの中段でございます。

福岡市及び九州離島広域連携事業の負担金といたしまして、4,400万円の計上でございます。この事業は、福岡市とダイレクトにアクセスを持つ九州離島の3市2町——対馬市を含めまして壱岐市、五島市、新上五島町、それから鹿児島島の屋久島町でございます——が連携し、国内外においての情報発信、観光資源のブラッシュアップなどにより、福岡から九州の島への流れをつくり、国内外の旅行者の流入による交流人口の拡大を図り、各地域の活性化につなげようとするものでございます。この事業につきましても、地方創生加速化交付金の広域連携事業として実施を行うものでございます。

8款土木費でございますが、資料は2ページの下段でございます。

県営事業として実施されます急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金といたしまして、1,540万円計上いたしております。

以上、簡単でございますけれども提案理由とさせていただきます。

よろしく御審査の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第44号

日程第8. 議案第45号

○議長（堀江 政武君） 日程第7、議案第44号、工事請負契約の締結について及び日程第8、財産取得契約の締結についての2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬振興部長、園田俊盛君。

○上対馬振興部長（園田 俊盛君） ただいま議題となりました議案第44号、工事請負契約の締結について提案理由の説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

本議案は、市道西津屋線道路改良工事（西津屋トンネル）に係る工事請負契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、去る3月1日に特定建設工事共同企業体11者による一般競争入札を実施した結果、なかはら・中原建設特定建設工事共同企業体、代表構成員、株式会社なかはら対馬営業所所長小川健二氏、構成員、株式会社中原建設代表取締役中原康博氏が、5億940万5,577円で落札されましたので、これに消費税相当額を加算した5億5,015万8,023円で、去る3月4日に、同共同企業体を相手方とした工事請負契約を締結いたしております。

ここに、本契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、添付いたしております参考資料をご覧ください。

工事内容は、工事延長116メートル、幅員5.5メートルのトンネル工事一式でございます。

なお、工期につきましては、継続費の設定により平成29年4月末日といたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 保健部長、福井順一君。

○保健部長（福井 順一君） ただいま一括議題となりました議案第45号、財産取得契約の締結につきましては、保健部所管でございますので、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

追加配付の議案集7ページ、8ページをお願いいたします。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本契約は、旧対馬いづはら病院跡を一部改修し、平成28年6月の開院を目指して取り組んで

おります、仮称いづはら診療所の備品購入のうち、画像部門にかかわる入札で、超音波診断装置、X線撮影装置及び画像システムの一式を購入しようとするものでございます。

入札につきましては、去る3月1日、5者を指名し、競争入札と執行いたしました結果、有限会社山本商事代表取締役山本博己氏が1,350万円で落札いたしましたので、消費税相当額を加算した1,458万円で、3月3日に、同氏を相手方として、財産取得のための仮契約を締結しております。

ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

これら医療機器の導入により、市民の皆様が安心して暮らせる医療の提供、充実を図っていかうとするものでございます。

これで、提案理由の説明を終わります。

御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております2件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第44号、工事請負契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、財産取得契約の締結について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

日程第9. 対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

○議長（堀江 政武君） 日程第9、対馬市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

次に、指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

推薦名簿を配付しますので、そのままお待ちください。

午前11時25分休憩

午前11時26分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

選挙管理委員にただいま配付しました名簿のとおり、庄司智博君、日高光博君、永留堯吉君、神宮吉幸君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました庄司智博君、日高光博君、永留堯吉君、神宮吉幸君、以上の方が当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1位順位黒岩日出夫君、第2位順位野村寿治君、第3位順位阿比留亀君、第4位順位阿比留芳朗君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1位順位黒岩日出夫君、第2位順位野村寿治君、第3位順位阿比留亀君、第4位順位阿比留芳朗君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第10. 発委第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第10、発委第1号、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件は議会改革特別委員会の提出議案でありますので、委員長の趣旨説明を求めます。委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） ただいま議題となりました発委第1号、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

対馬市議会の議員定数につきましては、平成27年3月定例会において、議員定数の調査研究を目的として、議会改革特別委員会が設置され、調査研究を進めてまいりました。この間、2回にわたる参考人からの意見聴取及び対馬市広報紙やホームページを利用したパブリックコメントの募集を行った結果、聴取した参考人の意見や市民から提出された意見は、議員定数を削減することが望ましいとの意見が多数を占めており、これらの意見等を参考として、昨年11月24日の委員会において、全会一致で議員定数を19人に削減することに決定し、12月定例会に報告しておりました。

対馬市議会議員定数条例につきましては、この決定に基づき、議員定数を21人から19人に削減する改正を行うものです。また、対馬市議会委員会条例につきましては、この条例に常任委員会の委員の定数が定められており、議員定数の削減により、この定数を変更する必要があることから改正を行うもので、条例案はこの2つの関連する条例を1つの条例として改正する形式をとっております。

なお、委員会条例第21条の改正につきましては、平成26年第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者である新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正され、標準市町村議会委員会条例が改正されたため、第21条中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改めるものです。

それでは、発委案を読み上げます。

発委第1号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。議会改革特別委員会委員長、山本輝昭。

対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により、提出します。

対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例。

第1条、対馬市議会議員定数条例（平成19年対馬市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条、対馬市議会委員会条例（平成16年対馬市条例第237号）の一部を次のように改正する。

改正部分につきましては、配付の新旧対照表を御参照ください。なお、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、議会議員の定数を削減する規定は、この条例の公布以後に告示される一般選挙から適用し、常任委員会委員の定数を変更する改正は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の日から施行することとしております。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。本件は委員会への付託を省略し、これから討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。発委第1号、対馬市議会議員定数条例及び対馬市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議員定数条例が可決されましたが、これに関連し、本定例会初日の議会改革特別委員長報告にありまして、議会改革特別委員会は本日をもって終結したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

議会改革特別委員会は本日をもって終結することに決定しました。

日程第11. 発議第1号

○議長（堀江 政武君） 日程第11、発議第1号、議会基本条例調査研究特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番、上野洋次郎君。

○議員（11番 上野洋次郎君） ただいま議題となりました発議第1号、議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議について、提案理由を御説明申し上げます。

発議第1号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員上野洋次郎。賛成者、同、黒田昭雄、同、船越洋一、同、春田新一。

議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議について、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

提案理由を朗読して説明にかえさせていただきます。

提案理由。

地域主権改革の時代を迎え、地方創生の牽引役を市議会が果たせるよう、また二元代表の一翼を担い、市民の負託に応え議会改革を展開するためにも、市議会と議員の果たすべき役割を明文化し、議会活性化の取り組みに実効性と継続性を持たせ、市議会の質的充実を図ることが求められており、その要求に応えるためにも、具体的な措置を講じる必要があります。

このような状況の中で、市議会といたしましても、去る3月10日に開催されました議員全員協議会において、議会基本条例の制定に関する調査、研究を行うことを目的とした特別委員会を設置すべきとの申し合わせがなされたところであります。

よって、本定例会に議員発議として、議会基本条例調査研究特別委員会の設置を提案するものであります。

議会基本条例調査研究特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり議会基本条例調査研究特別委員会を設置するものとする。

- 1、名称、議会基本条例調査研究特別委員会。
- 2、設置の根拠、地方自治法第109条及び対馬市議会委員会条例第6条。
- 3、目的、議会基本条例の制定に関する調査、研究。
- 4、委員の定数、8人。
- 5、期限、調査が終了するまで閉会中も調査を行うことができる。

以上のとおりであります。御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀江 政武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め、採決します。本件は原案のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。

委員名簿を配付しますので、そのままお待ちください。

午前11時41分休憩

午前11時43分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

ただいま設置されました、議会基本条例調査研究特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により配付しております名簿のとおり指名いたします。

これより正副委員長互選のため、議会基本条例調査研究特別委員会を招集します。

暫時、休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時50分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。議会基本条例調査研究特別委員会の委員長に上野洋次郎君、副委員長に春田新一君が決定しましたので報告します。

日程第12. 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堀江 政武君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査を議題とします。配付のとおり、3常任委員会より閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13. 委員会の閉会中の継続審査について

○議長（堀江 政武君） 日程第13、委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

発議第4号、対馬市伝統的町並み保存条例については、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。本件は、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事運営の都合により、暫時休憩します。追加議案を配付しますので、そのままお待ちください。

午前11時52分休憩

午前11時53分再開

○議長（堀江 政武君） 再開します。

お諮りします。ただいま配付しておりますとおり、発議第2号、国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書及び発議第3号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書が提出されました。2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 発議第2号

追加日程第2. 発議第3号

○議長（堀江 政武君） 追加日程第1、発議第2号、国による子ども医療費無料制度の創設を求

める意見書及び発議第3号、国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書の2件を一括議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

4番、船越洋一君。

○議員（4番 船越 洋一君） ただいま議題となりました発議第2号について、提案趣旨を説明をいたします。

発議第2号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員、船越洋一、賛成者、対馬市議会議員、黒田昭雄、同じく春田新一。国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。それでは、意見書（案）を読み上げて、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書（案）。

わが国の合計特殊出生率は、2005年に最低の1.26となり、2006年から若干回復して2013年には1.43となったが2014年には1.42に低下した。人口を維持するのに必要と言われている2.08への回復は、依然として困難な状況である。

2015年4月1日現在の子どもの数（15歳未満）は、前年に比べ16万人少ない1,617万人で、1982年から34年連続の減少となり、過去最低となっている。総人口に占める子どもの割合も、1975年から41年連続して低下し、2015年は12.7%と過去最低となった。この数値は人口4,000万以上の国の中で最も低いものである。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県をはじめとする全ての都道府県及び市町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気にかかりやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「8020」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現を目指すには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠

である。

よって、政府におかれては、中学校卒業までを目指し、当面、就学前まで国の医療費無料制度を早期に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様。

以上、御賛同いただくようお願いを申し上げます。

次に、発議第3号について、提案趣旨を説明をいたします。

発議第3号、平成28年3月18日、対馬市議会議長、堀江政武様。提出者、対馬市議会議員、船越洋一、賛成者、対馬市議会議員、黒田昭雄、同じく春田新一。国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書。上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出をします。それでは、意見書（案）を読み上げて、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

国民健康保険療養費国庫負担金の調整（減額）廃止を求める意見書（案）。

今日の少子化の深刻な進行と不況下において、子育て中の若年世帯への直接的な経済援助、育児への心理的支援として、乳幼児医療費助成制度は全ての都道府県、全ての市町村において実施されている。その中で今、解決が求められているのは、医療費助成方法の現物給付方式への改善がある。

医療費助成相当額を償還払いとする方式においては、患者は窓口で一旦一部負担金を支払い、償還されるのは2カ月後になっている。一方、現物給付方式においては、窓口での支払いが不要となり、助成制度の主旨が生かせるところから、この方式を採用する自治体が増加している。

ところが、国民健康保険に対する国庫負担金の調整の規定により、乳幼児医療費助成制度等の各種の医療費助成制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国保国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。これはまた、政府が推進する少子化対策にも矛盾する措置である。

よって、政府におかれては、乳幼児・児童医療費助成制度に係る国保国庫負担金の調整（減額）廃止を求めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日、長崎県対馬市議会。提出先、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様。

以上、御賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（堀江 政武君） 昼食の時間となりましたが、続行したいと思います、よろしいでしょ

うか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、それでは続行したいと思います。

説明が終わりました。

これから2件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。2件は委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。2件は委員会への付託を省略することに決定しました。これから各案ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 討論なしと認め採決します。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがある場合、その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 政武君） 異議なしと認めます。

したがって、整理権は議長に委任することに決定しました。

○議長（堀江 政武君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 第1回定例会の閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、3月3日から本日まで16日間にわたりまして、慎重に御審議いた

だき、提案申しあげました議案につきまして御決定賜りまして、厚く御礼申しあげます。本定例会で議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして速やかに対処するようにしたいと存じます。

また、今定例会における議員皆様から頂戴いたしました貴重な御意見につきましては、今後の市政に反映させるべく取り組まれるはずです。今後とも議員皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告を3件申し上げます。1件目は国境離島新法の法案提出が来週予定されている件です。2件目は博物館の基本設計、実施設計業務委託を決定した件であります。3件目は公募しておりましたホテルを決定した件です。

まず、1件目の国境離島新法の法案提出についてでございますが、この国境離島新法に関しましては、早期制定に向け数年前より国への要望活動を県内の関係離島と足並みをそろえ、市議会の皆様とともに強力に進めてまいりました。このたび現在開会中の通常国会において、3月23日に衆議院へ、3月29日には参議院へそれぞれ法案が提出される予定であり、私たちが心待ちにしておりました法案成立がすぐそこに見えてまいりました。今後は、島民の皆様が定住し続けることが可能となる施策等を早急に整え、国の予算計上時期に乗りおくれることのないよう、準備万端の備えを職員に指示したところであります。

国境離島新法については、私が就任した直後の平成20年4月に開催されました国境離島活性化対策特別委員会の中で、対馬には現行の離島振興法とは別の新たな特別措置法を求めていくべきであるとの持論を述べさせていただきました。その後は担当部署とともに、単独自治体で法律をつくり出す作業に無謀ではというちまたの声をしり目に取りかかりました。

また、同一条件下の全国離島自治体にもお願いに出向いたり、国や県の離島振興協議会の国政要望項目に挙げてもらうため、奔走したりしたことを思い出されます。このたび代議士はじめ、市議会には強力な後押しを賜り、感謝を申し上げます。

次は、仮称でございますが、対馬博物館基本実施設計業務委託についてでございます。去る3月15日に総合評価落札方式に基づく同設計業務についての3共同企業体による技術提案のプレゼンテーション及び入札会を実施し、その後の審査会の審査を経た結果、本業務の理解度、実施体制及び4つの評価テーマについて数値化した評価値の最も高かった石本・トータルメディア共同企業体を落札者と決定しましたので、御報告いたします。ほかの企業体との評価の違いにつきましては、平面プランでの収蔵、修復室の動線や交流ラウンジ構成の工夫や既存館と新館のすみ分けが考慮され、展示に関しましては、宗家文書などの収蔵、活用として高さを利用した見せ方で「宗家の滝」と題して水の流れを宗家文書にかえるなどの工夫がなされ、また通史展示や民俗展示では、市民の方への参加の工夫がなされ、理解しやすい構成となっており、屋外展示や

対馬の位置を表現する水盤が計画されるなど独創性に富んだ提案が随所に見られ、周辺景観と調和がとれた計画であります。今後は、契約締結後、平成28年度末の設計業務完了に向け、同博物館が国際交流の拠点並びにまちづくりのシンボル施設となるよう対馬市、長崎県、設計業者の三者で協議調整を重ねてまいりたいと考えております。各共同企業体の技術提案は優劣つけがたいもので、外部委員の九州大学大学院の教授をはじめ、各審査員の御苦勞につきましては、この場をお借りしまして感謝と御礼を申し上げます。

次に、先日の一般質問の際に、市有地を対象に公募しておりました三宇田のホテル誘致の選定結果についてお尋ねがありましたが、結論を出しましたのでお時間を少々いただき、ホテル選定までの経過から報告をさせていただきたいと思っております。

まず、観光客の動向ですが、この四、五年、対馬には収容能力をはるかにしのぐ観光客が来島されています。しかし、入り込み客の約4割は日帰りを余儀なくされ、とんぼ返りの状態です。宿泊施設の不足は明白です。そのような状況で、韓国人観光客の今後の見通しについて正式な調査ではありませんが、韓国国内において聞き取りを行った方のお話によると、仮にここ数年の海外旅行になれ親しんだ好景気時代が終わり、景気が減速しても韓国の方々は親近感ある対馬に限っては今後もその数は増え続けるとの予想が出されています。

片や日本人観光客の現状はと言いますと、宿泊部屋数の不足と相まって相当数の韓国側旅行会社が事前に予約されることで、対馬に社用でもしくは観光目的で訪れる予定をされても、宿泊予約さえ取れないとの苦情が届き始めてから結構な年月が経ちました。時を同じくして、宿泊施設を島内に整えるべきとの御意見が議会内部からも、また一般質問などでも行政側にも届けられるようになりました。

そこで、北部振興の一環として三宇田用地案件について、このロケーションなどの優位性を増幅できる一定レベルのホテルを求めて公募をかけました。

しかし、一定レベルを満たす案件はございませんでした。特に、自然公園区域にある三宇田用地については、高さ制限などさまざまな規制が存在していましたが、市と県との長期間にわたる協議の結果、公園区域としての違和感がないものでかつ100人以上300人以内の宿泊者数との新たな基準が示されました。

そこで、新たな公募に取り組んだ次第です。年末からの公募の審査結果と審査内容を審査委員会事務局から報告を受け、まずは大変難しい事案を真剣な協議をいただいた外部審査委員の皆様へ御礼を申し上げます。

三宇田用地に応募提案があった4事業者のうち、AとBの2事業者が高得点で、C、Dの事業者とは100点満点の平均点で約30点の開きがございました。平均点で2点しか開きがなかったAとBを対象に論議がなされました。4事業所を総体的に並べて論議した際、A事業所を第

1位にした委員が10名中7名で、第1位A事業者で論議が進んでいました。論議が進んでいく中で、明確な高さ制限というものは撤廃されたものの、公園区域としての違和感のないものの部分をどのように考えるのかといった意見や設置する施設の優劣、事業の完成までを考えた際の信頼性などの論議が起り、異例のA、B2事業所を対象に委員で採決があり、得点結果とは逆のB社に6票、A社に4票との結果だったとの審査委員会の報告が私にありました。拮抗した案件ゆえに、二転三転されたのであろうと推察いたします。

この報告を受け、私は今回の公募に至った経緯から内容を改めて精査をしました。韓国人の日帰りの観光客を宿泊旅行者に転じ、増やすため客室が明らかに不足しているこの部分の解消と国境の島ゆえ、日韓観光客の適度のバランスをとるため、日本人観光客だけでなく外国人観光客も泊まれる上質な宿泊施設をロケーションの良い三宇田の地に設けたいとの考えで公募をしたはずです。今回の三宇田の事案は公園区域内ゆえに、今回の市の決定により事業プランの全てがそのとおりに進む事業でないことは皆様も御理解はいただいているところですが、ロケーションとのバランスについては、自然公園法に基づき県の自然保護審議会に提案されるまでには最終的な許可権者である県と事業者とで何度となく協議が重ねられ、変更が生じるものと理解をしております。

A、B両社の事業計画書や図面から事業の方向性を比較しますと、A社は、シングル主体でバスは湯船スタイルであり、233室、収容人数は300人のホテルを建築する計画です。B社は、ツインベッド主体でバスはシャワースタイルで事業経営の推移を見定めながら1期と2期に分け、合わせて124室、収容人数は248人を整える案でございました。

また誘客手法は、A社は、専らインターネット予約主体の経営戦略で、B社は、複数の韓国の旅行社とのタイアップ戦略で成り立っています。過去の実績は、A社は、日本でトップの部屋数約5万室を誇り、B社は、関連会社が韓国済州島で1店舗ホテル経営をなさっています。A社は、日本各地と韓国、東南アジアで、今後はヨーロッパ、アメリカで事業展開され、250店舗以上経営されている企業です。B社は、マンションの建設販売が主業でしっかりとした業績だと理解をしております。A社の内容には、対州馬を分散飼育する計画が盛り込まれ、対馬の資源を観光客に知ってもらう仕掛けが予定されておりました。B社には、チャペルなどが予定され、ロケーションをふんだんに生かした案だと感じました。

また雇用は、A、Bともに新規、申しわけございません。正規、非正規合わせて四十数名を予定されています。どちらも甲乙つけがたい案ではありますが、市民の皆様の財産である公有地を貸し出す際の基本的条件も考えました。市民にとって大切な判断基準は、長期間にわたって一定の人員で安定的雇用が保てるか、また関連産業などへの経済波及効果が見込めるかが重要な判断基準となります。それらと対馬の資源との関連性や長期戦略性や経営の安定性、ブランド力などの

宣伝効果からA社を選択すべきと決定しました。A社は、株式会社東横インです。東横インさんにおかれては、御提案の事業計画の本質を大きくはゆがめることなく、県との協議に速やかに入られるようお願いいたします。

報告は、以上でございます。

さて、今回の議会は私にとって最後の議会であります。合併後の市内全域に蔓延していた利己主義や地域主義を払拭して、新たな対馬の構築を心に常に持ち、市政運営に2期8年、全身全霊を傾注してきたつもりでしたが、自らが掲げたこれら高邁な理念に基づく政策の実現がかなわず、改めてみずからの明らかな力不足を感じ、この職から離れることとなりました。実現できたことでは、病院の統合という時代の大きなうねりの中、対馬全体を俯瞰して建設場所を決定させていただきました。今もって、この決定には島内に賛否があることは十分に理解していますが、いつの日かこの判断にも市民の皆様から御理解いただける日が来るものと確信しています。

ところで、いづらはら病院跡に予定しています診療所につきましては、6月開院に向け進んでおります。

また、先ほど報告させていただきました博物館については、自分の郷土を誇りに思える学習と触れ合える場、さらに発信の場として本格的な文化施設が中心市街地に必要だと20年以上前から有識者から提案があっていましたが、このたびその道筋がつけられたことは、新たな対馬の構築の第一歩になるものと考えています。道筋と言えば、道路は60年来待ち望まれていた佐須坂トンネルがこの任期の間に着手でき開通したこと、また舟志・琴間の堂坂線に着手でき、また安神・浅藻間の市道にも着手できました。

しかし、20年11月、九州郵船が運航から撤退した比田勝・博多間のジェットフォイルの問題については、以後、博多・釜山間の国際航路専用船を比田勝港に寄港してもらい、国内客を同乗させるという混乗問題に取り組んできましたが、国の関係機関の壁が厚くこの任期中に再開はかないませんでした。国会議員のお力添えだけではなく、大学研究者やマスコミ関係者などのお力もお借りし、さまざまな角度から挑戦し続け、今般の通常国会での石井国交大臣の国会答弁に至りました。

また、島内の公共交通問題は、少子高齢化社会到来とともに、ゆゆしき問題になるとの思いで運賃収入を増やしつつ、市民の利便を高める交通政策を展開してまいりました。

さまざまな分野で拙い私は職員に、また県職員にしっかりとバックアップしてもらったおかげで自分なりにさまざまなことに取り組むことができました。この場を借りて全ての職員に感謝を伝えたいと思います。

そのような中、昨年4月から5月にかけて、私に対するリコール運動が起こりました。同時期に、島内には私に対する品格のない流言飛語が飛び交い、全く事実無根の風評が流布され吹き荒

れました。公人ゆえ、いたし方ないとも考えましたが、余りにも私や家族の人格の全否定にもつながりかねない問題でありました。これら民主主義の権利の乱用は民主主義の劣化を招くおそれがあり、対馬の将来を危うくするものと今後がとても心配でなりません。どうか市民の皆様、常にしっかりと将来を見据えながら、その時々判断をして行かれるようお願いをし、この8年間の御礼にかえさせていただきます。長きにわたり、温かい御支援をいただきありがとうございました。

最後になりますが、議員皆様の御健勝とますますの御活躍を祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（堀江 政武君） ここで、今定例会をもって退任をされます市長へ、議員互助会から花束贈呈を行います。市長は中央正面へお進みください。議員互助会幹事長、春田議員お願いします。

（拍手）

閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

平成28年の第1回定例会は議案全般にわたり熱心に御審議をいただきまして、ここに滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位はもとより、市長以下、市幹部の方々の御協力に対し、心から御礼を申し上げます。

また、審議の中で出ました貴重な意見や指摘事項等につきましては、今後の行政運営に生かされることを期待します。

また、財部市長におかれましては、本定例会が任期最後の会議となりました。2期8年間、対馬市の発展と市民の方々の福祉の向上に向けて一生懸命頑張ってくださいました。大変御苦労も多かったことと思います。

また、市議会からも多くの厳しい意見や提言をさせていただきましたが、これも全て現行地方自治制度の根幹となる二元代表制のもと、市民の民生安定と日々の暮らしの向上を願ってのことでありましたので、その点は御理解を賜りたいと思います。

また、市長を退任されましても、まだまだこれから新たな活躍の場がお有りかと思えます。お体に十分留意をされまして、なお一層の御活躍を御祈念申し上げ、贈る言葉といたします。

最後に、皆様方の御健勝と御多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

会議を閉じます。これもちまして、平成28年第1回対馬市議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後0時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 堀江 政武

署名議員 作元 義文

署名議員 春田 新一

